

令和8年度～令和11年度

球磨村こども計画

～みんなが笑顔で育つ、輝く未来のむらづくり～



熊本県 球磨村

はじめに

わが国では近年、少子化の急速な進行に加え、社会環境の変化により子どもや子育て家庭を取り巻く状況は一層厳しさを増しております。こうした中、国は令和5年4月に「こども基本法」を施行し、常にこどもの最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、各種取組を推進しています。



また、同法では市町村に対しては、当該市町村におけるこども施策についての計画を定め、次代を担うこども・若者が幸せに生活し健やかに成長するためには、子育てやこども・若者自身への支援の充実が求められています。

これまで、本村では平成27年3月に、子ども・子育て関連3法に基づく「球磨村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画に基づき子育ての支援と幼児期の保育・教育の提供体制の確保に努めてまいりました。

これらの状況を踏まえ、本村のこども施策や子育て支援施策の基本的な方向性を示し、こども・若者や子育て家庭が幸せに生活できる村づくりを目指し、このたび、「球磨村こども計画」を策定しました。

本計画は、第3期子ども・子育て支援事業計画との整合性を図り、「子育て世代が安心して子育てできる環境づくり」を基本理念として掲げています。保護者が安心して幸せに子育てをすることは、こどもの幸福と健やかな成長につながり、村への愛着と、村で子育てしたいという思いを育みます。そのために、多様なこども・若者、子育て支援の充実と、貧困や障がいなど困難な状況にあるこどもの支援にも取り組み、「すべてのこども」の幸福を目指します。

本計画の推進には、行政の力だけでなく、家庭、学校、地域など様々な主体の連携と、住民の皆様のご協力が不可欠となります。村が一丸となって子どもたちの輝く未来を応援するために、皆様の一層のご参加とご支援をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりましてご尽力いただきました球磨村保健事業計画審議会の皆様をはじめ、アンケート調査等を通して貴重なご意見をお寄せいただきました住民の皆様に、心から御礼申し上げます。

令和8年3月

球磨村長 大岩 禎一

目次

第1章 計画の概要と村の状況	1
1 球磨村こども計画の策定の趣旨	1
2 球磨村こども計画の位置づけ	9
3 計画の期間	11
第2章 球磨村の状況	12
1 統計データからみる球磨村の現状	12
2 こども・若者調査	19
3 第3期子ども・子育て支援事業計画策定時の調査等から	30
4 球磨村こども調査から	35
5 熊本県子どもの生活に関する実態調査から	42
第3章 基本理念、基本目標、施策の体系	49
1 計画の基本理念	49
2 計画の基本目標	50
3 計画推進に必要な考え	50
4 施策の体系	55
第4章 基本目標ごとの取組	56
基本目標1 こどもの健やかな成長を支える基盤整備	56
基本目標2 こども・若者のライフステージに応じた支援	62
基本目標3 子育て当事者への支援	67
基本目標4 特に支援が必要な子どもへの支援	71
第5章 計画の推進と進行管理	76
1 計画の推進体制	76
2 計画の進捗管理	77
資料編	78
1 球磨村保健事業計画審議会委員名簿	78
2 用語解説	79

第1章 計画の概要と村の状況

1 球磨村こども計画の策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

①こどもに関する国の動向

これまでの国の子育て支援は、主に保育園・幼稚園の待機児童の解消や小学生の放課後の居場所づくりなど、両親が働きながら子育てをしやすい環境づくりを中心に取り組んできました。

近年、いじめや不登校、児童虐待などこどもを取り巻く環境は深刻な状況が続き、さらにはコロナ禍が、自殺や貧困などこどもや若者、家庭に負の影響を与えてきました。

こうした中、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現するため、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置、「こども基本法」を施行するとともに、令和5年12月には政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定するとともに、それに関連し「こども未来戦略」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」、「こどもの居場所づくりに関する指針」についても閣議決定をしました。

こども大綱は、それまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」の3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こどもの施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。

こども基本法及びこども大綱では「こども」の定義を「心身の発達の過程にある者をいう。」として、18歳や20歳といった年齢で区切らず若者をも対象としており、取組にあたってはこども・若者の意見を聴きながら施策を推進すること等を掲げています。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

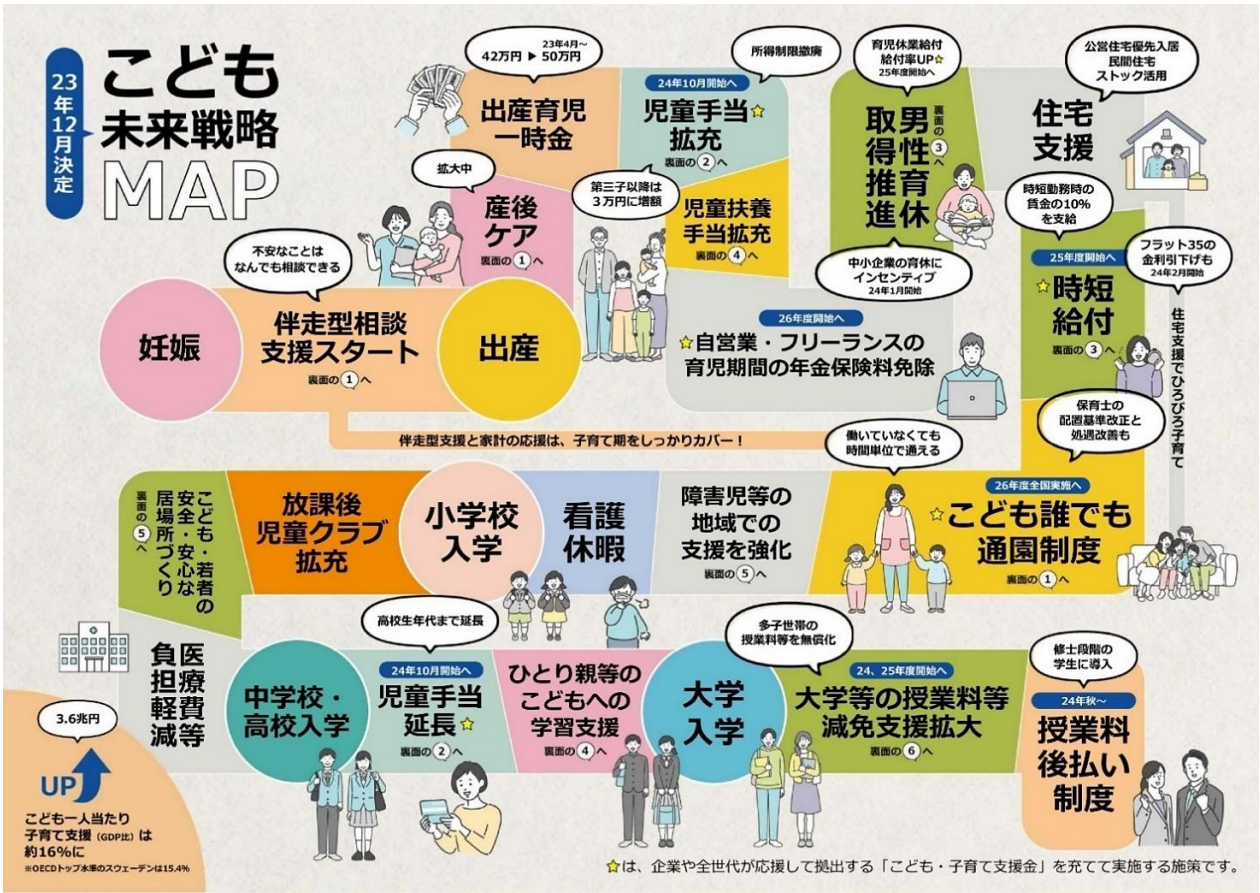
そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えたとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。) 2



幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング (身体的・精神的・社会的に幸せな状態) の向上にとって最重要

- 誰一人取り残さないほしい育ちの保障に向けては課題あり
- ※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される
- 誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い
- ⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

- 1 こどもの権利と尊厳を守る**
⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障
✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
✓生命や生活を保障すること
✓乳幼児の思いや願いの尊重
- 2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める**
⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント (愛着)」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠
「アタッチメント (愛着)」<安心> 不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得
豊かな「遊びと体験」<挑戦> 多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援
- 3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える**
⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出
✓誕生の準備期から支える
✓幼児期と学童期以降の接続
✓学童期から乳幼児と関わる機会
- 4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする**
⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援
✓支援・応援を受けることを当たり前
✓全ての保護者・養育者につながる
✓性別にかかわらず保護者・養育者が共育ち
- 5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す**
⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要
✓「こどもまんなかチャート」の視点 (様々な立場の人がこどもの育ちを応援)
✓こどもも含め環境や社会をつくる
✓地域における専門職連携やコーディネーターの役割も重要

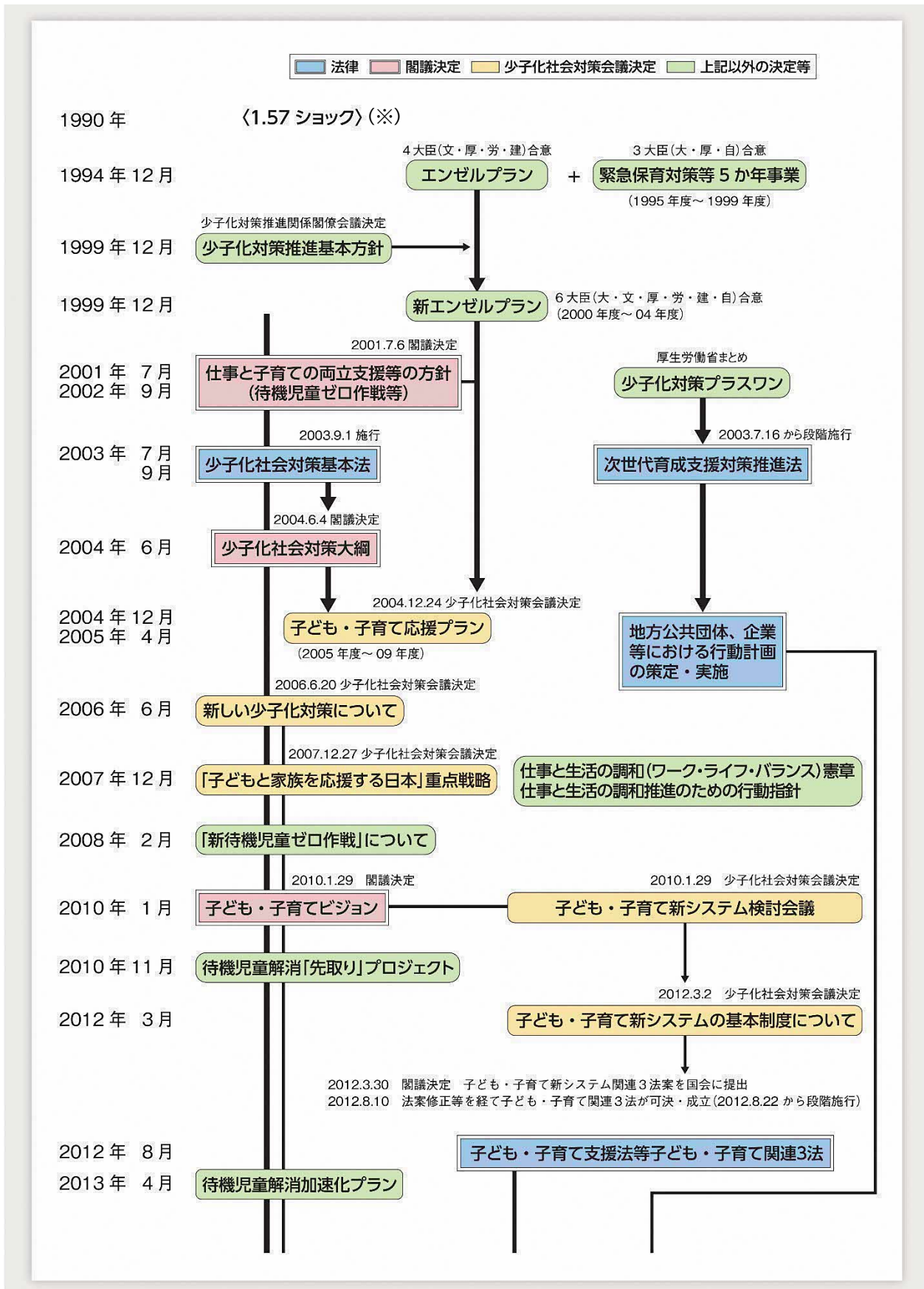
【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期 (いわゆる5歳児～小1) までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

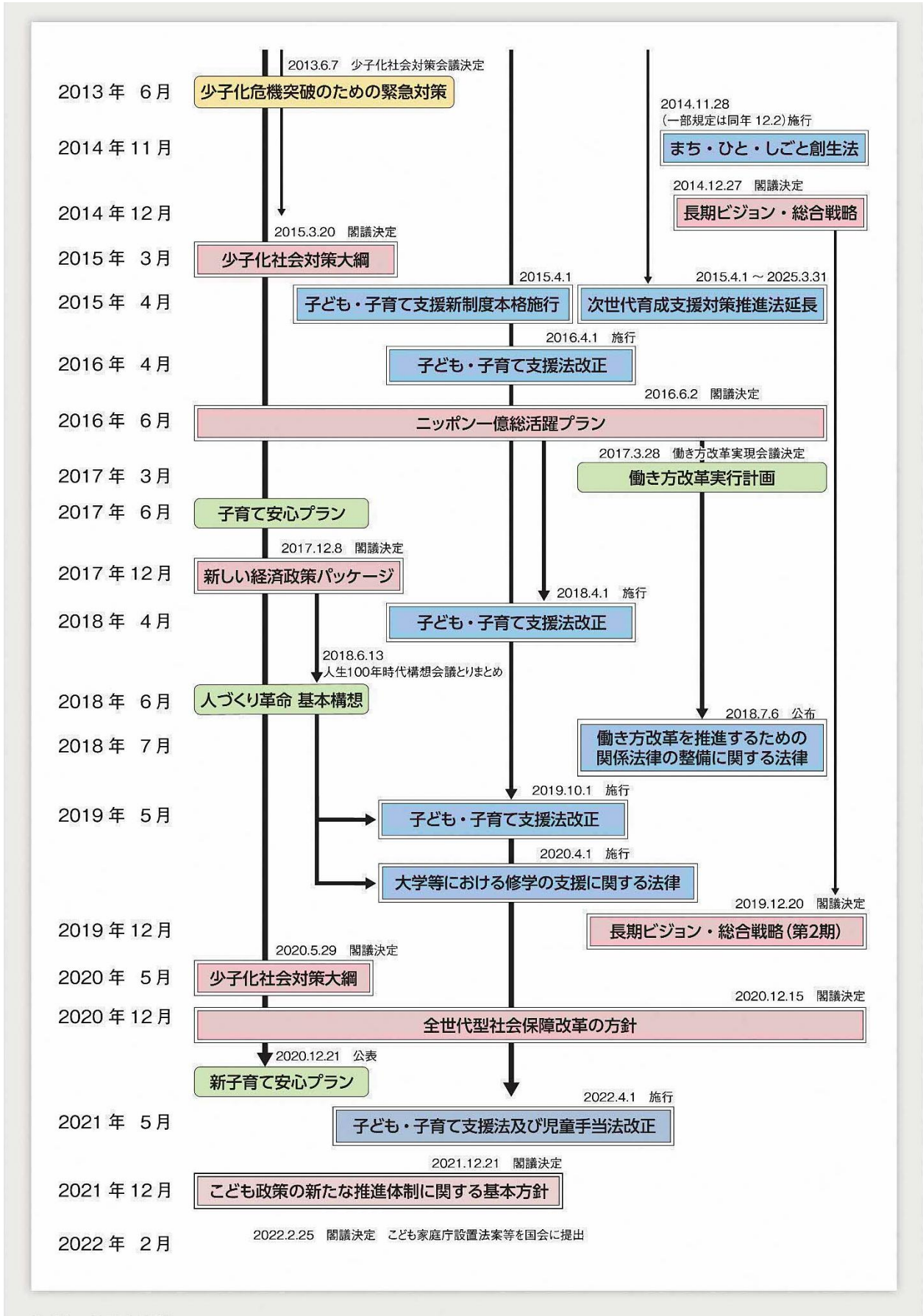
はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

【参考】これまでの少子化対策の取組



※1.57 ショック…1990年に、前年(1989年)の合計特殊出生率がそれまでの最低記録であった1966年の1.58を下回ったことを指します。



出典：内閣府資料

【参考】近年のこども計画に関する国の動向

年月	法令等の動き	内容
令和 4(2022)年 (R6.4.1 施行)	児童福祉法の改正	○こども家庭センターの設置(児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関) ○訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設等
令和 5(2023)年 4月1日	こども家庭庁の創設	こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設
令和 5(2023)年 4月1日	「こども基本法」の施行	市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられる(第10条)
令和 5(2023)年 6月2日	こどもの自殺対策緊急強化プランのとりまとめ	「リスクの早期発見」、「適格な対応」、「要因分析」により、「こどもが自ら命を絶つことのない社会の実現」を目指す
令和 5(2023)年 12月22日	こども大綱 閣議決定	「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現
	こども 未来戦略の策定	～「日本のラストチャンス」2030年に向けて～ 3つの基本理念 (1)若い世代の所得を増やす (2)社会全体の構造・意識を変える (3)全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する
	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン) 閣議決定	目的:全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上
	こどもの居場所づくりに関する指針の策定	4つの基本的な視点 【ふやす】～多様なこどもの居場所がつくられる～ 【つなぐ】～こどもが居場所につながる～ 【みがく】～こどもにとって、より良い居場所となる～ 【ふりかえる】～こどもの居場所づくりを検証する～
令和 6(2024)年 5月	自治体こども計画策定のためのガイドライン	先行事例を調査して取りまとめたものであり、今後自治体において、こども基本法に基づき、自治体こども計画の策定を進める際の参考にさせていただくことを目的に作成
令和 6(2024)年 6月5日	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が可決・成立	「児童手当」の拡充 「出産・子育て応援交付金」の恒久化 「育児休業給付」の拡充 「こども誰でも通園制度」の運用開始 等 財源の一部「子ども・子育て支援金」
令和 6(2024)年 6月26日	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	法律の題名の変更(「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に変更) 「将来のこどもの貧困を防ぐこと」が新設 等

②こどもに関する県の動向

熊本県は、令和5年度から令和6年度にかけてこどもの生活状況をはじめとする各種調査やこども・若者の意見聴取等を行い、「都道府県こども計画」と「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」等を一体的に策定した「こどもまんなか熊本・実現計画」（令和7年度～令和11年度）を策定しました。

現在は、「こどもまんなか熊本・実現計画」に基づき、「こどもまんなか熊本」の実現に向けて各種施策を推進しています。

計画の策定にあたっては、県計画の内容を踏まえて村の方針を検討します。

「こどもまんなか熊本・実現計画」

【計画の概要】

- ・「都道府県こども計画」、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」、「都道府県子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する都道府県計画」、「次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画」を一体的に策定。
- ・県のこども・若者施策、子育て支援施策の方針と具体的な取組を定める。

【計画の目標】「こどもまんなか熊本」の実現を目指す

- ・こどもまんなか熊本とは：こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本であり、あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こどもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取組を実施する熊本。

【基本的な方針】

- 1 すべてのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるようにする
- 2 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする
- 3 こどもや若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにする
- 4 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を実施する
- 5 関係機関と連携し、社会全体の気運醸成を行う
- 6 県民と共に未来を創る

(2) 計画策定の趣旨

こども基本法では、第 10 条において、市町村に対してこども大綱や県のこども計画を勘案し「市町村こども計画」を定めることを努力義務として求めています。

本村は、これまで子ども・子育て支援法等に基づく「球磨村子ども・子育て支援事業計画」（1期：平成 27 年度～令和元年度、2期：令和 2 年度～令和 6 年度、3期：令和 7 年度～）を策定し、計画に基づき幼児期の教育・保育の計画的な提供や子育てしやすい環境の整備に取り組んできました。直近の動きとしては令和 6 年度に「第 3 期球磨村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、現在は同計画に基づきこどもと子育てに関する取組を推進しています。

しかし、上述のとおりこども基本法において「市町村こども計画」の策定が求められておりその対象範囲が既存の「子ども・子育て支援事業計画」よりも幅広いことや、本村においてもこどもの権利の擁護や若者に向けた施策の展開が重要であることから、この度「球磨村こども計画」を策定することとしました。

■市町村こども計画の根拠法

【こども基本法】

第十条 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(3) 計画の対象と「こども」の定義

こども基本法第2条では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義しています。

こども大綱ではこれを「18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていく」方針を示したものであると説明し、「こども」だけではなく「若者」（おおむね29歳までの青年期にあたる層）についても大綱の対象としています。

本計画では、こども基本法及びこども大綱の考え等を踏まえ、計画の対象を、こども・若者（0歳からおおむね29歳までの者、施策によっては39歳までの者）及び子育て世帯（妊娠・出産期を含む）とすることを基本とします。また、施策によっては市民、地域で活動する団体、企業や事業者などすべての個人及び団体を連携や支援の対象とします。

【こども基本法】

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

【補足】「こども」の表記について

令和4年に「こども家庭庁設置法」及び「こども基本法」が成立・公布されました。これに伴い、国は各府省庁に対し、「こども基本法」の基本理念を踏まえ、行政文書において特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることを求めています。

本計画においても、国の方針を踏まえ、特別な場合を除き「こども」と平仮名表記で記載します。

【特別な場合の例】

ア 法令、条例等の名称及びそれらの中で用いられている特定のものを指す用語
（子ども子育て支援法、子ども・子育て支援事業計画）

イ 組織、関係団体、関係施設の名称など固有名詞
（子ども会）

ウ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いることが適当な場合
（例：子ども・子育て 子供期・現役期・高齢期）

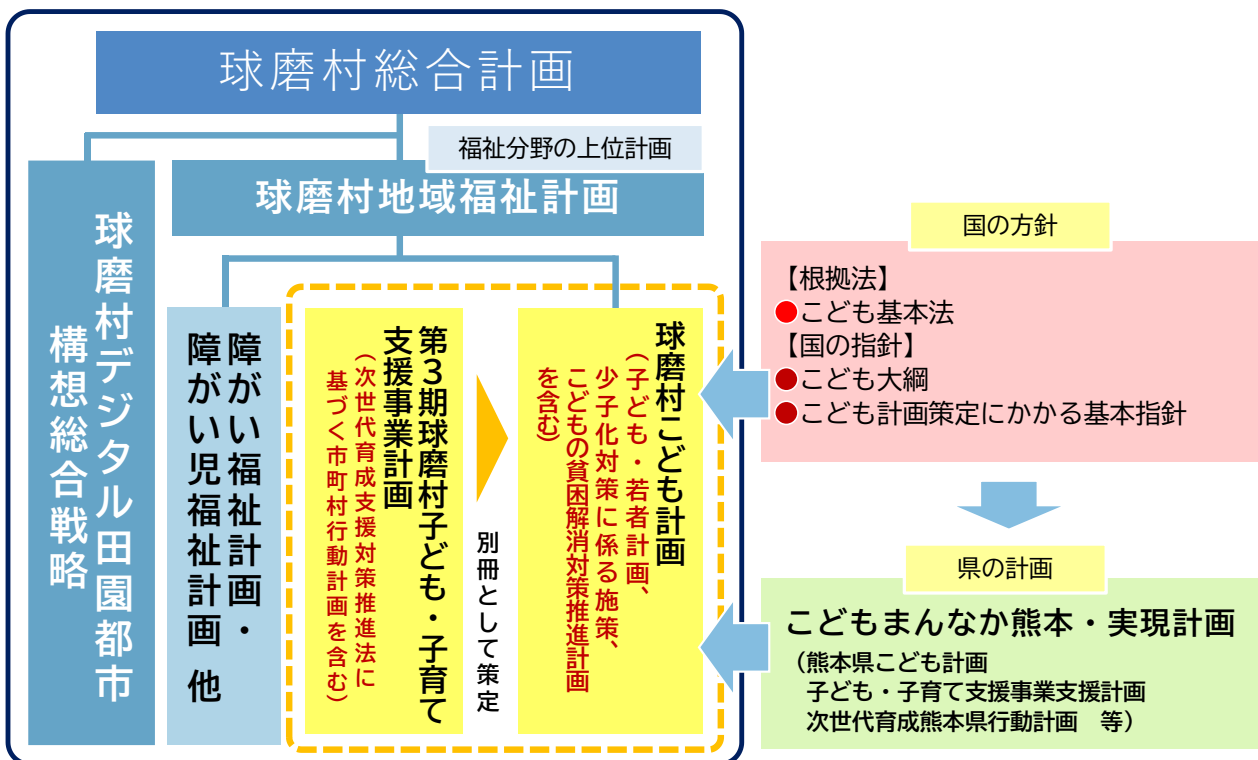
2 球磨村こども計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

「球磨村こども計画」は「こども基本法」第10条に基づく「市町村こども計画」として策定します。

また、既存の「第3期球磨村子ども・子育て支援事業計画」の別冊として位置づけ、計画策定に際しては「第3期球磨村子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図って策定を行うとともに、本村の最上位計画である「第6次球磨村総合計画」をはじめとして、球磨村デジタル田園都市構想総合戦略、地域福祉計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画等の関連計画との整合性を図ります。

あわせて、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、「少子化対策基本法」第4条の少子化に対処するための施策、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条の2に基づく市町村計画を一体的に策定するものです。



(2) 市町村こども計画と市町村子ども・子育て支援事業計画の関係性

市町村こども計画は、「こども基本法」及び「こども大綱」に基づく新たな計画であり、こども・若者に関する様々な施策・取組の方向性を定める計画です。

過去のこども関連の行政計画と比較して、こどものみならず若者をも対象としている点や、施策の検討・推進にあたってこども・若者や子育て当事者の意見を聴きながら推進することが求められている点が特徴となります。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、待機児童が出ないように今後の保育園等の利用人数の見込みを推計し、それに基づき保育園等の定員を定める需給計画であり、5年を1期として定めることが義務付けられています。全国一律で平成27年度から開始され、現在3期目（令和7年度～令和11年度）となっています。

■ 「市町村こども計画」と「市町村子ども・子育て支援事業計画」

	市町村こども計画 (本計画)	市町村子ども・子育て支援事業計画
根拠法	こども基本法 第10条	子ども・子育て支援法 第61条
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○こども大綱及び県計画を勘案しながら、こどものみならず若者をも対象とした、「こども・若者」施策を定める ・こども大綱:「こどもまんなか社会」の実現を目指す ・県計画:「こどもまんなか熊本」の実現とそれによる人口減少の解消を目指し、県の取組を定める ○計画の策定や取組の推進にあたっては、こども・若者や子育て当事者といった本人の意見を聴き、それを尊重し進める 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育の量の見込み(幼稚園・保育園・認定こども園の定員がどれだけ必要かの見込み)を立てて、それを満たすように保育園等の定員を設定・確保 ○同様に地域子ども・子育て支援事業(病児保育や放課後児童クラブ)の量の見込みと提供体制を定める ○ワーク・ライフ・バランスの推進や、県と連携しての母子・父子家庭支援や児童虐待防止等の取組について定める
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○努力義務 ○法律自体が令和5年につくられた新しい計画 	<ul style="list-style-type: none"> ○義務 ○全国一律で5年を1期として策定・推進 ○平成27年度から開始(現在3期目)

3 計画の期間

球磨村こども計画は、その計画期間を令和8年度から令和11年度の4年間とします。

また、計画期間中であっても、状況の変化等により見直しの必要が生じた場合は適宜見直しを行います。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
こども計画				こども計画 (本計画)						
子ども・子育て支援事業計画	第2期		第3期子ども・子育て支援事業計画				第2期 こども計画・ 第4期 子ども子育て 支援事業計画			

第2章 球磨村の状況

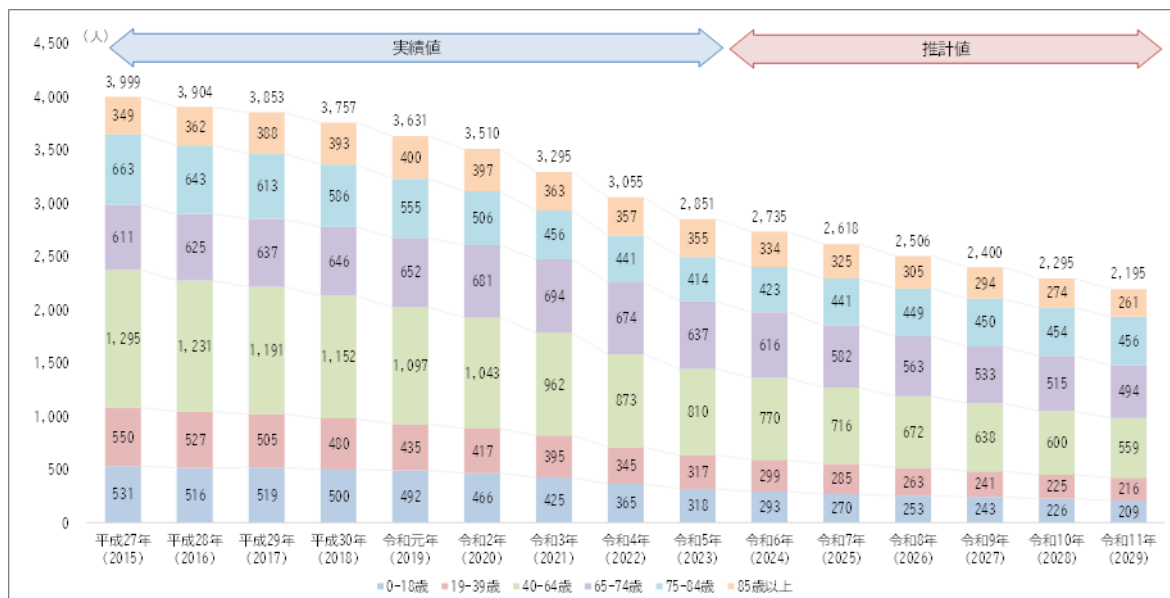
1 統計データからみる球磨村の現状

(1) 人口の推移及び推計

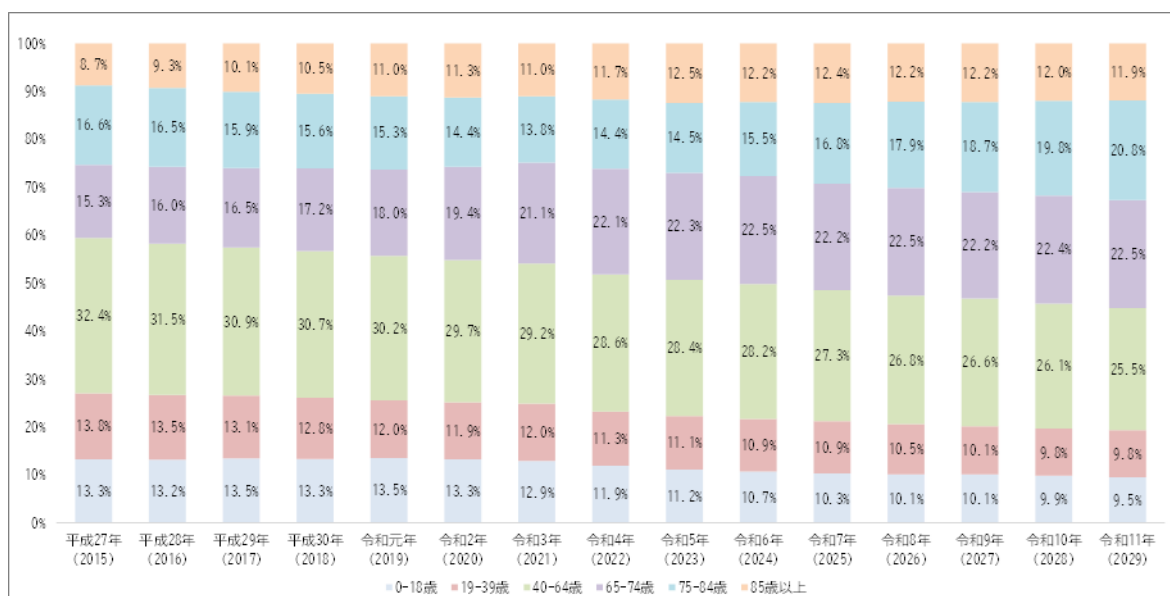
総人口は、平成27年の3,999人が令和5年には2,851人となり、1,148人の減少となっています。

今後、少子高齢化の進展により総人口は減少する予測となっており、コーホート変化率法による推計によると、令和11年の総人口は2,195人、0～18歳の人口は209人、総人口に占める0～18歳の人口の割合は9.5%となる見込みとなっています。

【人口の推移】



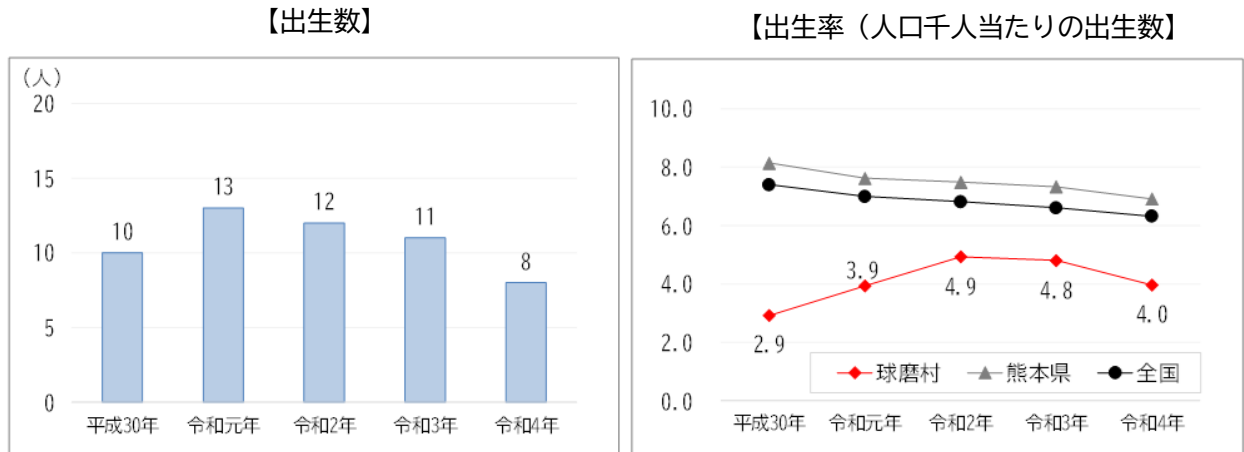
【人口割合の推移】



出典：住民基本台帳（平成27年～令和5年7月1日現在）、コーホート変化率法による推計値（令和6年～令和11年）

(2) 出生数の推移

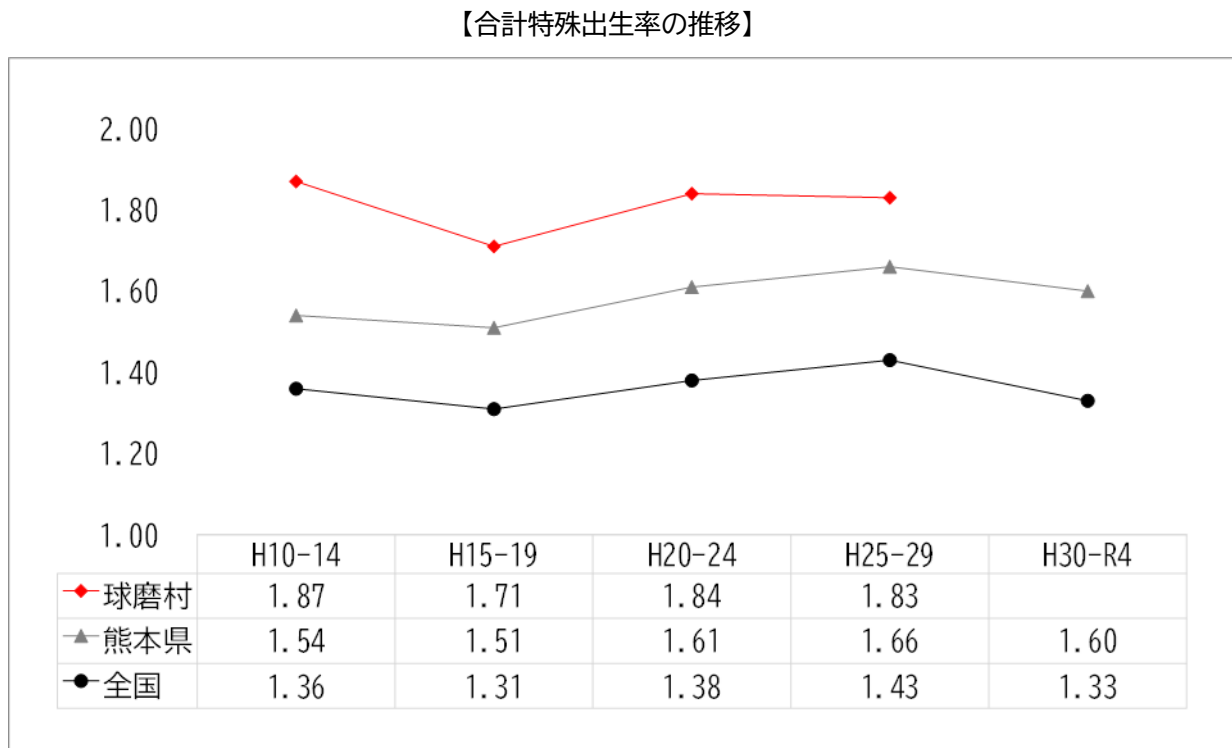
近年 10 人前後で推移しており、令和 4 年は 8 人となっています。出生率（人口千人当たりの出生数）は、全国、熊本県平均を下回って推移しています。



出典：人口動態調査報告

(3) 合計特殊出生率の推移

平成 25 年～平成 29 年の合計特殊出生率は 1.83 で、全国、熊本県平均より高い水準で推移しています。



出典：人口動態保健所・市区町村別統計

H30～R4 は、避難指示区域に指定されていた自治体に該当しているためデータがありません。

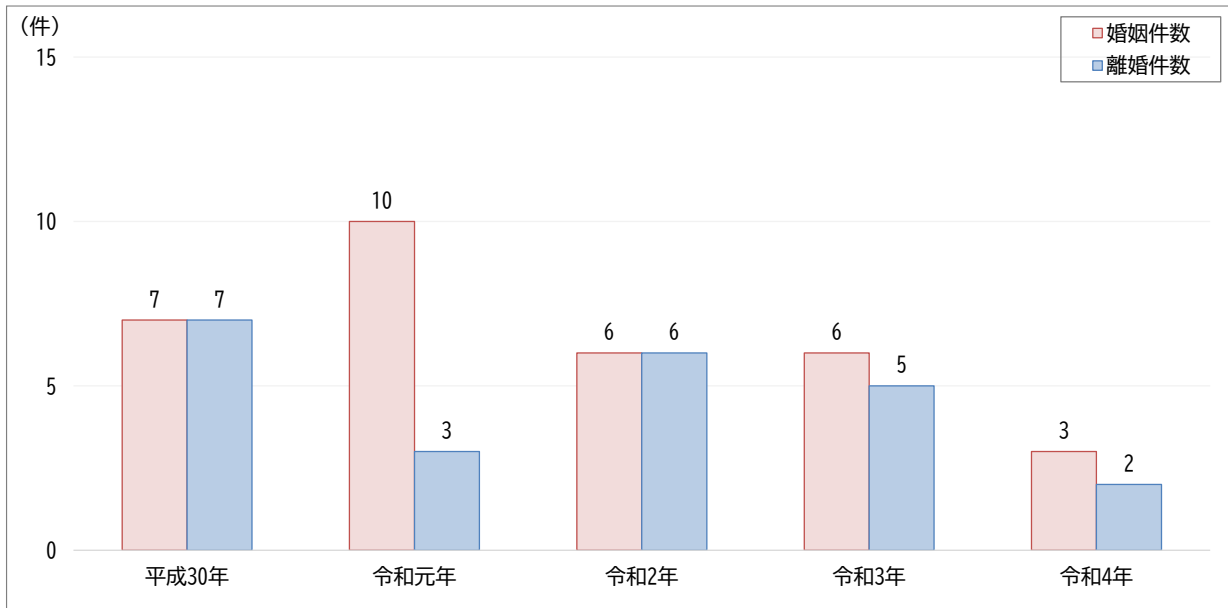
(4) 婚姻等に関する状況

① 婚姻・離婚件数、婚姻率、離婚率の推移

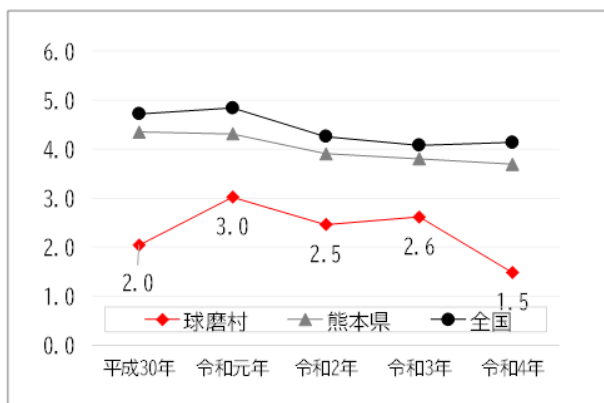
令和4年の婚姻件数は3件、離婚件数は2件となっています。

令和4年の婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）及び離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は全国、熊本県平均を下回っています。

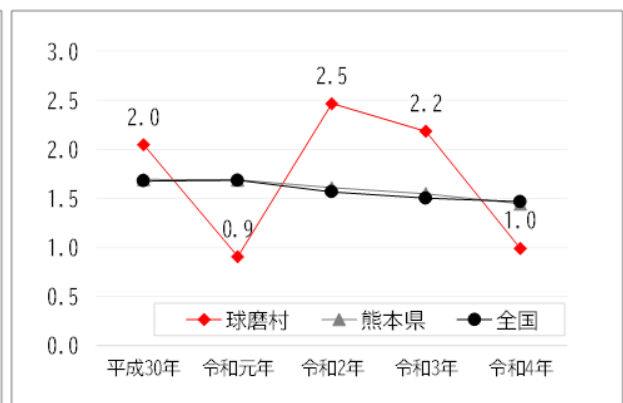
【婚姻・離婚件数の推移】



【婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）】



【離婚率（人口千人当たりの離婚件数）】



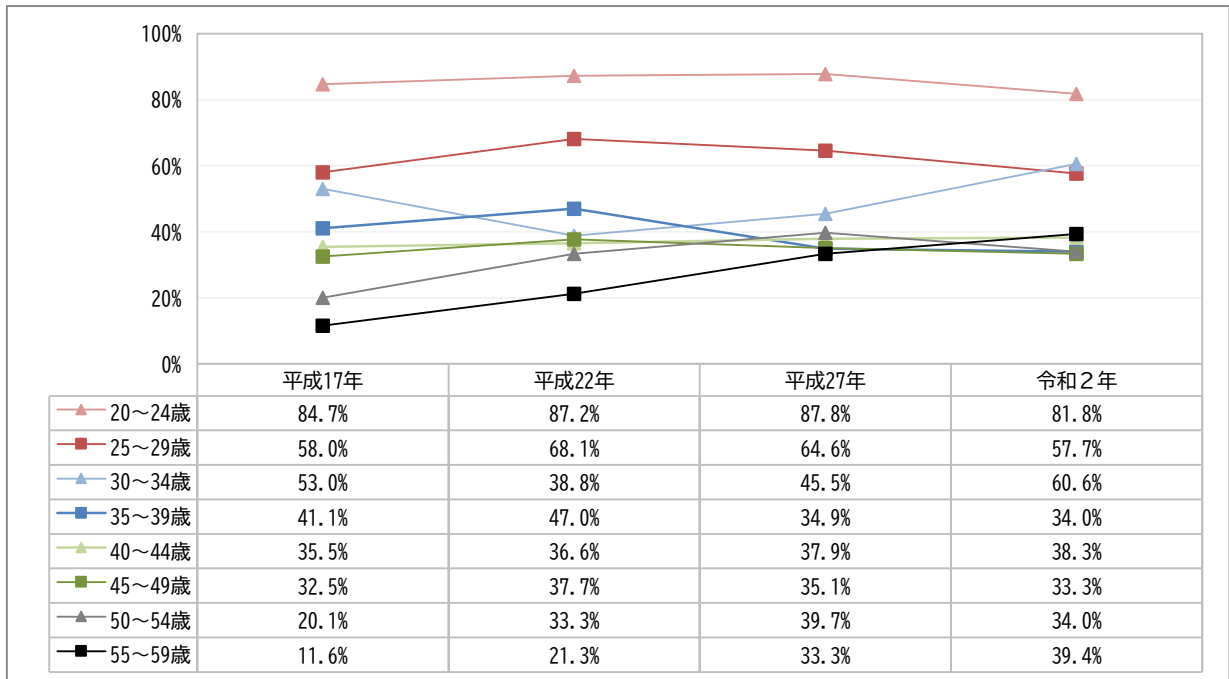
出典：人口動態調査報告

② 未婚率の推移

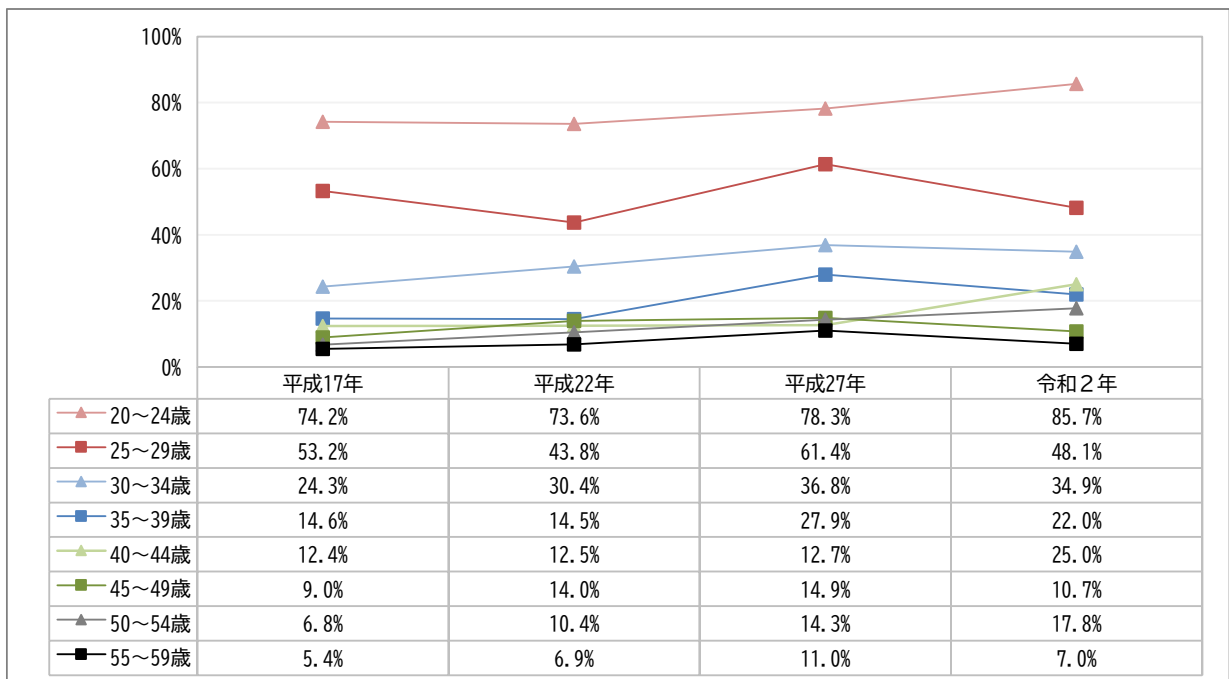
男性の未婚率は、30～34歳の層で平成27年の45.5%から令和2年の60.6%と、15.1ポイント上昇しています。

女性の未婚率は、40～44歳の層で平成27年の12.7%から令和2年の25.0%と、12.3ポイント上昇しています。

【年代別未婚率の推移（男性）】



【年代別未婚率の推移（女性）】

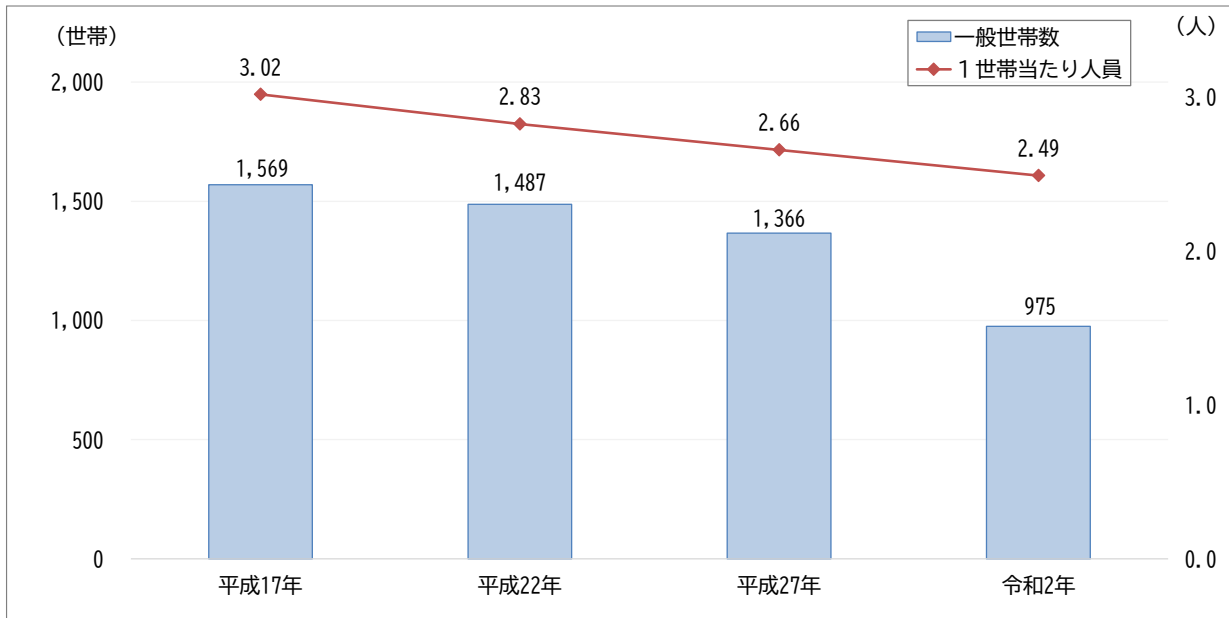


出典：国勢調査

(5) 世帯の状況

① 一般世帯数、1世帯当たり人員数の推移

令和2年の一般世帯数は975世帯、1世帯当たり人員数は2.49人で、一般世帯数及び1世帯当たり人員数のいずれも減少傾向で推移しています。

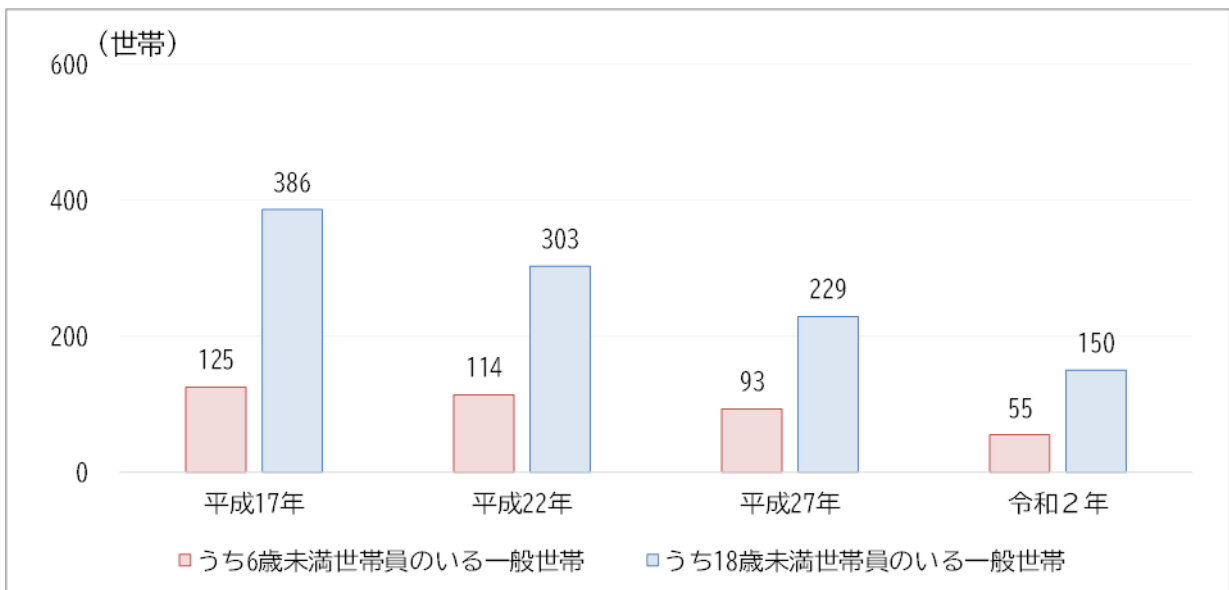


出典：国勢調査

② 6歳未満、18歳未満のこどものいる一般世帯数

ア) 6歳未満、18歳未満のこどものいる一般世帯数の推移

令和2年の6歳未満のこどものいる一般世帯数は55世帯、18歳未満のこどものいる一般世帯数は150世帯となり、いずれも減少傾向で推移しています。

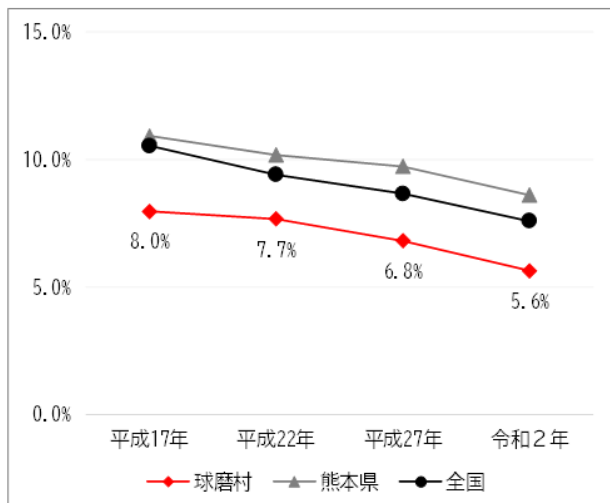


出典：国勢調査

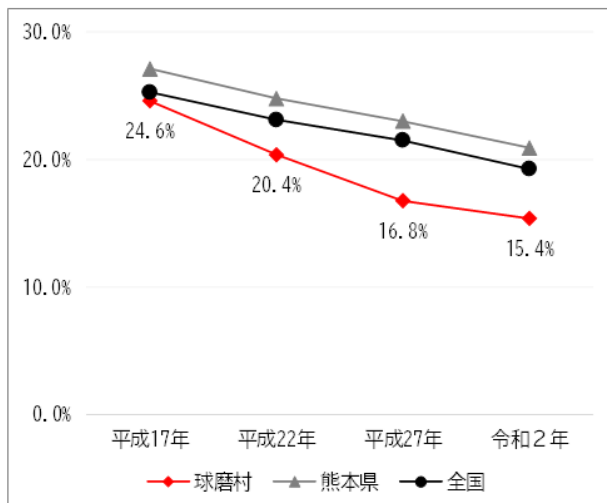
イ) 6歳未満、18歳未満のこどものいる一般世帯数の構成割合

令和2年の6歳未満のこどものいる一般世帯数の構成割合は5.6%、18歳未満のこどものいる一般世帯数の構成割合は15.4%で、いずれも全国、熊本県平均を下回っています。

【6歳未満のこどものいる世帯数の構成割合】



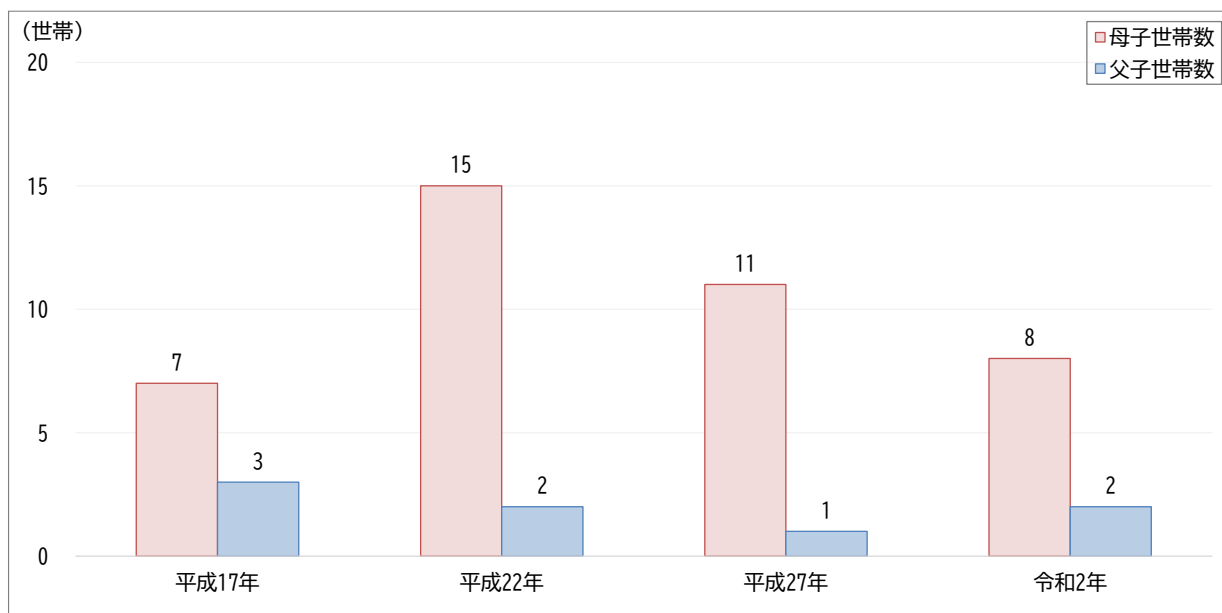
【18歳未満のこどものいる世帯数の構成割合】



出典：国勢調査

(6) ひとりで子育てをしている世帯の状況

令和2年の母子世帯数は8世帯、父子世帯数は2世帯となっています。



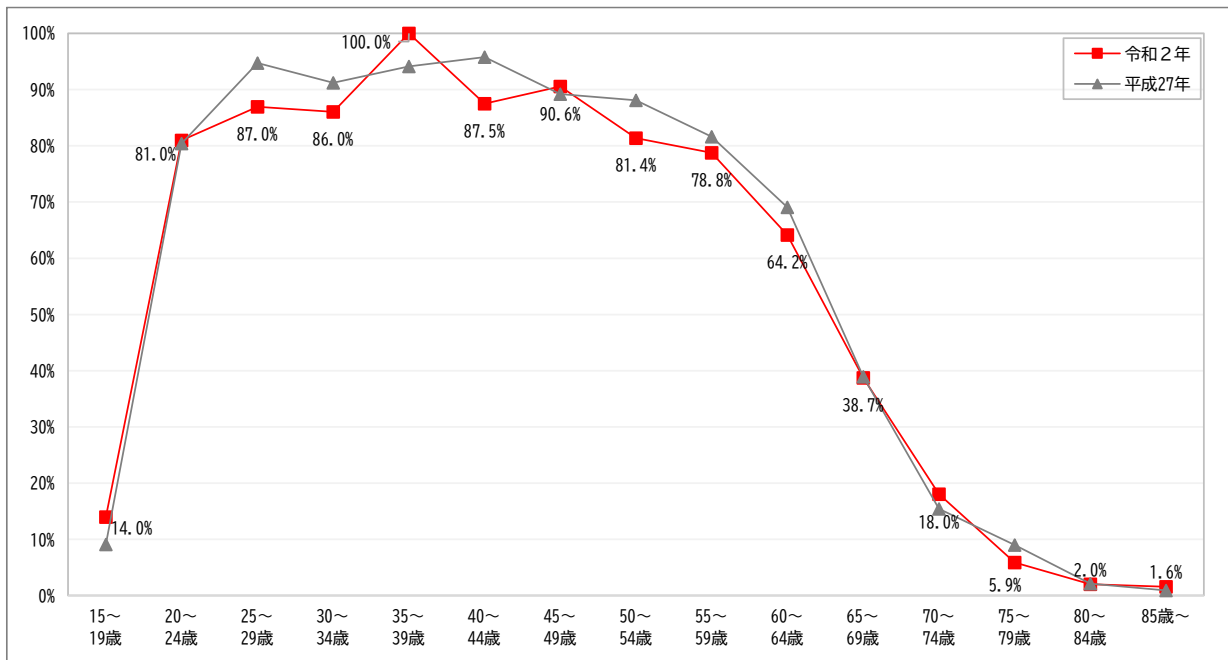
出典：国勢調査

(7) 女性の労働力率

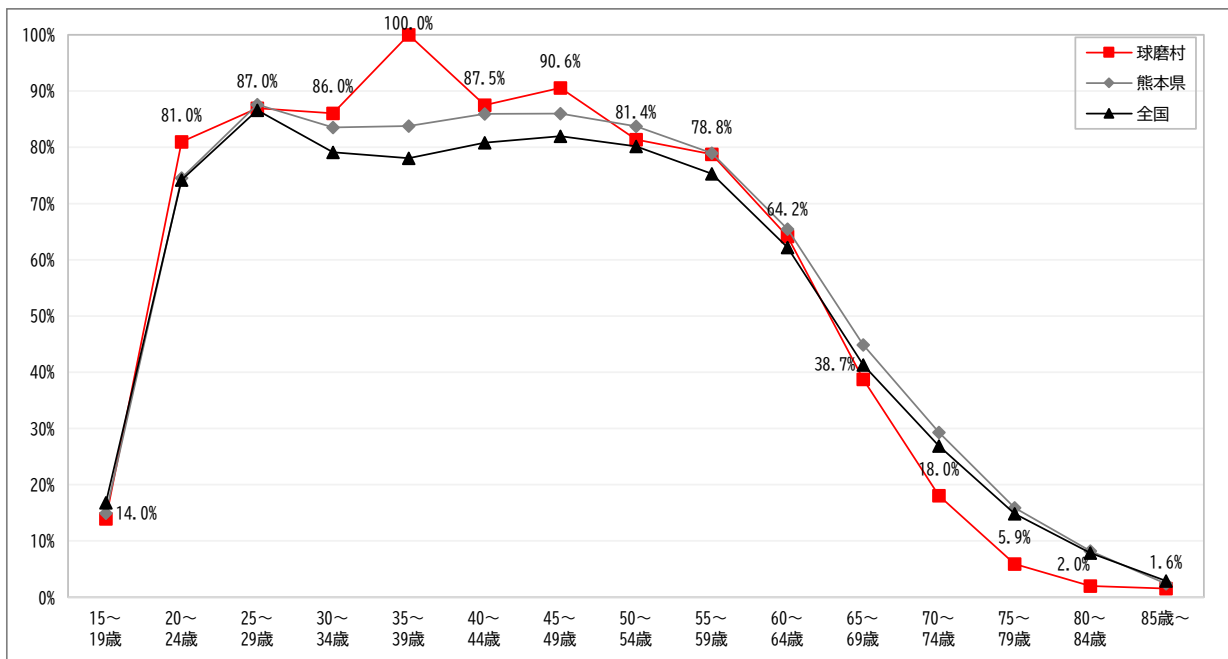
令和2年の本村の子育て世代の女性（25～44歳）の労働力率は、平成27年と比較すると35～39歳を除き下回っています。

令和2年の全国及び熊本県と比較すると、主な子育て世代にあたる20～49歳のうちほぼすべての年代で上回っています。

【女性の労働力率（本村の令和2年と平成27年の比較）】



【女性の労働力率（令和2年の全国及び熊本県との比較）】



出典：国勢調査

2 こども・若者調査

計画の策定にあたって、本村に在住するこども・若者の意見を聴取し計画に反映するための基礎資料として、令和6年度にアンケート調査を実施しました。

調査時期	令和6年12月
調査対象	球磨村内に居住する16歳～39歳の村民
調査手法	インターネットによる回答
回収結果	22.3% (77件/346件)

■調査結果利用上の留意点

- (1) グラフ中の「n=」は、母数となるサンプル数(回答者数)を示している。
- (2) 集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合がある。
- (3) 複数回答の場合は、回答者実数より多くなっている場合がある。
- (4) 回答者が無い場合の設問では一部集計表・グラフを省いている。
- (5) 図表中の「全国」は、令和2年度に内閣府が実施した「少子化社会に関する国際意識調査」、令和4年度に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」及び令和5年度にこども家庭庁が実施した「こども政策の推進に関する意識調査」の調査結果を表す。

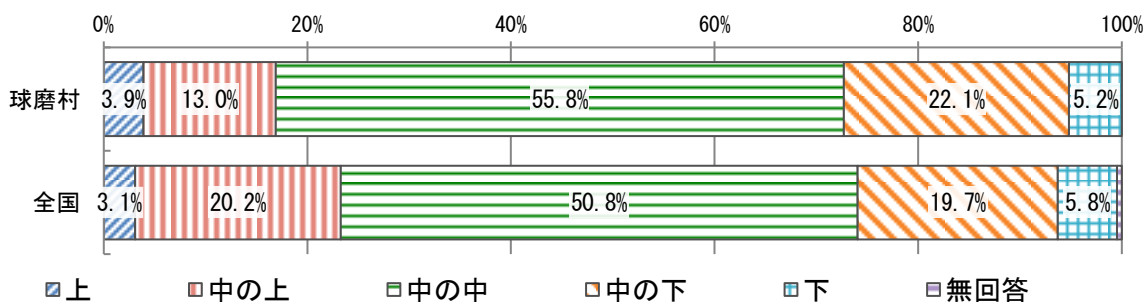
(1) 生活について

①世間一般と比較した暮らし向き

暮らし向きが世間一般と比べてどうであるかについては、「中の中」が55.8%と最も高く、次いで「中の下」22.1%、「中の上」13.0%となっています。

全国と比較すると、『平均より上』（「上」＋「中の上」）が6.4ポイント低く（球磨村：16.9% 全国：23.3%）、『平均より下』（「中の下」＋「下」）が1.8ポイント高く（球磨村：27.3% 全国：25.5%）となっています。

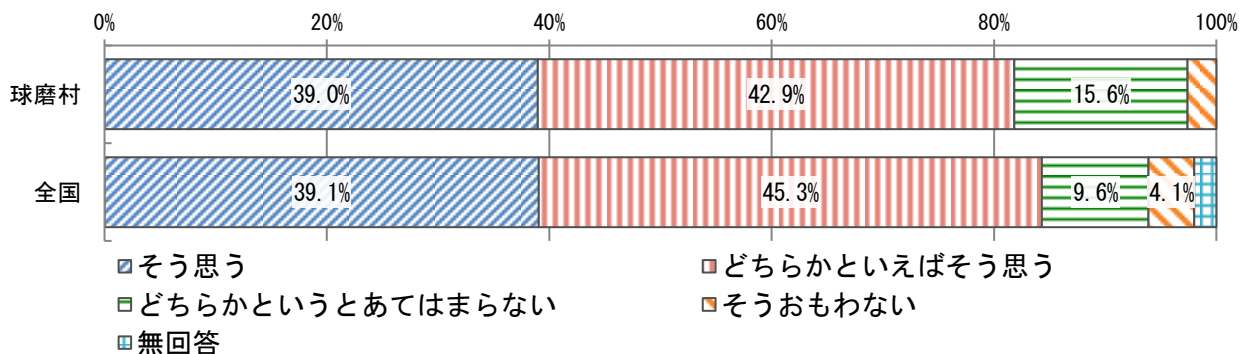
■世間一般と比較した暮らし向き（衣食住やレジャーなどの物質的な生活水準）



②幸福感について

現在自分が幸福だと思うかについては、『思う』（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）が81.9%となっており、全国（84.4%）と比較して2.5ポイント下回っています。

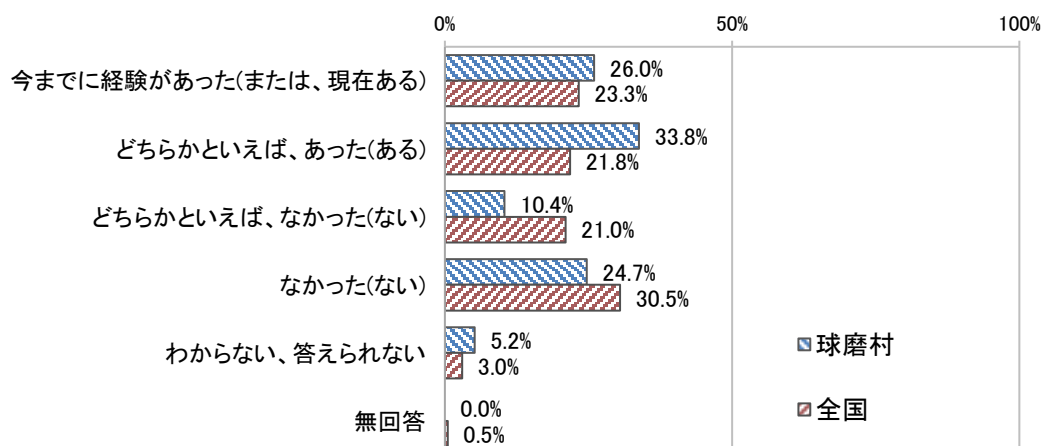
■現在、幸福だと思うか



③社会生活や日常生活を円滑に送れなかった経験

社会生活や日常生活を円滑に送れなかった経験については、『あった』（「今までに経験があった（または、現在ある）」＋「どちらかといえば、あった（ある）」）が59.8%となっており、全国（45.1%）と比較して、14.7ポイント上回っています。

■社会生活や日常生活を円滑に送れなかった経験



(2) 他人とのつきあいについて

他人とのつきあいについては、『学校で出会った友人』と『職場の人』と比較して、『地域の人』は各項目の割合が低くなっています。

全国と比較すると、18項目中14項目で球磨村が上回っているものの、「⑤他の人には言えない本音を話せることがある」についてはすべての相手で下回っています。

■他人とのつきあいの上で「している/そう思う」割合（球磨村が全国を上回っている項目を赤で色付け）

	学校で出会った友人		職場の人		地域の人	
	球磨村	全国	球磨村	全国	球磨村	全国
①会話やメール等をよくしている	70.2%	59.5%	71.7%	52.8%	37.7%	14.5%
②何でも悩みを相談できる人がいる	63.7%	61.7%	66.7%	43.0%	19.5%	9.8%
③楽しく話せる時がある	94.8%	96.0%	93.3%	79.1%	55.9%	30.1%
④困った時は助けてくれる	74.1%	72.5%	86.7%	72.1%	61.1%	26.2%
⑤他の人には言えない本音を話せることがある	65.0%	65.6%	28.3%	34.8%	13.0%	14.8%
⑥いつもつながりを感じている	72.8%	59.9%	63.3%	41.5%	36.4%	15.7%

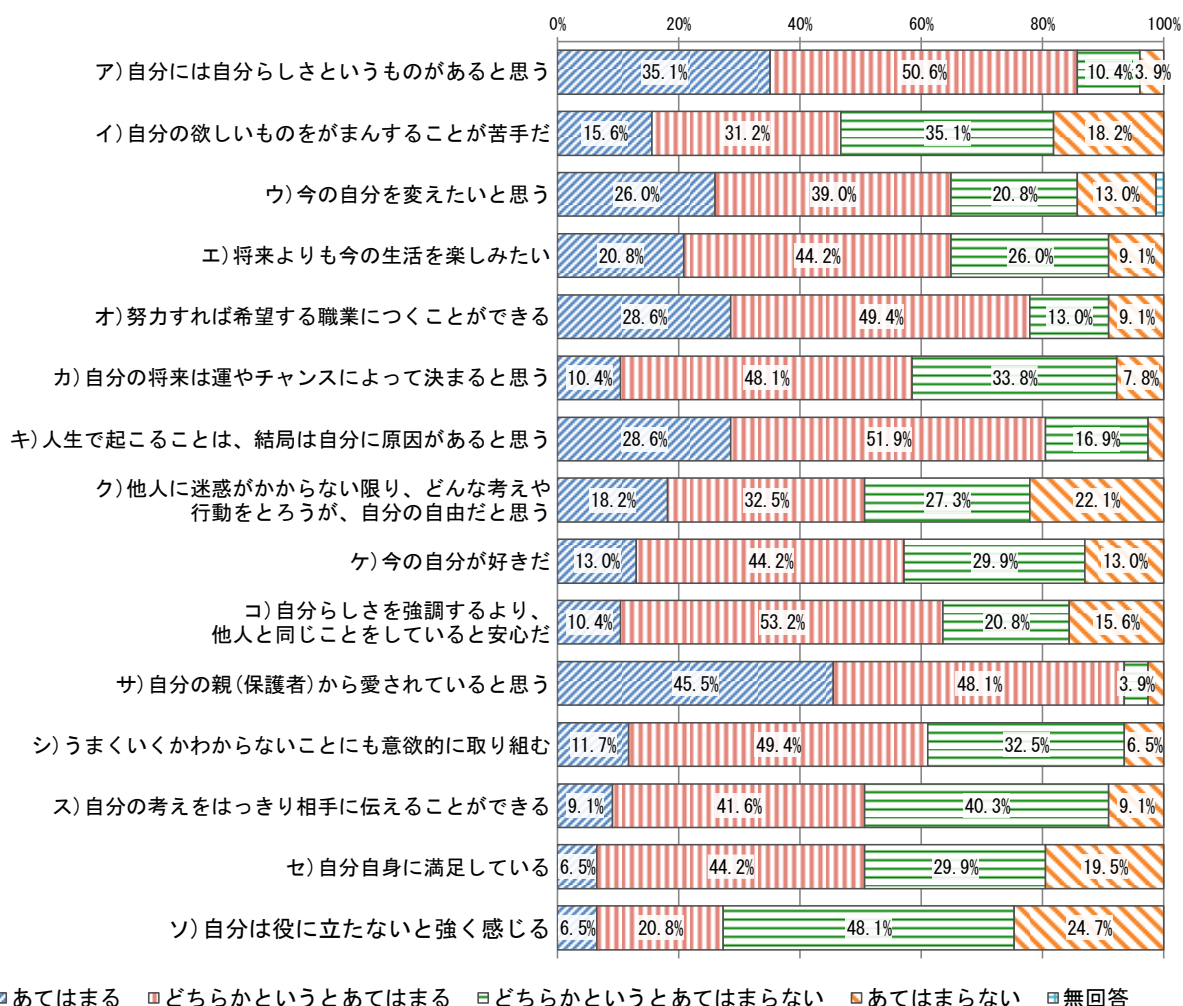
※学校で出会った友人：現在通っている学校の友人、かつての同窓生などを指す。

(3) 自分に関する考え

自分に関する考えについて、『あてはまる』（「あてはまる」＋「どちらかというにあてはまる」）の割合をみると、「自分の親（保護者）から愛されていると思う」が93.6%と最も高く、次いで「自分には自分らしさというものがあると思う」が85.7%、「人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う」が80.5%となっています。

また、『あてはまらない』（「どちらかというにあてはまらない」＋「あてはまらない」）の割合をみると、「自分は役に立たないと強く感じる」が72.8%と最も高く、次いで「自分の欲しいものをがまんすることが苦手だ」が53.3%、「他人に迷惑がかからない限り、どんな考えや行動をとろうが、自分の自由だと思う」と「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」と「自分自身に満足している」がそれぞれ49.4%となっています。

■自分に関する考え



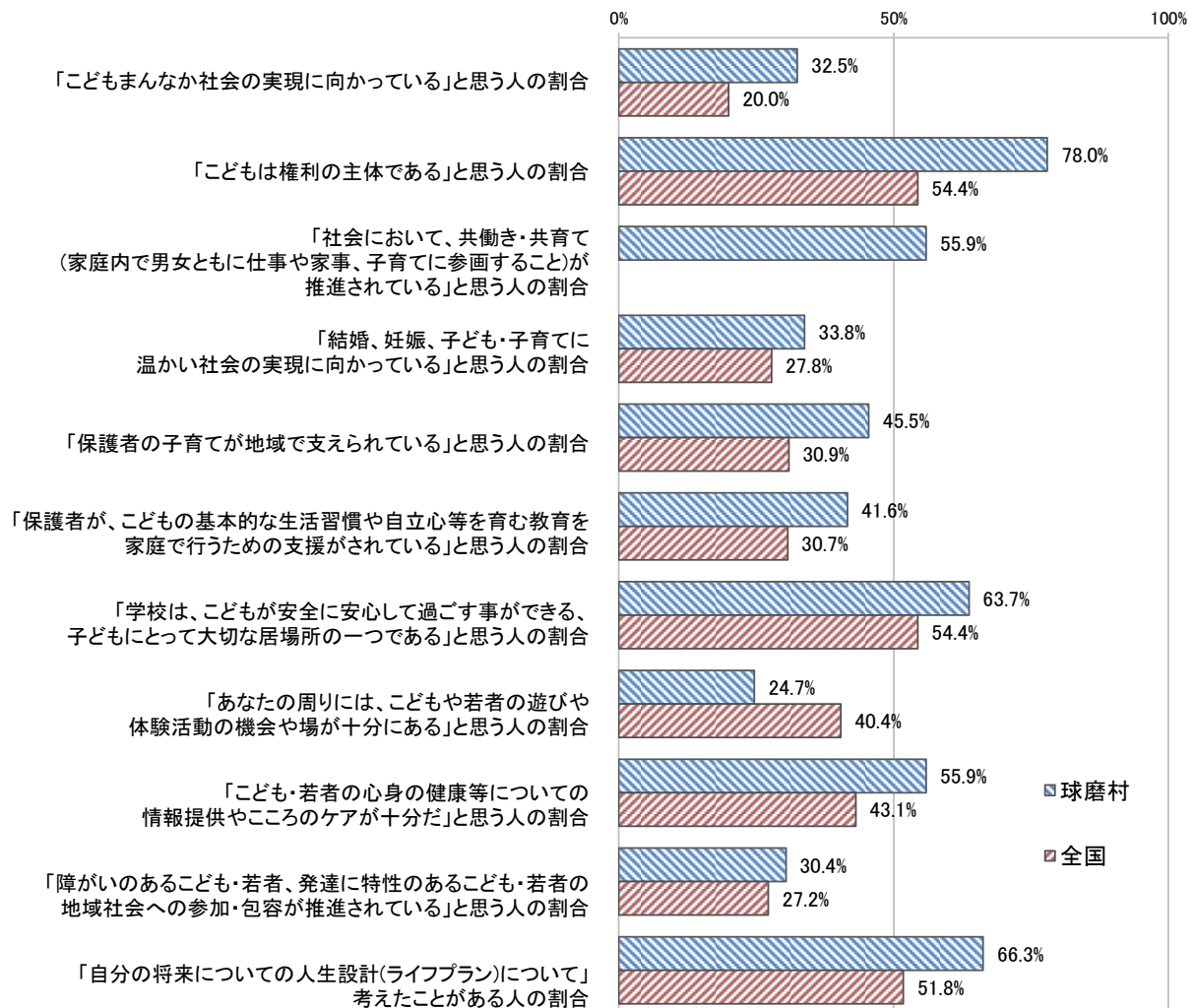
(4) こどもや社会に関する考え

こどもや社会に関する様々な考えについて「そう思う」と回答した人の割合をみると、「こどもは権利の主体である」が78.0%と最も高く、次いで「自分の将来についての人生設計(ライフプラン)について」が66.3%、「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の1つである」が63.7%となっています。

全国と比較可能な10項目について比較すると、「こどもは権利の主体である」と思う人の割合が23.6ポイント上回るなど、10項目中9項目で全国を上回っています。

また、「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」が24.7%と最も低く、全国と比較しても15.7ポイント下回っています。

■こどもや社会に関する考えについて「そう思う」と考える人の割合



※全国調査では「社会において、共働き・共育て(家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること)が推進されている」と思う人の割合を調査していないため掲載していない。

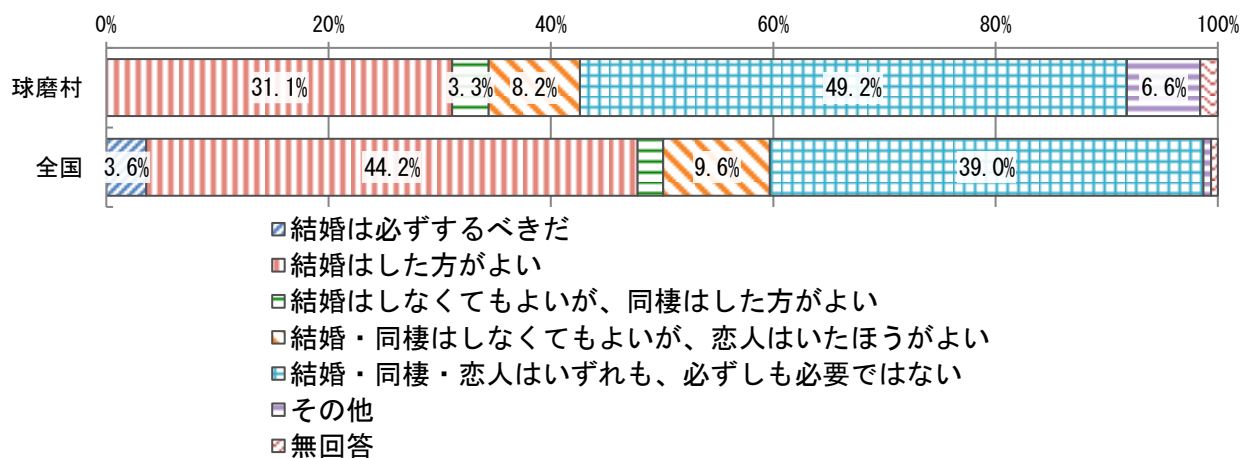
(5) 結婚について (20歳以上のみ)

①結婚等に関する考え

結婚等に対する意見については、「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない」が49.2%が最も高く、次いで「結婚はした方がよい」が31.1%となっており、この2項目に回答の約8割が集中しています。

全国と比較すると、「結婚はした方がよい」が13.1ポイント低く、「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない」が10.2ポイント高くなっています。

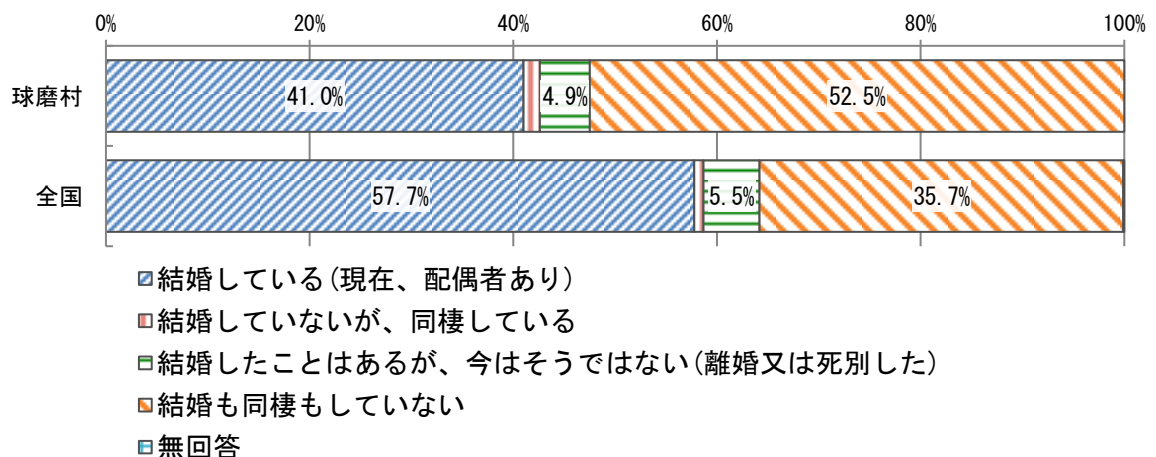
■結婚等に関する考え



②婚姻状況

婚姻状況については、「結婚している」が41.0%、「結婚も同棲もしていない」が52.5%と、結婚等をしていない人の割合がやや高く、全国と比較しても16.8ポイント上回っています。

■婚姻状況

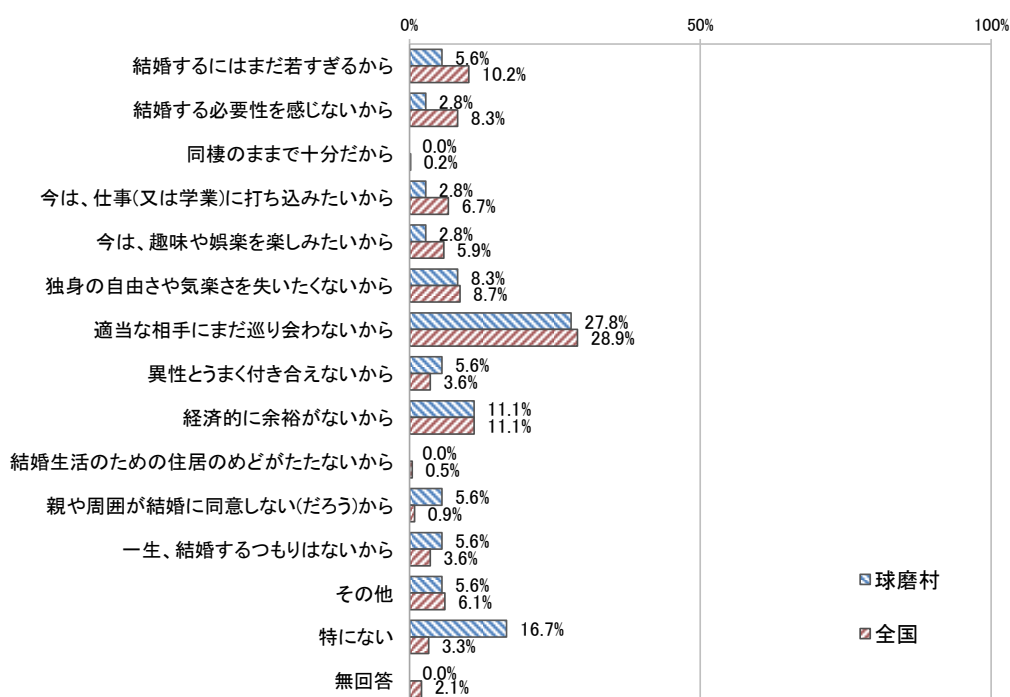


③結婚していない理由

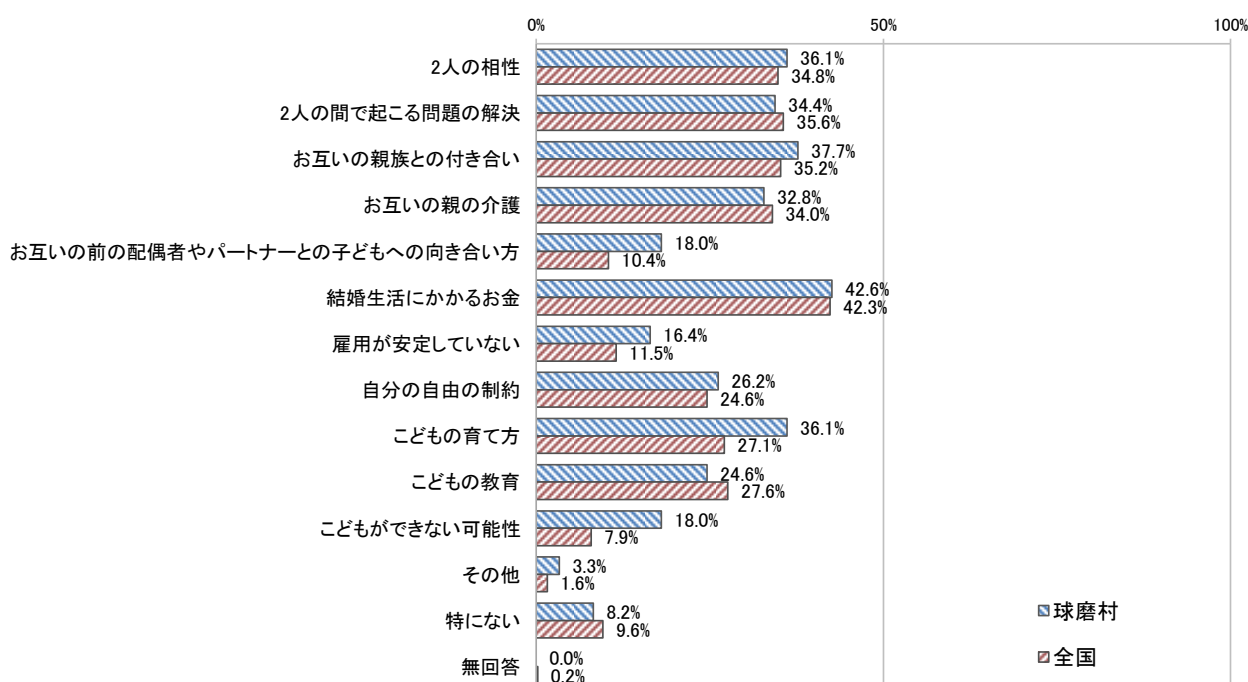
結婚していない理由については、「適当な相手にまだ巡り会わないから」が27.8%と最も高く、次いで「特にない」が16.7%、「経済的に余裕がないから」が11.1%となっています。

結婚生活について不安に感じることにについては、「結婚生活にかかるお金」が42.6%と最も高く、次いで「お互いの親族との付き合い」37.7%など5項目が3割台となっています。

■結婚していない理由（結婚していない人のみ）（複数回答）



■結婚生活について不安に感じること（複数回答）



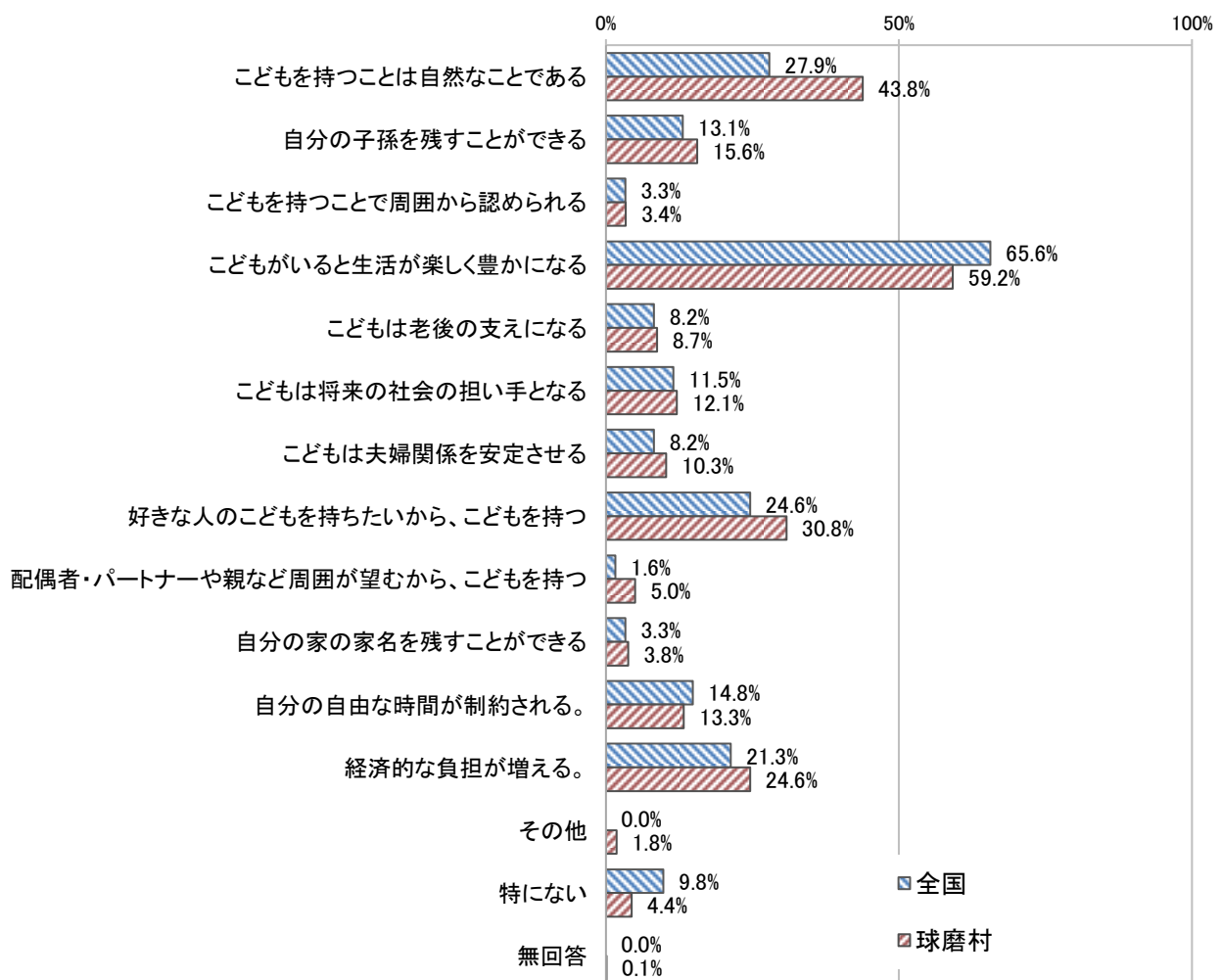
(6) こどもを持つことについて (20歳以上のみ)

①こどもを持つことについて

こどもを持つことに対する考え方は、「こどもがいると生活が楽しく豊かになる」が65.6%と特に高くなっています。

全国と比較すると、「こどもがいると生活が楽しく豊かになる」が6.4ポイント高く、「こどもを持つことは自然なことである」が15.9ポイント、「好きな人のこどもを持ちたいから、こどもを持つ」が6.2ポイント低くなっています。

■こどもを持つことに対する考え方 (複数回答)

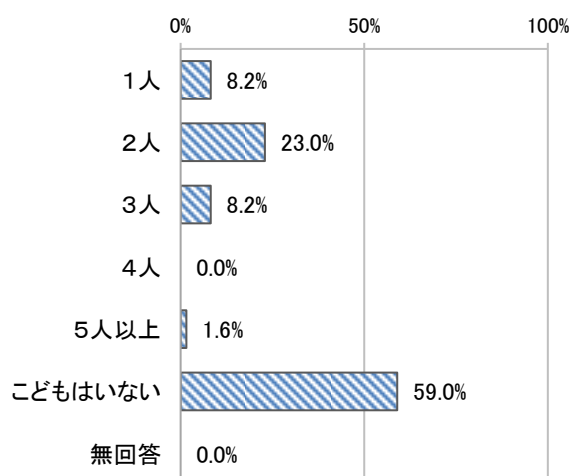


②欲しいこどもの人数

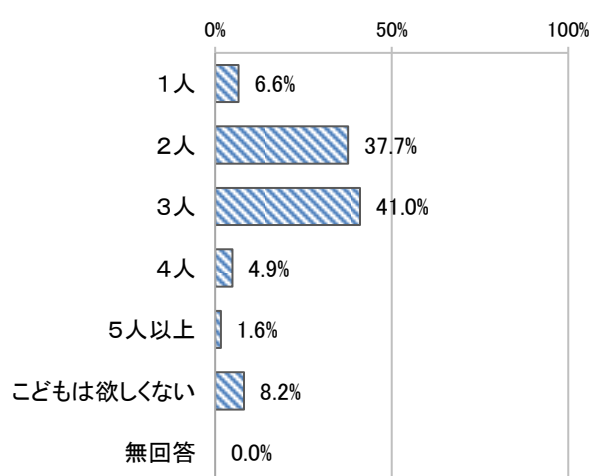
持ちたいこどもの人数は、「3人」が41.0%と最も高く、次いで「2人」が37.7%、「こどもは欲しくない」が8.2%、実際のこどもの人数は「こどもはいない」が59.0%と最も高く、次いで「2人」が23.0%となっています。

今よりもこどもを増やしたいかについては、「希望するこども数になるまでこどもを増やしたい」が38.8%と最も高く、次いで「今よりもこどもは増やさない、又は、増やせない」が34.7%、「その他」が18.4%となっています。

■実際のこどもの人数

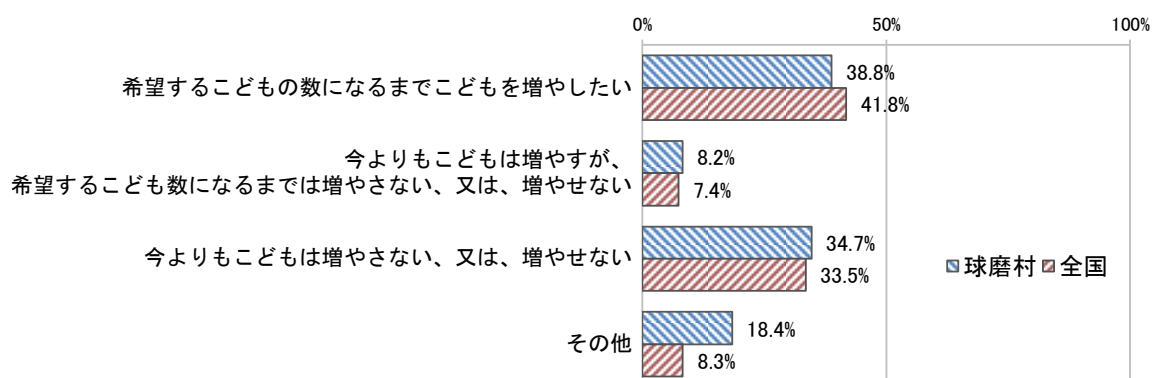


■持ちたいこどもの人数



※持ちたいこどもの人数、実際のこどもの人数は、未婚者を含んで調査を行なっている。

■今よりもこどもを増やしたいか（現在こどもがいる人のみ）

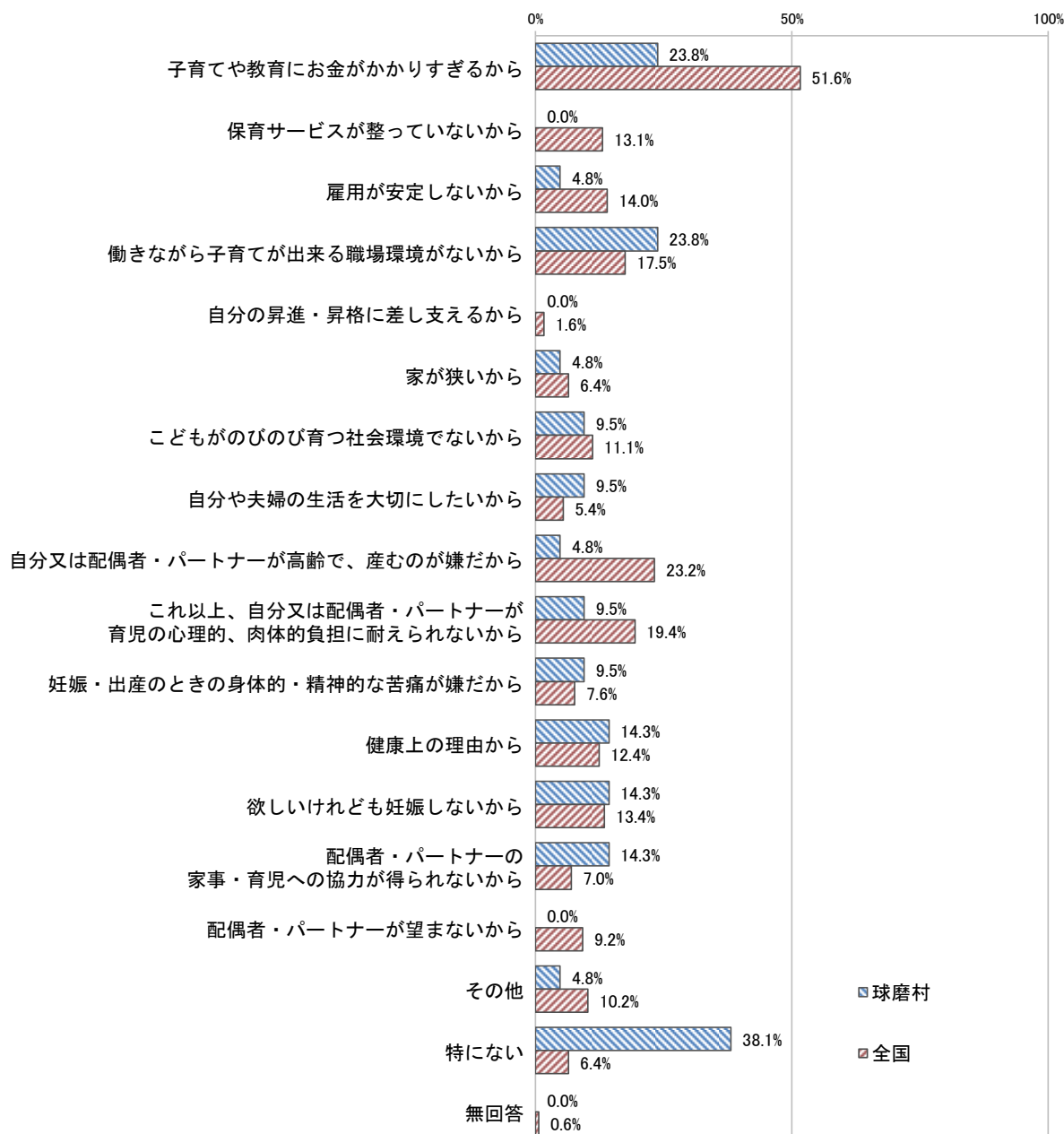


③子どもを増やさない理由

子どもを増やさない又は増やせない理由については、「特にない」38.1%が最も高く、次いで「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」、「働きながら子育てができる職場環境がないから」がそれぞれ23.8%、「健康上の理由から」、「欲しいけれども妊娠しないから」、「配偶者・パートナーの家事・育児への協力が得られないから」がそれぞれ14.3%となっています。

全国と比較すると「特にない」が31.7ポイント上回り、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が27.8ポイント、「自分又は配偶者・パートナーが高齢で、産むのが嫌だから」が18.4ポイント下回っています。

■子どもを増やさない又は増やせない理由（子どもを増やさない、又は増やせないと回答した人のみ）（複数回答）

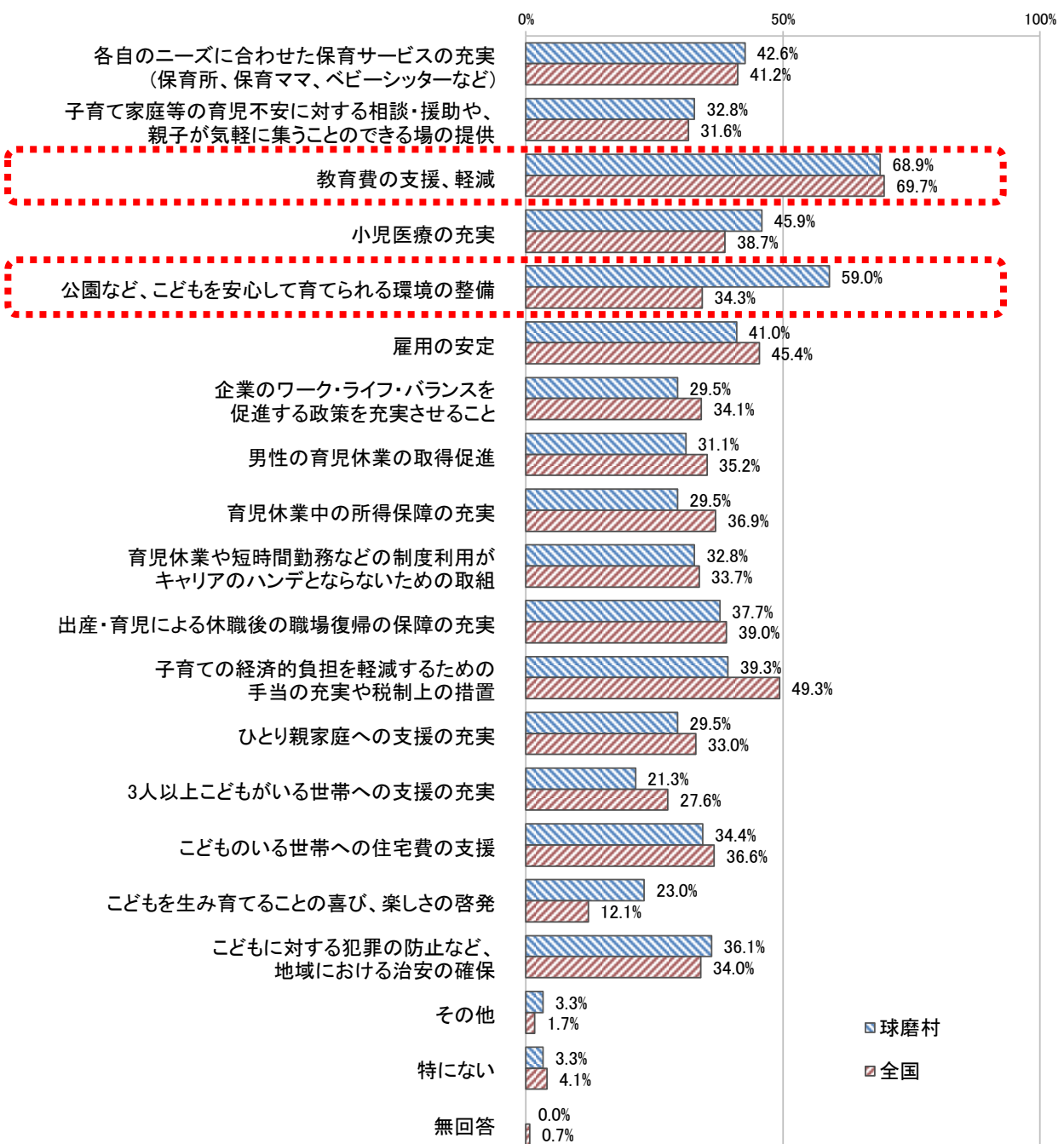


(7) 求める施策について

重要だと思う育児支援策については、「教育費の支援、軽減」が68.9%と最も高く、次いで「公園など、こどもを安心して育てられる環境の整備」が59.0%、「小児医療の充実」が45.9%となっています。

全国と比較すると、「公園など、こどもを安心して育てられる環境の整備」が24.7ポイント上回り、「子育ての経済的負担を軽減するための手当の充実や税制上の措置」が10.0ポイント下回っています。

重要だと思う育児支援策（複数回答）



3 第3期子ども・子育て支援事業計画策定時の調査等から

令和6年度に第3期球磨村子ども・子育て支援事業計画を策定した際に、教育・保育等のニーズと村内の子育て支援に関する課題等を把握することを目的として、未就学児及び1～6年生を養育する保護者に対して、教育・保育に関するアンケート調査を実施しました。

	就学前児童保護者	義務教育学校前期課程保護者
調査時期	令和6年7月	
調査対象	球磨村に在住する就学前の児童を養育するすべての保護者	球磨村に在住する義務教育学校前期課程の児童を養育するすべての保護者
調査手法	村内保育園等に通う児童については 保育園等での直接配付・回収 村内保育園等を利用していない児童については郵送による配付・回収	義務教育学校を通じての直接配付・回収
回収結果	86.8% (33件/38件)	91.0% (61件/67件)

(1) 子育てを主に行っている者

就学前調査、前期家庭調査ともに「父母ともに」が6割台と最も高くなっています。一方で、「主に母親」が就学前調査で約4割、前期家庭調査で約3割となっており、母親に育児負担が偏っている状況がうかがえます。(図表等省略)

日ごろ、お子さんをみてもらえる親族等がいるかについては、日常的に祖父母等の親族にみてもらえる人が63.6%、緊急時や幼児の際には親族にみてもらえる人が69.7%（重複あり）となっており、多くの人が親族等にこどもの面倒をみてもらえる状態にあります。

■子育てを主に行っているもの（無回答及び一部選択肢は省略）

	父母ともに	主に母親
就学前保護者調査 (以下「就学前調査」)	60.6%	39.4%
義務教育学校前期課程保護者 (以下「前期課程調査」)	65.6%	32.6%

(2) 母親の就労状況

就学前調査ではフルタイム就労が 48.5%（産休・育休中の 9.1%を含む 以下同）、パート・アルバイトが 45.5%、前期課程調査ではフルタイム就労が 65.6%、パート・アルバイトが 32.7%となっており、ともに9割以上が就労しています。

フルタイム就労が多いことから、預かり保育の適切な提供や放課後のこどもの過ごし方に関する支援が重要となります。

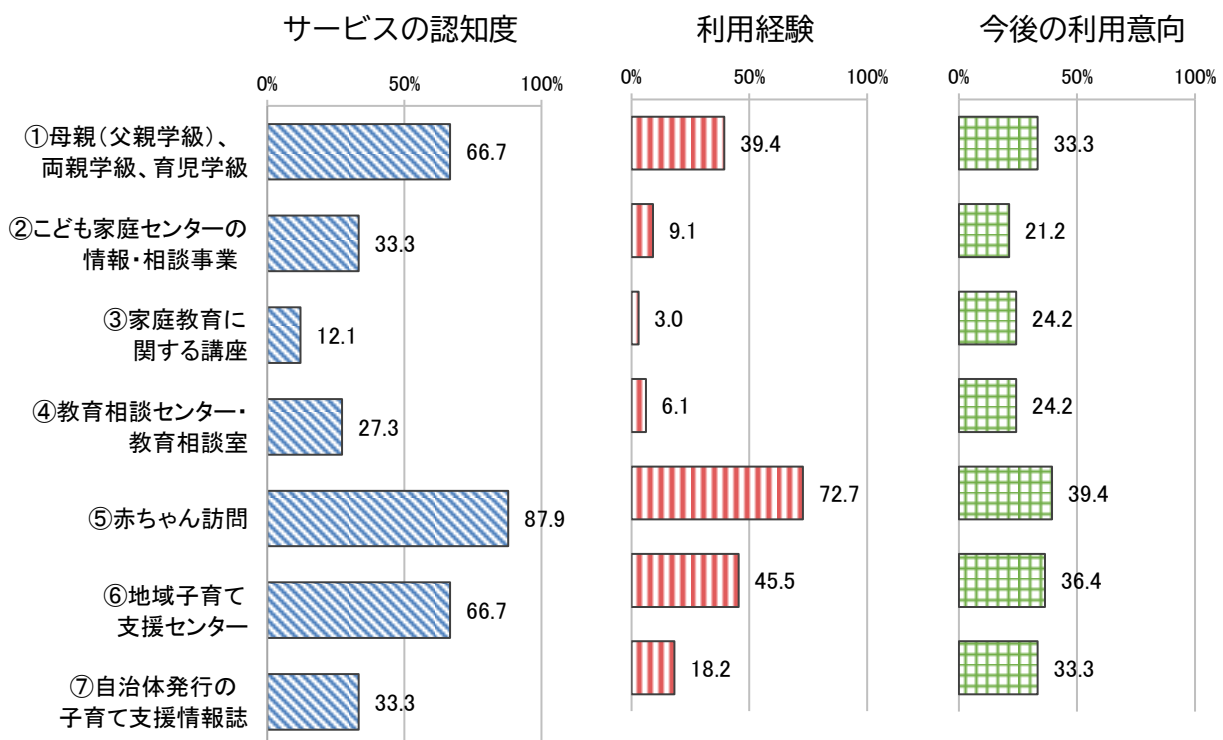
■母親の就労状況

	フルタイム就労	フルタイム就労 (産休・育休中)	パート・アルバイト	パート・アルバイト (産休・育休中)
就学前調査	39.4%	9.1%	39.4%	6.1%
前期課程調査	65.6%	0.0%	31.1%	1.6%

(3) 子育て支援サービスについて

球磨村の各種子育て支援サービスの認知度・利用経験・利用意向は、いずれも「⑤赤ちゃん訪問」が最も高くなっています。また、「①母親（父親学級）、両親学級、育児学級」と「⑥地域子育て支援センター」が2位～3位となっています。

■子育てに関するサービスの認知度・利用経験・利用意向



(4) 病気やケガの際の対応について

お子さんが病気やケガで保育園等を休んだ経験が「あった」人は80.0%となっています。

また、その際の対応としては「父親が休んだ」が37.5%、「母親が休んだ」が87.5%、「親族・知人にこどもを見てもらった」が66.7%、その他の項目が1割未満となっており、ほとんどが夫婦か親族・知人で対応しています。(図表等省略)

公的なサービスである病児・病後児保育を利用したケースは8.3%となっています。

父親・母親が仕事を休んだ経験がある人に、病児・病後児保育のニーズをうかがった所、「できれば病児・病後児保育を利用したい」が52.4%、「利用したいとは思わない」が47.6%となっており約半数の人が病児・病後児保育の利用を希望しています。(図表等省略)

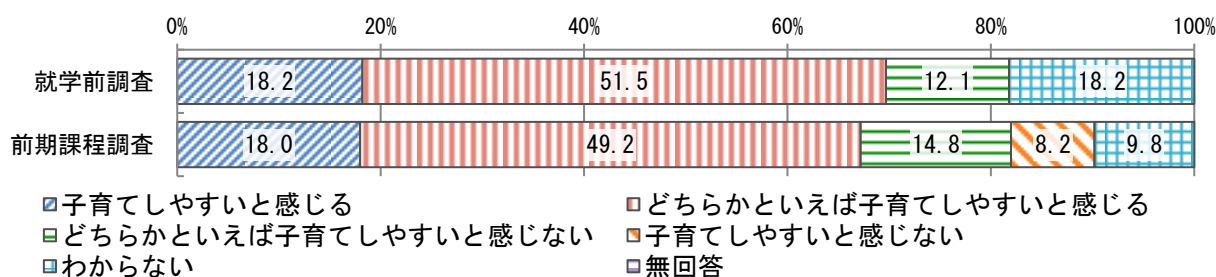
(5) 子育てのしやすさについて

球磨村は子育てしやすいと感じるかについて、「子育てしやすいと感じる」と「どちらかといえば子育てしやすいと感じる」の合計をみると、就学前調査で69.7%、前期課程調査で67.2%と、ともに約7割となっています。

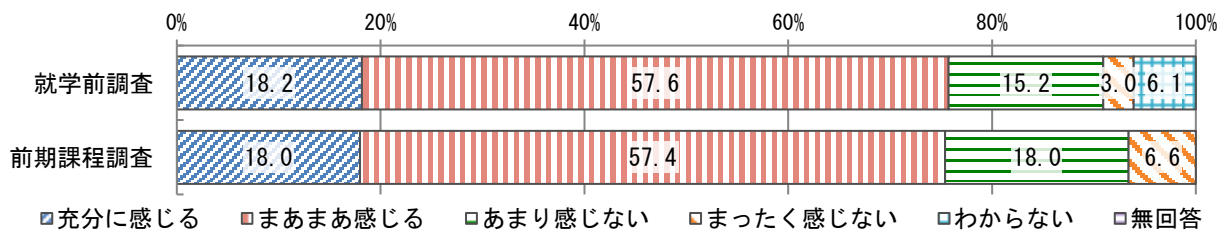
一方で、「どちらかといえば子育てしやすいと感じない」が就学前調査で12.1%、前期課程調査で14.8%、「子育てしやすいと感じない」が前期課程調査で8.2%となっており、前期課程調査は就学前調査と比較して、子育てしやしくないと感じる人の割合が高くなっています。

子育てが地域や社会に支えられているかについて、「十分に感じる」と「まあまあ感じる」の合計が就学前調査で75.8%、前期課程調査で75.4%となっています。

■球磨村は子育てしやすいと感じるか



■子育てが地域や社会に支えられていると感じるか

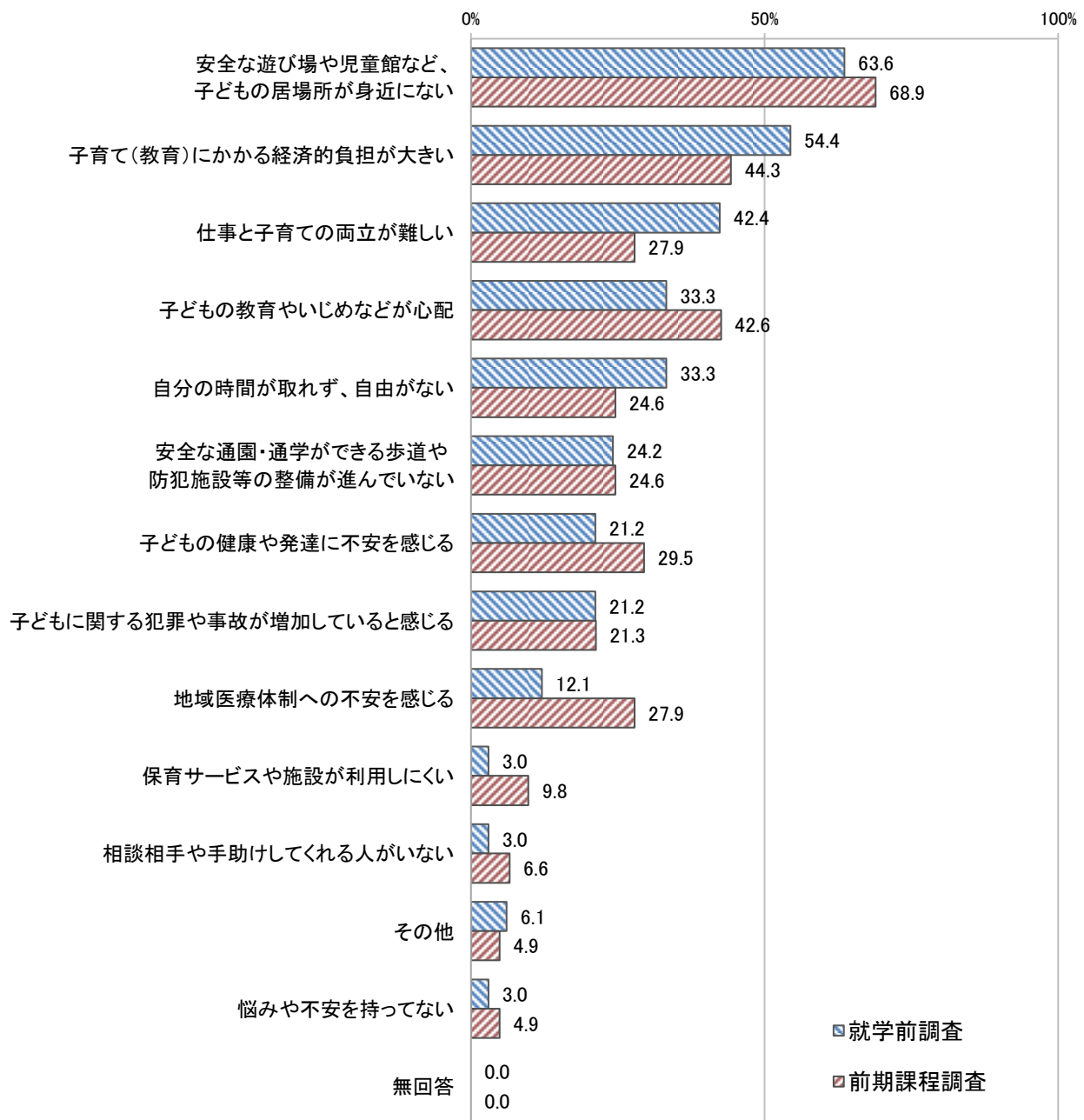


(6) 子育てする上での不安や悩みについて

子育てする上での不安や悩みについては、就学前調査、前期課程調査ともに「安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にない」が最も高く、次いで「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」が2位となっています。

また、就学前調査では「仕事と子育ての両立が難しい」が42.4%、前期課程調査では「子どもの教育やいじめなどが心配」が42.6%でそれぞれ3位となっています。

■子育てする上での不安や悩み（複数回答）

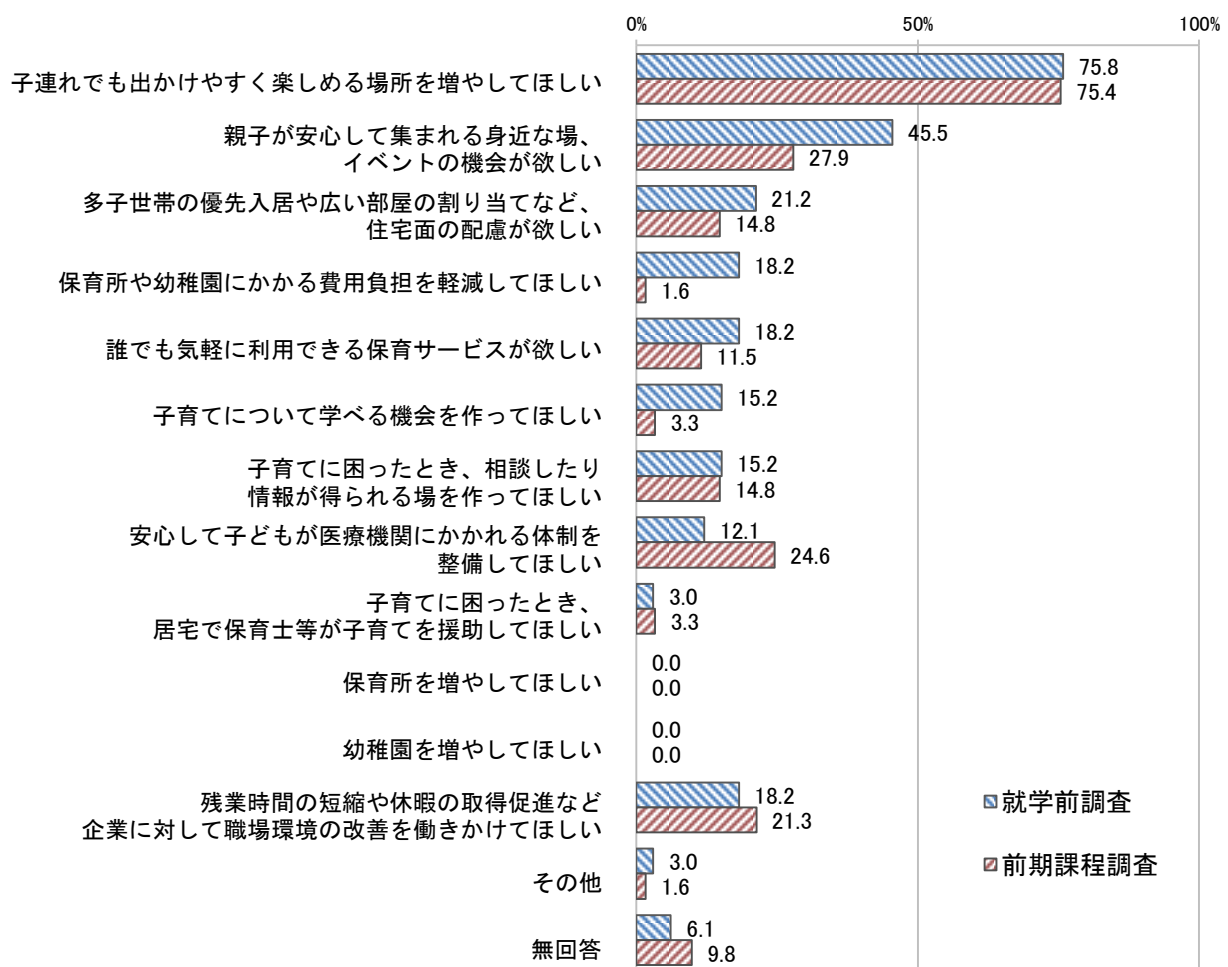


(7) 必要だと思う子育て支援策

必要だと思う子育て支援策については、就学前調査、前期課程調査ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が75%台と特に高く、次いで「親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」が2位となっています。

また、就学前調査では「多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面の配慮が欲しい」が21.2%、前期課程調査では「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が24.6%でそれぞれ3位となっています。

■必要だと思う子育て支援策（複数回答）



4 球磨村こども調査から

計画の策定にあたって、本村に在住するこどもの意見を聴取し計画に反映するための基礎資料として、球磨村立球磨清流学園に在籍する4～9年生に対しアンケート調査を実施しました。

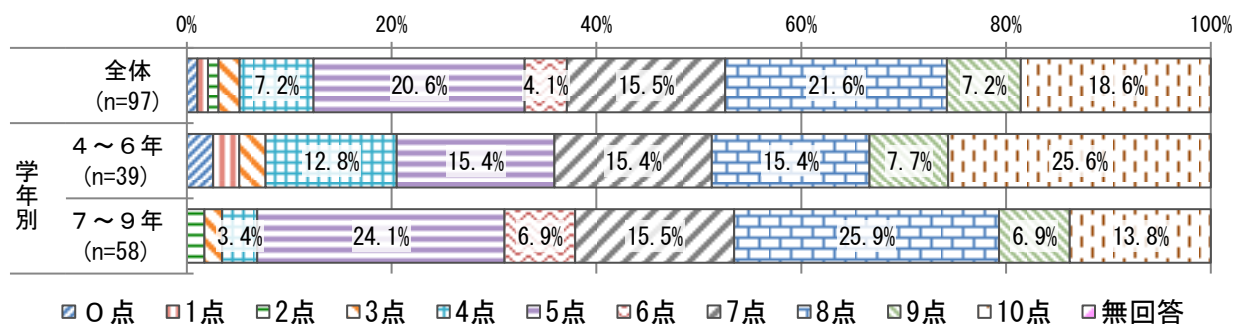
調査時期	令和7年7月
調査対象	球磨村立球磨清流学園に在籍する4～9年生
調査手法	学校での通知およびインターネットでの回答
回収結果	96.0% (97件/101件) (4～6年生：39件/39件 7～9年生：58件/62件)

(1) 生活の満足度

現在の生活の満足度は、「8点」が21.6%と最も高く、次いで「5点」が20.6%、「10点」が18.6%となっています。

平均点を見ると、全体では6.98点、4～6年生は6.95点、7～9年生は7.00点、男子は7.23点、女子は6.78点となっており、学年別では大きな差はみられませんが、男女間で開きが見られます。

■生活の満足度



■満足度の平均点

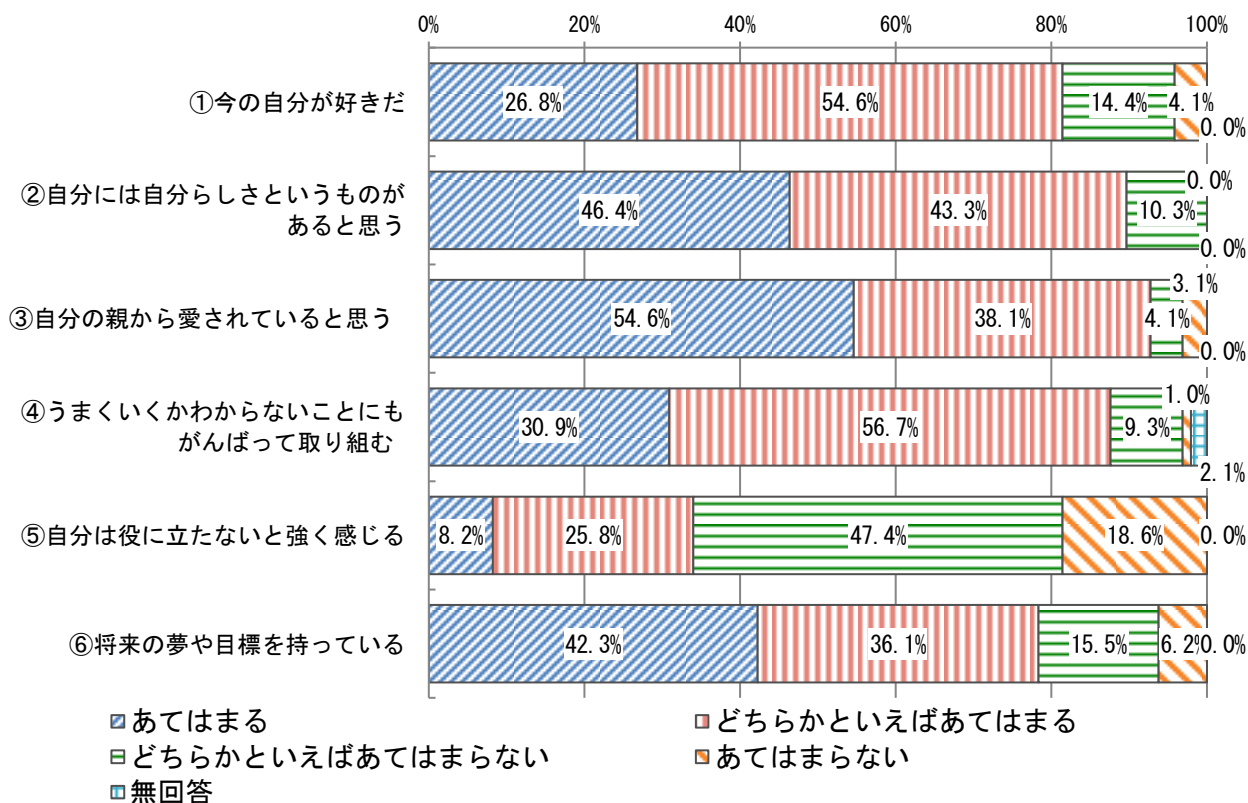
	全体	4～6年生	7～9年生	男子	女子
平均点	6.98	6.95	7.00	7.23	6.78

(2) 自分に関する考えについて

自分に関する様々な考えについて、『あてはまる』（「あてはまる」＋「どちらかといえばあてはまる」の合計）の割合をみると、自分に関するポジティブな項目である①、②、③、④、⑥の5項目が7～9割台、自分に関するネガティブな項目である「⑤自分は役に立たないと強く感じる」が3割台と、全体として自分について肯定的にとらえています。

学年別でみると、全6項目のうち5項目で、7～9年生の肯定的な回答が4～6年生を下回っています。一方で、「自分が役に立つ」と感じる割合は増加しており、自己有用感が高まる反面、自分の将来やあり方に悩んでいる傾向がうかがえます。

■自分に関する様々な考え



■『あてはまる』の割合（「あてはまる」＋「どちらかといえばあてはまる」の合計）

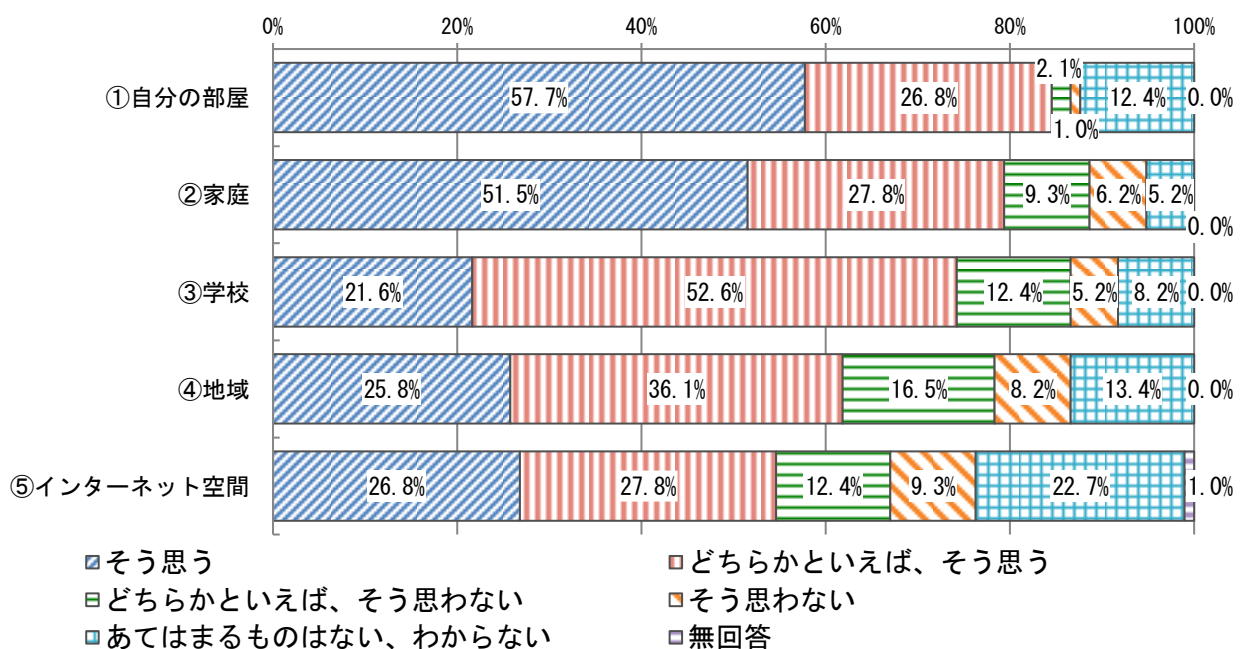
	4～6年生	7～9年生
①今の自分が好きだ	87.2%	77.6%
②自分には自分らしさというものがあると思う	92.3%	87.9%
③自分の親から愛されていると思う	92.3%	93.1%
④うまくいくかわからないことにもがんばって取り組む	92.3%	84.5%
⑤自分は役に立たないと強く感じる	41.0%	29.3%
⑥将来の夢や目標を持っている	87.1%	72.4%

(3) 自分の居場所

自分にとって居場所と感じられる場所について、『思う』（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」の合計）の割合をみると、「①自分の部屋」が84.5%と最も高く、次いで「②家庭」が79.3%、「③学校」が74.2%、「④地域」が61.9%、「⑤インターネット空間」が54.6%となっています。

学年別でみると、「⑤インターネット空間」について、4～6年生では43.5%、7～9年生では62.1%と、7～9年生が18.6ポイント上回っており、年齢層が上がるにつれてインターネット空間を居場所だと感じる傾向が見られます。

■自分にとって居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）だと感じられる場所



■『思う』の割合（「そう思う」＋「どちらかといえば、そう思う」の合計）

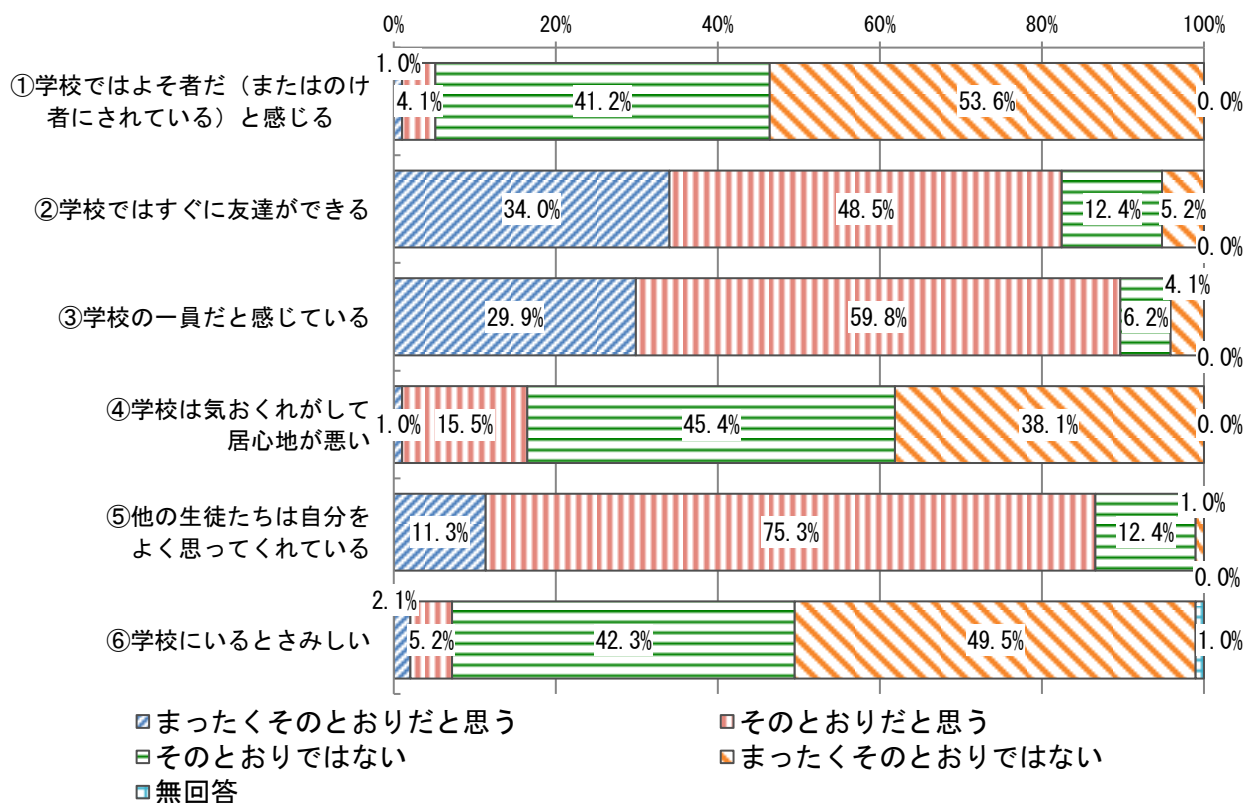
	4～6年生	7～9年生
①自分の部屋	87.2%	82.7%
②家庭（親せきの家を含む）	79.4%	79.3%
③学校	76.9%	72.4%
④地域（図書館や公民館や公園など現在住んでいる場所やそこにある建物など）	64.1%	60.4%
⑤インターネット空間（SNS、YouTube やオンラインゲームなど）	43.5%	62.1%

(4) 学校生活に対する考え

学校生活全体に対する考えについて、『思う』（「まったくそのとおりだと思う」+「そのとおりだと思う」の合計）の割合をみると、学校に関するポジティブな項目である②、③、⑤がそれぞれ8割台、ネガティブな項目である①、④、⑥が2割以下となっています。

学年別でみると、「④学校は気おくれがして居心地が悪い」と「⑥学校にいるとさみしい」について4～6年生が7～9年生を6～9ポイント程度上回っており、4～6年生は7～9年生と比較して学校になじめていないこどもの割合が多いとみられます。

■学校生活全体に対する考え（仲の良い友達と過ごすときだけではなく学校生活全般）



■『思う』の割合（「まったくそのとおりだと思う」+「そのとおりだと思う」の合計）

	4～6年生	7～9年生
①学校ではよそ者だ（またはのけ者にされている）と感じる	7.7%	3.4%
②学校ですぐに友達ができる	89.7%	77.6%
③学校の一員だと感じている	87.2%	91.3%
④学校は気おくれがして居心地が悪い	20.5%	13.8%
⑤他の生徒たちは自分をよく思ってくれている	87.2%	86.2%
⑥学校にいるとさみしい	12.9%	3.4%

(5) 悩みの有無

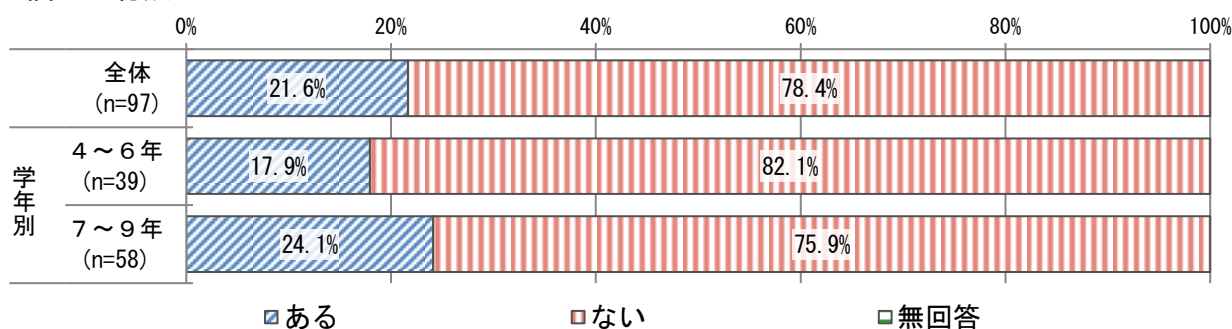
悩みの有無については、「ある」が21.6%、「ない」が78.4%となっています。

学年別でみると、「ある」が4～6年生では17.9%、7～9年生では24.1%と、7～9年生が6.2ポイント上回っています。

悩みの内容についてみると、「学校や勉強のこと」が12.4%と最も高く、次いで「友達のこと」が9.3%、「自分のこと」が6.2%となっています。(図表省略)

悩みの相談相手については、「親」が68.0%と最も高く、次いで「友達」が52.6%、「学校の先生」が28.9%となっています。また、「だれもいない」が14.4%となっていることから、悩みを一人で抱え込まずに誰かに相談できる相談・支援体制の一層の整備が求められます。(図表省略)

■悩みの有無

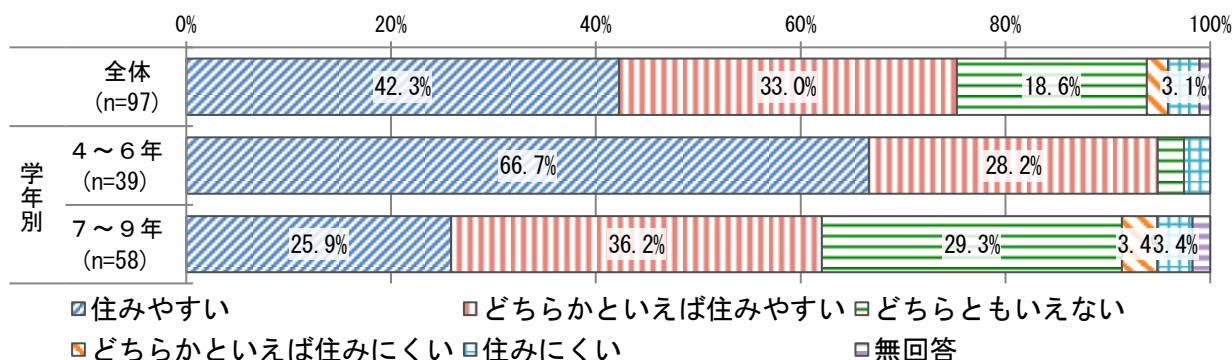


(6) 球磨村に関する考え

球磨村の住みやすさについては、「住みやすい」が42.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば住みやすい」が33.0%、「どちらともいえない」が18.6%となっています。

学年別でみると、4～6年生では「住みやすい」が66.7%、「どちらともいえない」が2.6%であるのに対し、7～9年生では「住みやすい」が25.9%、「どちらともいえない」が29.3%と、住みやすいと感じるこどもの割合が大きく減少しています。

■球磨村の住みやすさ

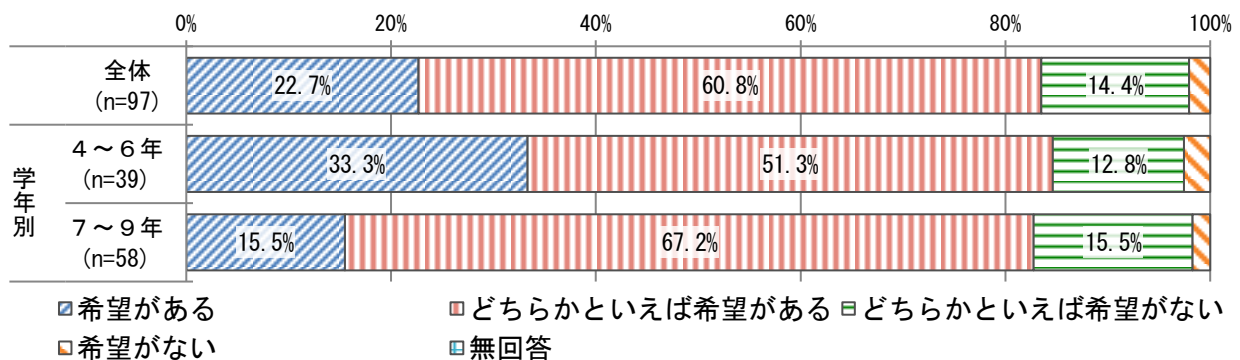


(7) 将来に関する考え

将来への希望については、「希望がある」が22.7%、「どちらかといえば希望がある」が60.8%と、希望を持っていることの割合が83.5%となっています。

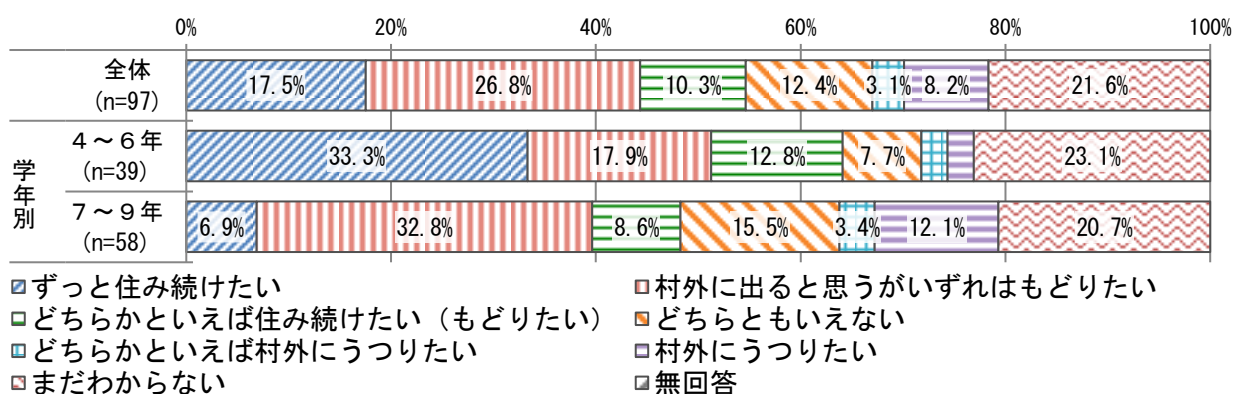
学年別でみると、「希望がある」が4～6年生では33.3%、7～9年生では15.5%と、7～9年生が17.8ポイント下回っており、年齢が上がるにつれて将来に関する考えが変化していることがうかがえます。

■将来への希望



大人になっても球磨村に住み続けたいかについては、『将来球磨村に住みたい』が全体で54.6%、4～6年生で64.0%、7～9年生で48.3%となっており、4～6年生、7～9年生ともに『将来村外にうつりたい』を上回っています。

■大人になっても球磨村に住み続けたいか

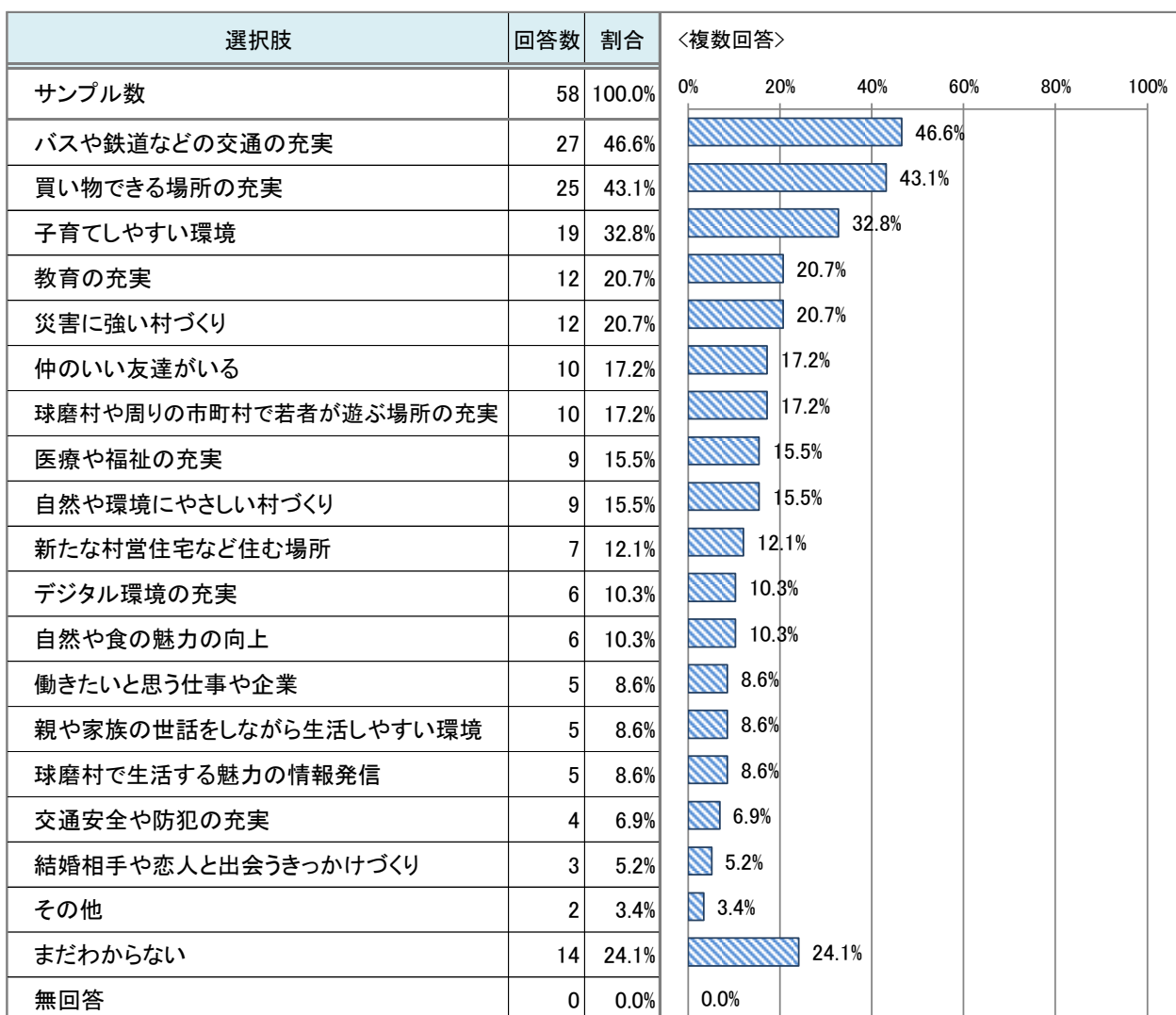


区分	将来球磨村に住みたい （「ずっと住み続けたい」 + 「村外に出ると思うがいずれはもどりたいたい」 + 「どちらかといえば住み続けたい (もどりたいたい)」の合計)	将来村外にうつりたい （「村外にうつりたい」 + 「どちらかといえば村外にうつりたい」の合計)
全体	54.6%	11.3%
4～6年生	64.0%	5.2%
7～9年生	48.3%	15.5%

将来球磨村で生活するとしたら充実させてほしいものについては、「バスや鉄道などの交通の充実」が46.6%と最も高く、次いで「買い物できる場所の充実」が43.1%、「子育てしやすい環境」が32.8%となっています。

球磨村全体に対する考え・要望としては、調査全体として、友達と遊べる場所が欲しいという要望が多く上がっています。また、7～9年生からは、店やネット環境、村がにぎやかになることなど、村づくり全体に対する要望も上がっています。

■将来球磨村で生活するとしたら充実させてほしいもの（7～9年生のみ）（複数回答）



5 熊本県子どもの生活に関する実態調査から

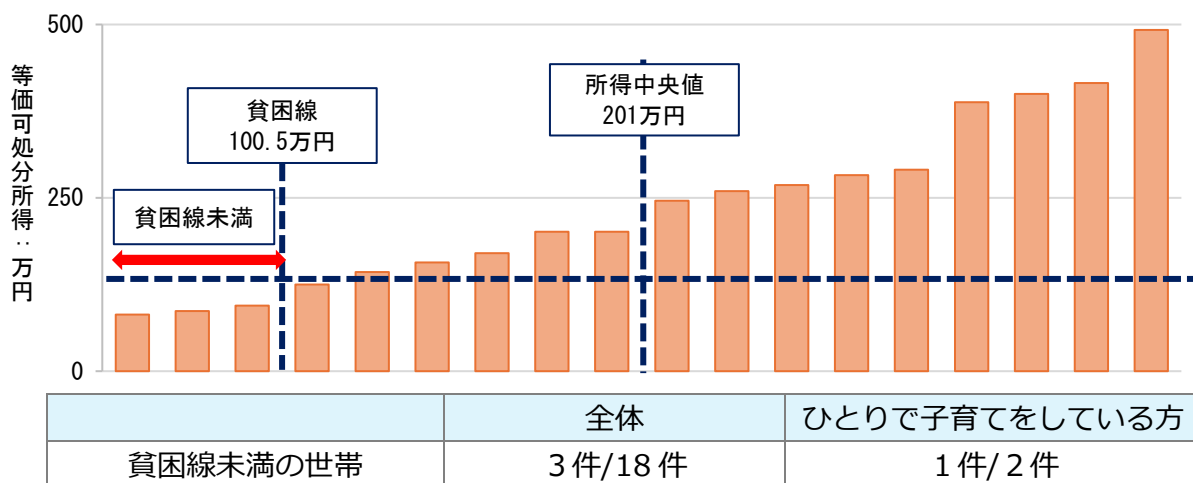
令和5年度に、熊本県はこどもの生活や貧困に関する現状を把握し支援策の検討材料とすることを目的として、県内全市町村を対象として「熊本県子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。本村では、本計画の策定にあたり、県調査のデータから村の状況を分析しました。

【熊本県子どもの生活に関する実態調査】

対象者：県内小学校5年生、公立中学校2年生（義務教育学校8年生）の児童生徒及びその保護者
 目的：熊本県子どもの貧困対策計画の実効性を高めるとともに、市町村による取組を支援するため、全市町村域における子どもの生活実態を把握することを目的として実施。

(1) 相対的貧困率の状況

熊本県実施の調査データに対し、厚生労働省の定義に基づき、相対的貧困率の算出を行いました。サンプル数が限られる点と簡易なデータに基づく概算である点に留意する必要がありますが、本村の相対的貧困率の状況は、所得等に関する有効回答件数18件のうち3件が該当し、16.7%となっています。



絶対的貧困と相対的貧困

貧困には、「家がない」、「食べる物が無い」など、生きていく上で必要な生活水準が満たされていない状態（「絶対的貧困」）と、現在の日本の経済や生活の水準において大多数の世帯に比べて貧しい状態（「相対的貧困」）の大きく二つの考え方があります。

相対的貧困は、国等の格差の議論において指標の一つとして扱われており、家庭が相対的貧困の状態にあることで、食事・栄養の不足や進学の断念など子どもにも影響を及ぼしうることから、絶対的貧困とともに解消を目指すべきものとされています。

【相対的貧困の判定基準】

等価可処分所得の中央値の半分を下回る層を相対的貧困として判定

等価可処分所得 = 世帯所得 ÷ √世帯人数

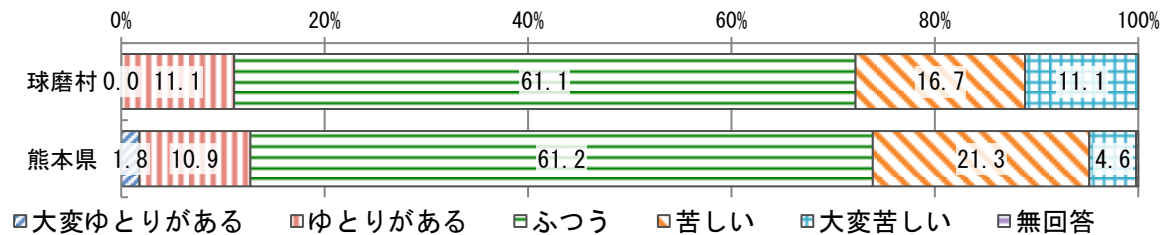
(2) アンケート調査より

①暮らしの状況

暮らしの状況については、「大変苦しい」が11.1%と熊本県を6.5ポイント上回っています。

また「苦しい」と「大変苦しい」の合計についてみると、球磨村は27.8%、熊本県は25.9%と、球磨村が1.9ポイント上回っています。

■暮らしの状況（保護者調査）

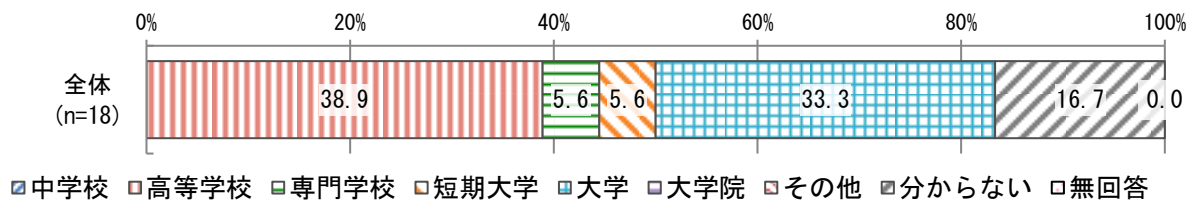


②進学希望

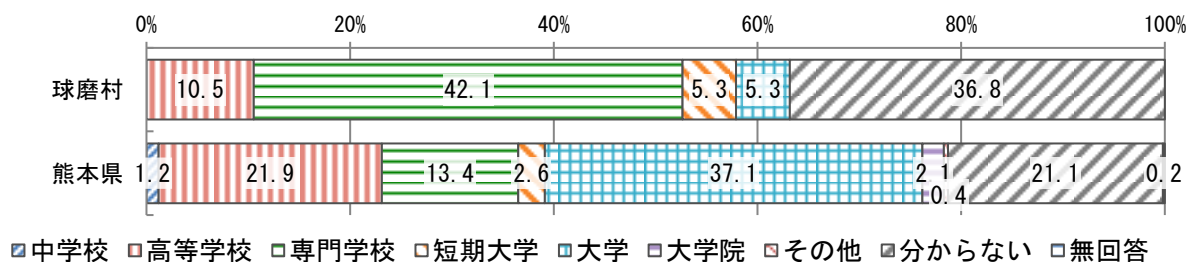
進学希望については、保護者は「高等学校」が38.9%、「大学」が33.3%であるのに対し、子ども自身は「高等学校」が10.5%、「専門学校」が42.1%、「大学」が5.3%と、大学よりも専門学校へ進学する意向が高くなっています。また、子ども自身は「分からない」が36.8%と4割近くに上っています。

子ども自身の進学希望を県と比較すると、熊本県より「専門学校」が28.7ポイント高く、「大学」が31.8ポイント下回っています。

■どの学校まで進学させたいか（保護者調査）

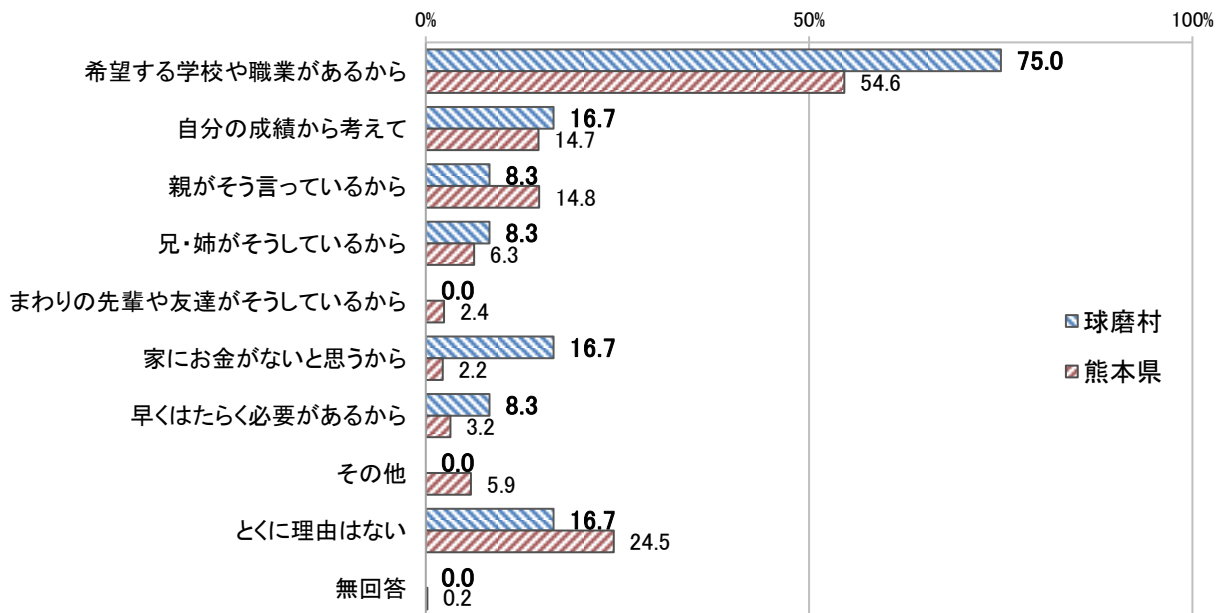


■どの学校まで進学したいか（子ども調査）



こども自身がその進路を希望する理由としては「希望する学校や職業があるから」が75.0%と特に高くなっています。また、貧困に関連する「家にお金がないと思うから」が16.7%、「早くはたらく必要があるから」が8.3%となっており、ともに熊本県を上回っています。

■その進路を希望する理由（こども調査/複数回答）

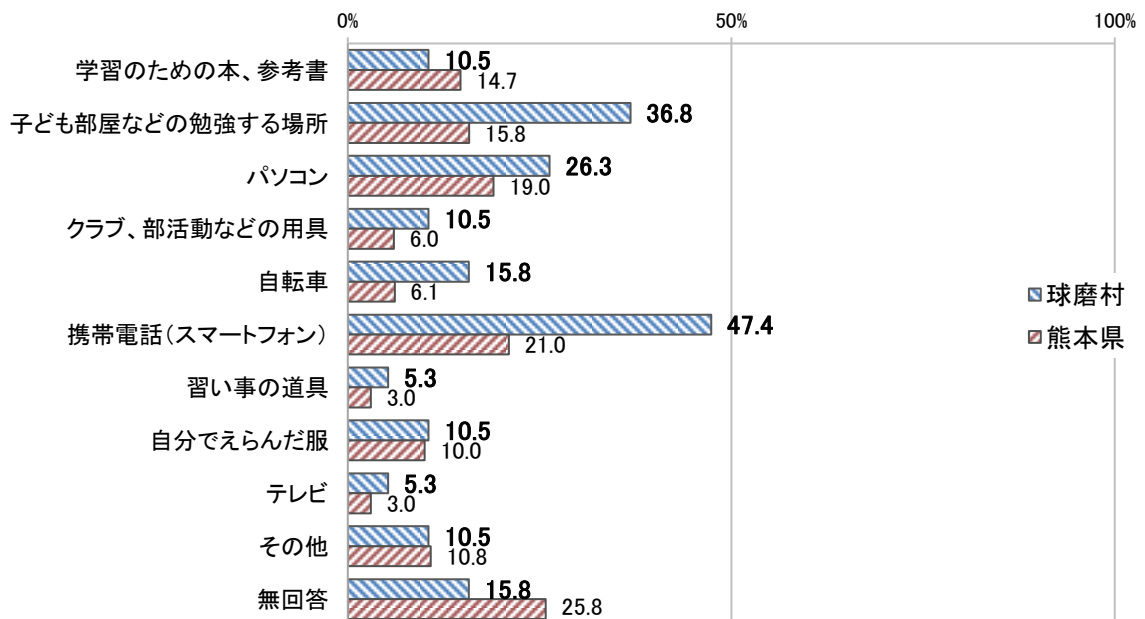


③必要だと思うが持っていないもの

こども自身が必要だと思うが持っていないものについては「携帯電話（スマートフォン）」が47.4%、「子ども部屋などの勉強する場所」が36.8%、「パソコン」が26.3%となっています。

また、県と比較すると、「携帯電話（スマートフォン）」と「子ども部屋などの勉強する場所」の2項目は熊本県を20ポイント以上上回っています。

■必要だと思うが持っていないもの（こども調査/複数回答）



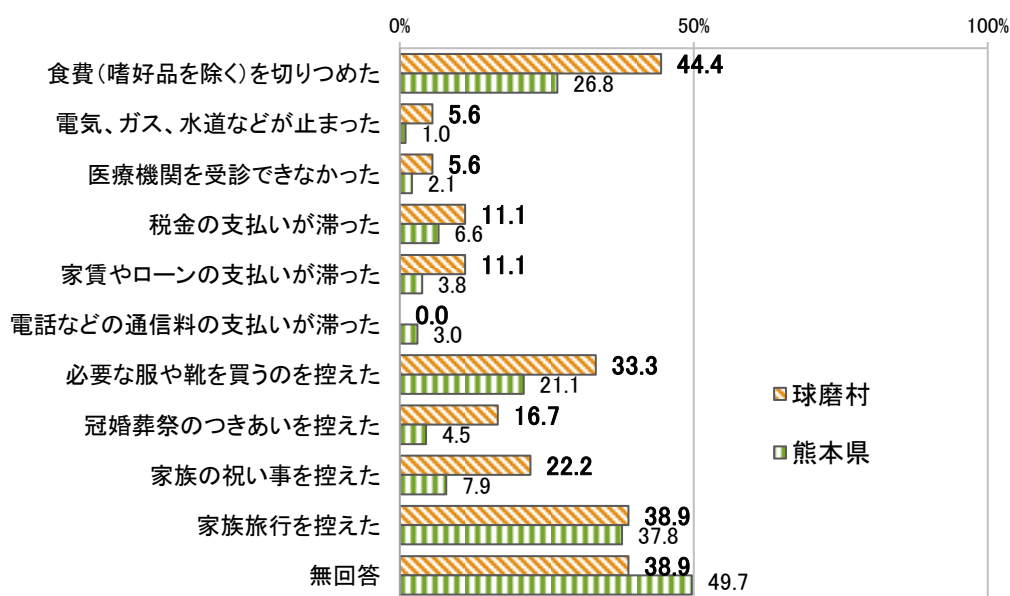
④経済的な理由による経験

経済的な理由により世帯が出費を控えた経験は、「食費（嗜好品を除く）を切りつめた」が44.4%と最も高く、次いで「家族旅行を控えた」が38.9%、「必要な服や靴を買うのを控えた」が33.3%となっています。

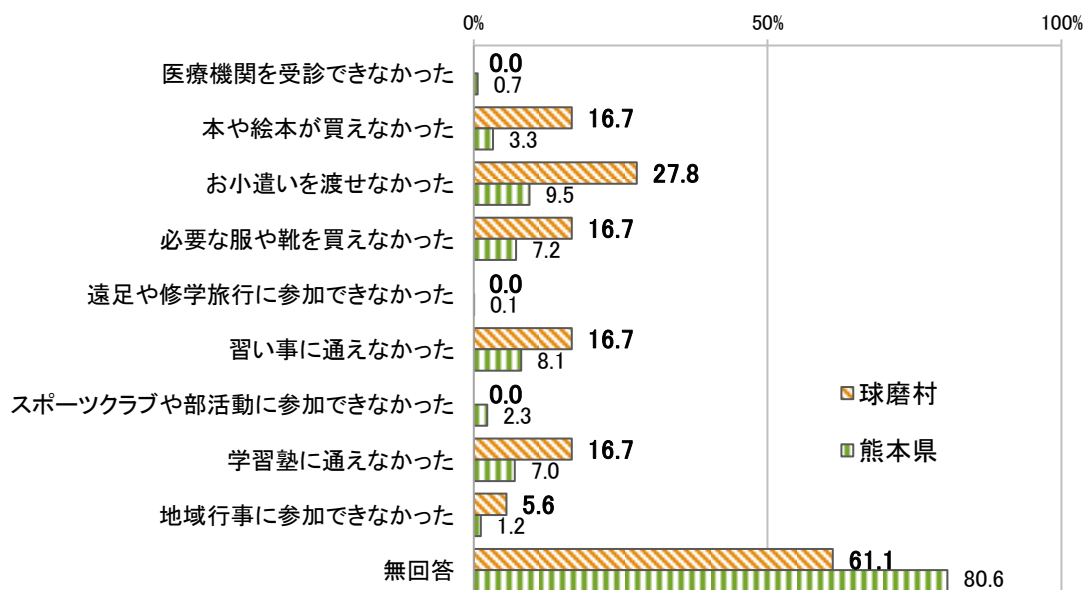
経済的な理由によりこどもに何かを我慢させた経験については、「お小遣いを渡せなかった」が27.8%と最も高く、熊本県を18.3ポイント上回っています。

世帯が出費を控えた経験とこどもに何かを我慢させた経験の両方のほとんどの項目で熊本県の割合を上回っており、経済的な理由で何かを控えた経験が多いことがうかがえます。

■経済的な理由により世帯が出費を控えた経験（保護者調査/複数回答）



■経済的な理由によりこどもに何かを我慢させた経験（保護者調査/複数回答）

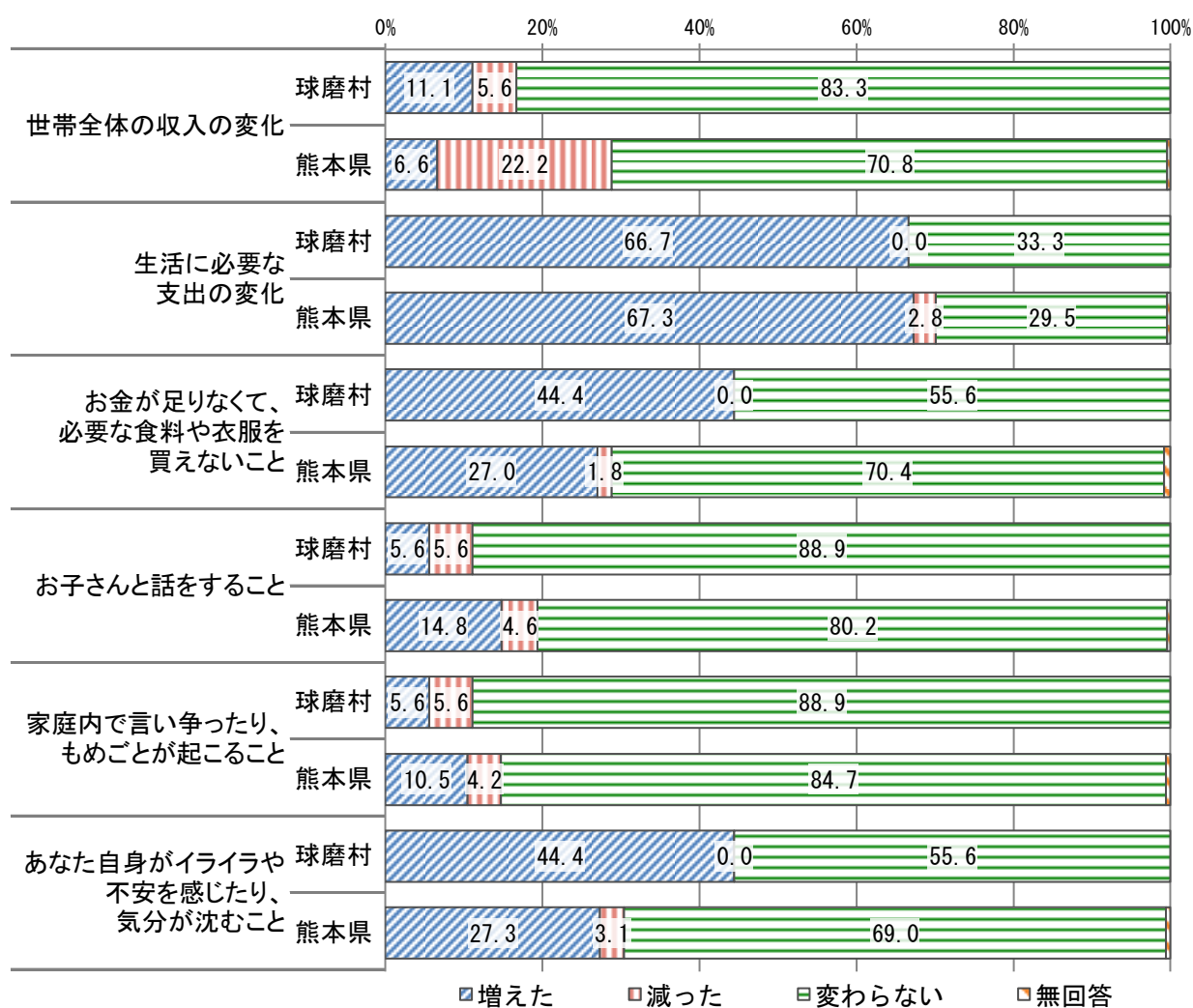


⑤コロナウイルス感染症流行後の生活の変化

コロナウイルス感染症流行後の生活の変化（保護者調査）については、『生活に必要な支出の変化』が「増えた」が66.7%、『お金が足りなくて、必要な食料や衣服を買えないこと』が「増えた」が44.4%となっており、支出の増加による負担増が目立ちます。

ストレスに関する事項として『あなた自身がイライラや不安を感じたり、気分が沈むこと』が「増えた」が44.4%と半数近くの人がストレスを感じており、熊本県と比較して17.1ポイント上回っています。

■コロナウイルス感染症流行後の生活の変化（保護者調査）

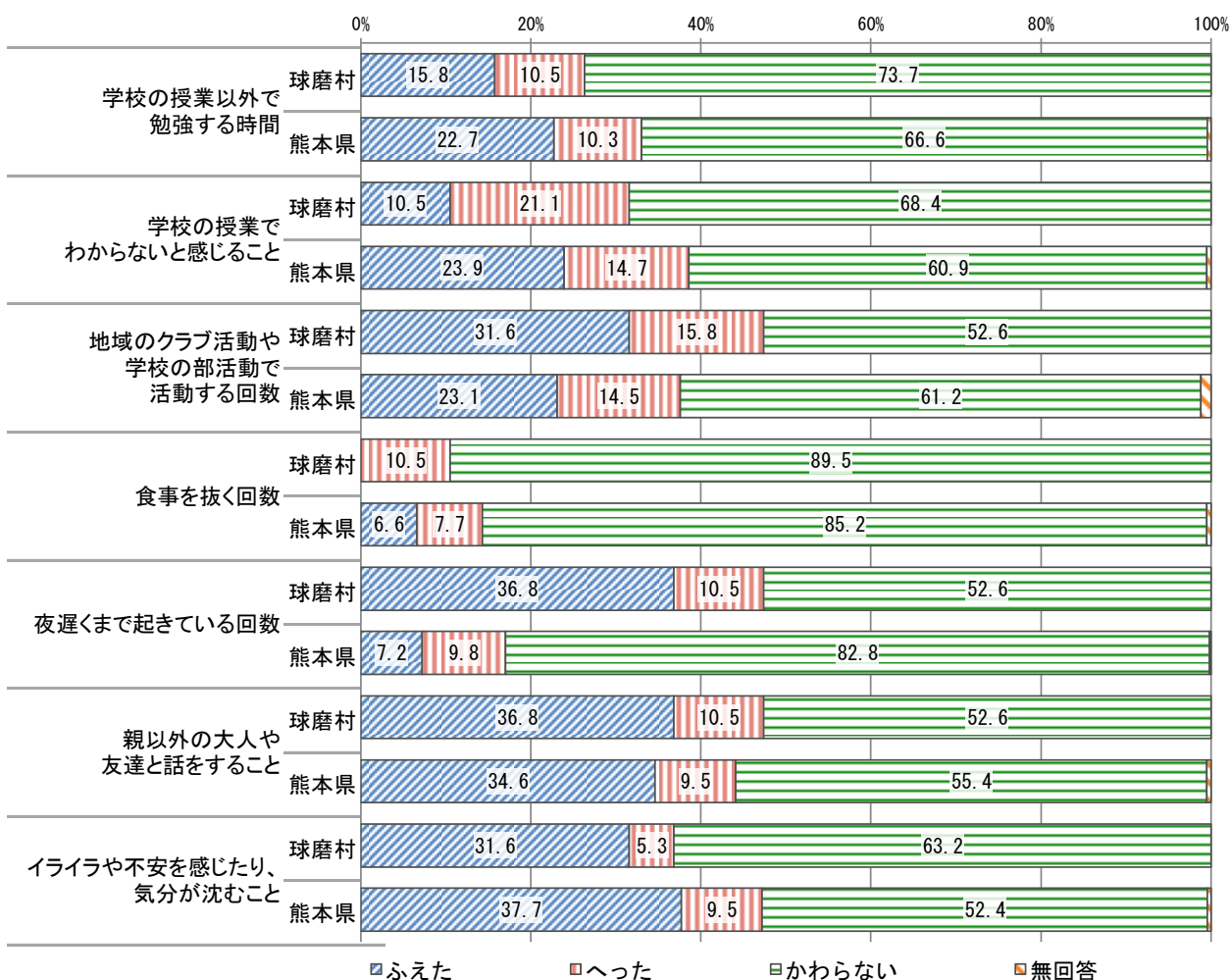


コロナウイルス感染症流行後のこどもの生活の変化に関して、「ふえた」と回答した割合を見ると、『夜遅くまで起きている回数』と『親以外の大人や友達と話をすること』が、それぞれ36.8%と最も高くなっています。

また、『学校の授業以外で勉強する時間』が「ふえた」割合が「へった」割合より高く、『学校の授業でわからないと感じること』が、「へった」割合が「ふえた」割合よりも高くなっており、勉強する時間や勉強への理解度が上がっている傾向がうかがえます。

『イライラや不安を感じたり、気分が沈むこと』が「ふえた」割合が31.6%となっており、熊本県よりは低いものの約3割のこどもがストレスを感じているとともに、夜遅くまで起きているこどもが増えていることから、生活リズムや心の健康に関する学校での指導などが求められます。

■コロナウイルス感染症流行後の生活の変化（こども調査）

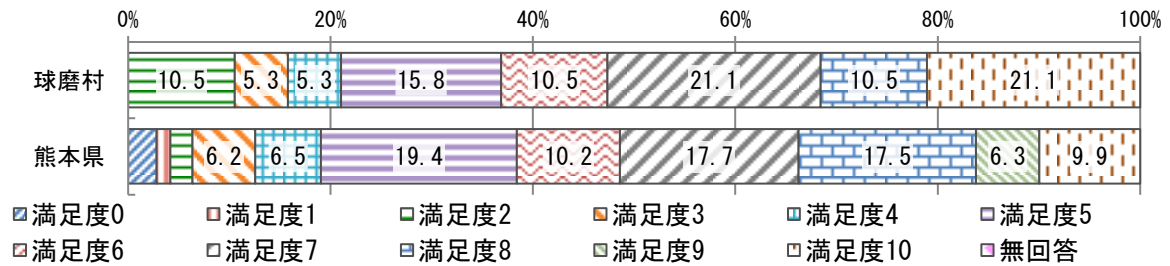


⑥生活の満足度

生活の満足度は「満足度7」と「満足度10」がともに21.1%と最も高くなっています。

満足度の平均点についてみると球磨村は6.42点、熊本県は6.28点とやや熊本県を上回っています。

■生活の満足度（こども調査）



	球磨村	熊本県
平均点	6.42	6.28

第3章 基本理念、基本目標、施策の体系

1 計画の基本理念

【基本理念】

子育て世代が安心して子育てできる環境づくり

第3期球磨村子ども・子育て支援事業計画では、基本理念を「子育て世代が安心して子育てできる環境づくり」と定めています。

国の策定した「こども大綱」およびその目指す「こどもまんなか社会」はすべてのこどもが心身ともに健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。

このこどもまんなか社会の実現のためには、保護者が安心して子育てできる環境の整備が不可欠となります。

保護者が安心してこどもと向き合うことは、こどもの幸福と健やかな成長につながります。

また、そうした幸福な育ちの経験は、こどもの地域への愛着を育み、将来、村で家庭を築こうとする意識にもつながります。

このように子育て環境の整備とそれによる親子の安心・幸福の実現は、こどもまんなか社会の考え方と共通するものがあるとともに村の将来にとっても重要となります。本計画は第3期球磨村子ども・子育て支援事業計画の別冊と位置付けられていることも踏まえ、計画の基本理念を「子育て世代が安心して子育てできる環境づくり」と定めます。

【第3期球磨村子ども・子育て支援事業計画の基本理念の考え（抜粋）】

「第6次球磨村総合計画」では、「子どもたちが輝き、若者が活力に満ち、高齢者が誇りを持って住み続けることができるむらを未来へつないでいくこと」を目指しています。子どもの健やかな育ちと子育てを支援することは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

そのような中、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの存在と発達が保障される必要があります。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要がある子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、身近な地域において、子育て支援の各種施策を可能な限り講じることにより、その健やかな育ちを確保することも重要です。

そのため、本計画の基本理念を前期計画の基本理念を踏襲し、次のように定めます。

子育て世代が安心して子育てできる環境づくり

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、こども大綱の示す「こども施策に関する重要事項」を踏まえ、以下の4つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

【基本目標】

- 1 こどもの健やかな成長を支える基盤整備
- 2 こども・若者のライフステージに応じた支援
- 3 子育て当事者への支援
- 4 特に支援が必要なこどもへの支援

3 計画推進に必要な考え

(1) こども・若者施策に関する基本的な方針

こども大綱では、こども施策に関する基本的な方針として、以下の6項目を掲げています。本計画においても、この基本的な方針に基づき、施策を推進し、子育て世帯が安心して子育てに取り組み、こどもが幸せに生活し健やかに成長する「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

基本方針 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

こども・若者は、発達の途上にあっても生まれながらに権利の主体であり、多様な人格を持つ個人として尊重されるべき存在です。社会は、彼らが必要な情報や知識を学び、自らの意思で選択・決定し、意見を述べ、それが反映される経験を通して自己実現できるよう支えていきます。

また、思想・信条、人種、国籍、障害、性的指向・ジェンダーアイデンティティ、生育環境等による差別をなくし、貧困、虐待、いじめ、体罰、暴力、搾取、性被害などあらゆる権利侵害からこどもを守ります。

基本方針 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

こども・若者が意見を表明し、それを社会が尊重することは、こども・若者の最善の利益につながるとともに、こども・若者の自己実現や、主体的に社会形成に参画する態度の育成にもつながります。

こども・若者及び子育て当事者が年齢や発達、状況に応じて意見を出せるように、意見形成支援と意見を表明しやすい環境の整備に努めるとともに、出された意見を尊重しその背景にある思いもくみ取り、こども・若者施策へ反映します。

基本方針 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。こども・若者一人ひとりの状況に応じて必要な支援が、卒業、成人年齢など特定の年齢で途切れることがないように、ライフステージを通じて社会全体でこども・若者と子育てへの切れ目のない支援を行います。

基本方針 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差はこどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。そのため、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提として、貧困と格差の解消を図ります。

基本方針 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

若い世代は、就職、結婚、妊娠・出産、子育てなど様々なライフイベントが重なりあう「人生のラッシュアワー」と呼ばれる時期でもあります。その時期にこども・若者が安定した経済的な基盤を確保し、望む形で結婚・出産をできるように、雇用の整備などに努め、若い世代が地域での生活や将来の見通しを持てるような村づくりに取り組みます。

基本方針 6 施策の総合性を確保するとともに、関係団体等との連携を重視する

こども・若者への支援は村行政だけではなく、村内外の多様な機関がかかわります。

熊本県と連携しその実施する施策等も活用し、村内のこども・若者施策、子育て施策の充実に取り組みます

また、人吉球磨圏域は医療基盤、教育・保育基盤を共有することから、人吉球磨圏域の他自治体との連携によるこれらの基盤の整備に努めます。

村内においては、地域での子育てや若者が活躍する村づくりを目指し、若者が活躍する団体への支援や、こども・子育てに関する事業者や地域の住民等様々な関係者と協力してこども・若者を支えます。

(2) こどもの貧困対策に関する考え

①こどもの貧困解消対策推進計画策定の趣旨

こども・若者施策のうち、特に専門性を有する分野として、こどもの貧困、障がい、児童虐待など特に支援が必要なこどもに対する取組があります。

中でも、こどもの貧困は、その家庭状況や虐待など複合的な課題を抱えやすい傾向があるとともに、経済面だけではなく、こどもの心身の健康や進学機会・学習意欲、生活や将来に対する希望などを損い、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

その影響はこどもの将来にもおよび、人生における選択可能性を制約し、貧困の連鎖を引き起こすとともに、貧困の拡大は社会の安定と持続性や活力の低下にもつながります。

このようにこどもの貧困はこどもの現在と将来に深刻な影響を与えることから、その解消に対して全力をあげて取り組む必要があります。

国は、平成 26 年 1 月に、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策推進法）」を施行しました。また、令和元年 6 月には、本法律を改正し、市町村に対してこどもの貧困対策についての計画を定めることを努力義務として定めました。

近年の動きとしては、こどもの貧困に関する国の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」を「こども大綱」（令和 5 年 12 月閣議決定）に一本化するとともに、令和 6 年 9 月には「子どもの貧困対策推進法」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正し、貧困状態にある妊婦が出産しそのこどもが大人になるまで切れ目なく支援を行うこと等を基本理念として定めています。

球磨村では、第 2 期球磨村子ども・子育て支援事業計画を「子どもの貧困対策推進計画」（当時の名称）として位置づけ、貧困対策を推進してきました。

近年は物価高などを背景に、こども・若者や子育て世帯を取り巻く経済的環境は依然として厳しく、ヤングケアラーや社会的擁護を必要とするこども・若者など、貧困も関連する新たな問題も顕在化しています。

これらの状況を踏まえ、一層の貧困対策が求められていることから、球磨村こども計画を、「市町村こどもの貧困対策解消推進計画」としても位置づけ、こどもや子育て家庭の貧困対策に取り組み、こどもと子育て家庭が豊かな人生を送り、生まれ育った環境に左右されることなく、すべてのこどもたちが夢と希望を持って成長していける村づくりに努めます。

②計画の基本方針

こどもの貧困対策解消推進法では、地方公共団体は基本的施策として教育の支援、生活安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援、民間団体の活動の支援等に対し、必要な施策を講じることを定めています。

本村では、これらの分野について以下のとおり方針を定め、計画の推進を図ります。

基本方針 1 教育の支援

こどもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得ず、成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖するケースがあります。

貧困の世代間連鎖を断ち切るために、就学援助制度や奨学金、貸付等による経済的支援によって学習機会の確保・充実を図るとともに、こどもに対して教育により将来への希望を持つことができるよう啓発していきます。

経済的に困窮している世帯に対しては、「貧困の連鎖を教育で断つ」ことを確実に進めるため、学校教育による学力向上、ひとりで子育てをしている世帯や生活困窮者世帯等への学習支援などを行います。

基本方針 2 生活・就労の支援

こどもの生活や健康は、保護者等の生活態度や就労状況に大きく左右されます。

保護者に対しては、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援や子育てを両立するための生活支援を行います。一方、こどもに対しては、学校における健康教育等の強化を進めるとともに、健康診断や食育の推進などの保健衛生の取組強化を進めます。

また、ひとりで子育てをしている世帯に対する資格取得の支援や職業紹介により、安定雇用による就労所得を増加させ、経済的自立によるこどもの生活環境の改善につなげます。

基本方針 3 経済的支援

様々な事情により十分な就業が難しい世帯やそのこどもに対して経済的な支援を行うことは、こどもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。

教育費負担の軽減をはじめ、県や村などの各事業主体において、各種手当や就学援助費、貸付金などの現行制度の周知強化等による捕捉率を高めます。

基本方針 4 連携体制等の構築

こどもの貧困は、見ようとしなければ見えない、見えてこない問題です。

こどものSOSや問題を素早く発見し支援につなげられるよう、地域や関係機関・団体との連携・協力を図りながら、発見・支援のためのネットワークを構築するとともに、必要な支援に迅速につなげることができる体制を整備します。

(3) 熊本県の方針等に基づく考え

熊本県は現在、こどもまんなか熊本・実現計画に基づきこども・若者施策を推進しています。

こどもまんなか熊本・実現計画は、国のこども大綱に沿って作成されており、基本方針の多くはこども大綱の考えを踏襲しています。そのため、本計画では、「(1) こども・若者施策に関する基本的な方針」にて述べたとおり、こども大綱の考えに基づく方針を定めることで、国・県の方針との一体的な施策の推進を図ります。

また、県計画で「第4 こども施策を推進するために必要な事項」の中で市町村の役割について、子育てしやすい地域社会の形成に関し、多くの事業で実施主体を担うなど重要な役割を担っているとして、子育て支援等に関する施策を実施するよう努めることや、関係機関等との連携が期待されるとしています。

あわせて、市町村と県との連携について、県は市町村の取組状況を把握し、その取組が促進されるとともに地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置きつつ必要な支援を行うとしています。

これらの県の方針を踏まえ、県と連携しその事業の活用も図りながら、こども・若者、子育て支援施策の充実に取り組み、子育てしやすくこどもが幸福に生活し健やかに成長する球磨村づくりに努めます。

4 施策の体系

【基本理念】

子育て世代が安心して子育てできる環境づくり

基本目標1 こどもの健やかな成長を支える基盤整備

- (1) こどもの権利の尊重
- (2) 多様な経験ができる地域づくり
- (3) こども・若者が安心して成長できる保健・医療の整備
- (4) こどもを事故や犯罪、災害から守る取組

基本目標2 こども・若者のライフステージに応じた支援

- (1) 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援
- (2) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (3) 学童期・思春期のこどもの健やかな成長のための環境整備
- (4) 青年期の就労・結婚の支援

基本目標3 子育て当事者への支援

- (1) 子育てや教育に関する経済的な負担の軽減
- (2) 家庭の教育力の向上と子育てを見守る地域づくり
- (3) 共働き・共育ての推進と男性の家事・子育て参画推進
- (4) 住居等の確保及び居住環境の整備に関する支援
- (5) ひとりで子育てをしている家庭の自立支援の促進

基本目標4 特に支援が必要なこどもへの支援

- (1) 生活に困難をかかえる子育て家庭等への支援
- (2) 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援
- (3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進
- (4) 連携体制の充実

第4章 基本目標ごとの取組

基本目標1 こどもの健やかな成長を支える基盤整備

こども・若者支援、子育て支援は、幼児期の教育・保育や、学童期の学校生活の支援、就労・結婚といった特定のライフステージでの重要事項だけでなく、経済的な安定への支援、保健・医療の充実、防犯・防災といったすべてのライフステージに共通して重要な事項が存在します。

すべてのライフステージに共通する重要事項に対する取組を充実させることで、こどもの健やかな育ちを支援します。

(1) こどもの権利の尊重

こども基本法及びこども大綱では、こどもの権利を守るとともに、こどもが意見を表明する機会の確保とその意見の尊重を掲げています。こどもに対する取組を行うにあたって、大人の視点からの子育て支援や教育だけではなく、こども自身の意見の尊重を図ります。

取組	内容	関係課
こどもの意見の尊重	こども基本法の趣旨等を踏まえ、こども・若者の視点を尊重し、施策に反映させるよう取り組みます。	関係各課
子ども議会の開催	村の未来を担う子どもたちが村づくりや地域の問題、教育環境等について学習し、未来の球磨村について考える機会とすることを目的として、球磨村子ども議会を開催します。	関係各課
人権教育の充実	こどもが自分や他者の権利について学び、それを大切にすることができるように、人権教育指導員及び人権擁護委員による人権教育講話を実施します。	教育委員会

(2) 多様な経験ができる地域づくり

こども・若者の健やかな成長のためには、遊びも含め多様な体験を通して、心身を鍛え、様々なことを学んでいくことが重要です。人口減少が進む中で、こどもが多様な体験をしながら成長していくには、地域の構成員一人ひとりの協力が大切となります。

誰もが子育てに関心を持ち、互いに助け合える環境づくりを進めることで、こどもが安心して健やかに成長できる地域づくりを推進します。

取組	内容	関係課
職場体験事業	義務教育学校前期課程においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、後期課程においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。	教育委員会
球磨村版ふるさと学	地域を学習の場とし、体験学習を通じて地域社会の歴史、文化、自然等について理解を深め、それをもとに地域社会の抱える問題や可能性を探究し、将来地域社会において心身ともに豊かな生活を送れるとともに、地域社会に貢献するために必要な基本的要素や知識、技術等を養います。	教育委員会
地域学校協働活動事業	児童・生徒と地域住民との交流を図り、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営を行い、「地域とともにある学校」への転換を図ります。	教育委員会
放課後子ども教室（アフタースクール）等での活動支援	教育委員会や学校支援ボランティア（学校応援団）が学校へ出向き、ニュースポーツや昔遊び等を実施します。 夏休みなどの長期休暇時等には、高校生が義務教育学校の児童の勉強などを支援しています。長期休暇時のこどもの居場所と活動機会の創出の観点から、活動の継続に向けて支援に努めます。	教育委員会
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない義務教育学校前期課程の児童に対し、授業の終了後に村内施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	保健福祉課
くまっ子リーダー体験塾	課外活動を通じ、集団行動や規律、リーダーシップを学ぶ機会への参加を支援します。	教育委員会
通年におけるこどもの居場所づくり	通年で村内図書室を開放し、こどもの居場所を確保します。	教育委員会
くまもと教育の日 in くまむら	知性と感性の調和のとれた人間性を培い、また「豊かな心を育む」ことを目的に、学校・地域・家庭が一体となった取組を実施します。	教育委員会
義務教育学校PTAとの連携	義務教育学校PTAと連携し、地域における協議の場を確保します。	教育委員会

取組	内容	関係課
球磨村青少年育成村民会議の開催	球磨村青少年育成村民会議における子どもたちの現状・問題点の共有、非行防止等の対策の協議を推進します。	教育委員会
食事提供の取組支援	子ども等に対して無料または低額で食事を提供する民間団体等の取組を支援します。	保健福祉課
食育の推進	<p>子どもが一生にわたって豊かで健康的な食生活を送るとともに地域の食文化について理解を深められるよう、年齢に応じた食育を推進します。</p> <p>乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期であることから、「こどもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努めるとともに、家庭、保育園などにおいて、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を推進します。</p> <p>地域の産物や食文化を学習する体験活動を実施します。</p> <p>また、「食」を選択する力を習得し、栄養バランスのいい食事を摂取できるよう、栄養教諭による講話を実施します。</p>	保健福祉課 教育委員会
こどもの活動場所の整備	<p>子どもが多様な遊びや体験活動を行えるよう、安全で魅力ある遊び場・活動拠点の整備に努めます。</p> <p>現在、渡地区で整備中のグラウンドについて、子ども・若者が利用しやすく活動しやすいものとなるように、設備・機能の充実を図ります。</p>	復興推進課
親子で楽しめるイベント等の開催	<p>ふれあい祭りをはじめとして、親子で参加し楽しめるイベントの開催を図ります。</p> <p>また、他市町村や村内外の団体等との共催や他団体が実施するイベントの後援・周知など、関係団体等との連携体制も活用し、親子でイベント等に参加する機会づくりに努めます。</p>	復興推進課

(3) 子ども・若者が安心して成長できる保健・医療の整備

心身の健康は幸福な生活と健やかな成長の基盤となる事項です。人吉球磨圏域で連携し、医療・保健基盤の整備・確保に努めます。

取組	内容	関係課
小児医療の充実・小児科休日在宅当番医委託	医療機関との連携を図りながら、安心して子どもを育てるための小児医療の充実に努めます。医師会の協力を得て、日曜・祝祭日および夜間の当番医制を行い、広報誌やウェブサイト等で情報提供します。	保健福祉課

取 組	内 容	関係課
妊婦健康診査事業、乳幼児健診	妊婦期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、訪問指導・健康診査の充実を図ります。また、出産準備や相談の場、妊婦健診費用補助等の充実を図ります。さらに、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行います。	保健福祉課
感染症予防の推進	定期予防接種による感染症予防を推進します。	保健福祉課
保健対策の充実と健康教育の推進	性に関する健全な意識の醸成と、妊娠・出産や性感染症予防に関する正しい知識の普及や学校における性教育の推進を図るとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用に関する教育や、学童期・思春期から成人期に向けた心の問題等について、専門家による相談の推進を図ります。	保健福祉課

(4) こどもを事故や犯罪、災害から守る取組

こどもが安心して外出できるよう、交通環境の整備や交通安全に関する周知・啓発に努め交通安全の村づくりを推進します。

こどもへの犯罪被害を防ぐために行政、警察・関係機関・団体間の定期的な情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。また、警察、学校、PTA、家庭、地域との連携を強化し、こどもを犯罪から守る被害防止活動を支援します。

また、こどもの非行防止や、非行・犯罪に及んだこどもとその家族への相談支援を行うとともに、学校や警察等の関係機関・団体との連携を図り、自立支援を推進します。

あわせて、本村の地理的環境等を踏まえ、球磨村地域防災計画に基づき、地域・学校等での防災対策及びこどもに対する防災教育に取り組み、災害時のこどもたちの安全確保を図ります。

①事故からこどもを守る取組

取 組	内 容	関係課
学校設備点検日	学校で遊具等の点検を毎月1回実施します。	教育委員会
安全管理員の設置	義務教育学校前期課程では、こどもたちが放課後に安全・安心に過ごせるよう放課後子ども教室事業（アフタースクール事業）を実施しており、安全管理員を配置し見守りを行います。	教育委員会
児童による防災無線放送	校外生活のきまりに定められた帰宅時間を徹底し、家庭での見守り及び地域の見守り活動の促進を図り、不審者から児童の安全を確保することを目的に児童自身による防災無線放送を実施します。	教育委員会

取 組	内 容	関係課
登下校の見守り	地域ボランティアの方が登下校に付き添い、学校と連携しながらこどもたちの安全を確保します。	教育委員会
スクールバス運行事業	児童生徒が安心して登下校ができるように、スクールバスを運行します。	教育委員会
「安全タスキ」配付事業	新入学児童が安全に登下校できるよう、「安全タスキ」を配付します	教育委員会
交通安全教室の開催	毎年4月に義務教育学校の児童生徒を対象とした交通安全教室を開催します。	総務課 教育委員会
交通安全に係る講話などの実施	乳幼児健診、陽だまりサロンにおける安全に係る講話やグループワークを実施します。	保健福祉課
バリアフリー化の推進	妊産婦、乳幼児連れの家族をはじめとするすべての人が安心して外出できるよう、公共施設等における段差の解消等のバリアフリー化を推進します。また、妊産婦へ配慮し、ベビーカー利用者への理解を深める「心のバリアフリー」にも取り組み、ハードとソフトの両面から一体的なバリアフリー化の周知広報を推進します。	総務課
球磨村防犯灯設置補助	地区で設置する防犯灯について、設置費用の2分の1を限度として補助を行います。	総務課

②こどもを犯罪から守る仕組みづくりと非行防止、自殺防止

取 組	内 容	関係課
青少年育成村民会議	球磨村青少年育成村民会議におけるこどもたちの現状・問題点の共有、非行防止等の対策の協議を推進します。	教育委員会
薬物乱用防止講話	学校薬剤師等を招き、児童生徒に対して薬物乱用防止の講話を実施します。	教育委員会
人権教育の充実	人権教育指導及び人権擁護委員による人権教育講和を実施します。	教育委員会
SOSの出し方に関する教育	こどもが自身の心の危機に気付き、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うために、「SOSの出し方に関する教育」を継続して実施します。	教育委員会
学校等カウンセリング事業	スクールカウンセラー等に学校等でのカウンセリング業務を委託し、児童生徒が抱える悩みごとの解決に向けた支援を行います。	教育委員会

③防災対策の充実

取 組	内 容	関係課
地域と学校が連携した防災教育の実施	<p>地域と学校が連携して防災教育に取り組み、子どもたちが単なる知識の教育にとどまらず、地域住民とのコミュニケーションを通じた心を通わす機会を得ることで、主体的に避難行動を取れる態度や周囲の人を助ける心を育むことを目指します。</p> <p>防災教育の実施にあたっては、消防団員等と協力し行うことで、地域の消防団活動に対する理解を浸透させ、ひいては将来の地域防災力の担い手育成につなげます。</p>	総務課 教育委員会
災害発生時の学校等のルール設定推進	<p>学校等に対し、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討・設定し、周知するよう働きかけます。</p> <p>また、避難指示を行う必要が生じた場合は、速やかに役場から学校等に指示・通報するとともに、学校側は避難を実施できるよう、役場・学校間の避難行動に関する手順や連携の確認を行います。</p>	教育委員会
未就学児の安全な避難のための取組	<p>村は、義務教育学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育園等の施設と市町村間、施設相互間の連絡・連携体制の構築に努めます。</p>	保健福祉課
火災予防運動	<p>人吉下球磨消防組合消防本部と連携し、防火についての知識の普及、義務教育学校、保育園等の避難誘導訓練等を実施するとともに、全国一斉に行われる春秋2回の火災予防運動に併せ、防災行政無線放送による広報、模擬火災の訓練等を行い、火災予防思想の普及徹底に努めます。</p>	総務課
親子が利用しやすい避難所の整備	<p>指定避難所については、乳幼児等要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を推進します。</p>	総務課

基本目標２ こども・若者のライフステージに応じた支援

妊娠・出産から、乳幼児期、学童期、青年期と、こどもが生まれ成長し大人になる過程で、ライフステージに応じて様々な支援が必要となります。それぞれの段階に応じた適切な支援を行い、こども・若者の健やかな成長を支えます。

(1) 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。こどもの生涯にわたる心と身体の健康づくりに向け、ライフステージに応じた健康づくり、各種健康診査や産後の支援体制、小児医療体制の確保に取り組みます。また、不妊や不育に悩む人に対する支援や相談の充実に努め、出産・子育てに関する不安や悩みの解消に努めます。

取組	内容	関係課
不妊治療費助成事業	不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療に要する費用の助成を行います。	保健福祉課
妊婦等包括相談支援事業	妊娠・出産・育児に対する経済的支援として妊婦のための支援給付を行います。 あわせて、妊婦等に対し面談などを行い、心身の状況の把握を行うとともに、子育て等に関する情報提供や相談を行います。	保健福祉課
母子健康手帳交付事業	妊婦が心も身体も元気で、安心して出産へ向かうことができるよう、妊娠届出時に健康手帳を交付します。また、交付時に保健師が対応して健康相談ができる体制をとっていきます。	保健福祉課
妊婦健康診査事業、乳幼児健診	妊婦期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、訪問指導・健康診査の充実に努めます。また、出産準備や相談の場、妊婦健診費用補助等の充実に努めます。さらに、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行います。	保健福祉課
産後ケアの充実	産後も安心して子育てができるよう、産後ケア事業等により、産後の母子の心身のケアや相談支援、育児のサポートの提供に努めます。	保健福祉課
発達障害児支援の充実	発達障害児の早期発見・早期療育のための、健康診査の充実と育児不安解消の相談の場の充実に努めるとともに、保育園との連携を強化します。	保健福祉課

取 組	内 容	関係課
乳児家庭全戸訪問事業	保健師及び地域子育て支援センターの担当職員が、すべての乳児（生後4か月まで）のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握のほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。	保健福祉課
小児医療の充実・小児科休日在宅当番医委託	医療機関との連携を図りながら、安心してこどもを育てるための小児医療の充実に努めます。医師会の協力を得て、日曜・祝祭日および夜間の当番医制を行い、広報誌やウェブサイト等で情報提供します。	保健福祉課

（２）乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児期の発達の特徴を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びと学びの充実に図りながら「生きる力」の基礎を育みます。また、安心してこどもを預けることができるよう、教育・保育環境を提供しつつ、幼児教育・保育と義務教育学校前期課程の円滑な接続を図ります。

取 組	内 容	関係課
通常保育事業	教育・保育のニーズに的確に対応するため、教育・保育施設による提供体制を確保します。	保健福祉課
延長保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、通常の保育時間を延長してこどもを預かります。	保健福祉課
休日保育事業	休日に、就労等により家庭での保育ができない乳幼児を預かります。	保健福祉課
子育て支援センター「陽だまり」	地域全体での子育てを支援する基盤と形成を図るため、保育園機能をいかし保育園児・未就園児に関わらず子育て支援を行います。 村内保育園にて、陽だまりサロン（月3～4回、家庭保育中の保護者及び出産を控えた方の交流、相談・助言）、育児相談、家庭保育中の保護者・乳幼児への園庭の解放等を行います。	保健福祉課
子育て通信「陽だまり」	各保育園の情報や、子育て支援センターの活動日程・育児の悩み等をワンポイントアドバイスとして掲載します。	保健福祉課
子育てサークルの充実	絵本サークル「りんごの木」における、園内での絵本の読み聞かせを実施します。	保健福祉課
病後児保育事業（体調不良児対応型）	保育中に体調不良となったこどもを一時的に保育園等の中で預かることで、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を図ります。	保健福祉課
子育てガイドブック	各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知され、有効に利用されるよう、様々な媒体を活用した効果的な広報活動や、子育てガイドブック等の作成・配布等による情報提供を行います。	保健福祉課

取 組	内 容	関係課
保育園義務教育学校連携事業推進委員会及び実務部会	保育園と義務教育学校が連携することにより、教育の円滑な移行を図るため、家庭及び地域と協力し、園児、児童生徒の健全な育成を推進します。	教育委員会
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育園等に通園していない0歳6か月から満3歳未満の未就園児を保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育園等において定期的な預かりを行います。 また、集団生活の機会を通じたこどもの育ちを応援するとともに、子育てに関するお悩みに対してアドバイスなども行い、こどもの良質な成育環境を支援します。	保健福祉課

（3）学童期・思春期のこどもの健やかな成長のための環境整備

義務教育学校が特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた「生きる力」の育成を図るとともに、個性を伸ばす教育を推進します。

また、地域と連携し、地域全体で子育てする意識を持ち学童期のこどもの心身を育む様々な活動を実施します。

取 組	内 容	関係課
確かな学力の向上	児童生徒に、基礎的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、「確かな学力」を育成します。 また、分かる・できる授業を推進するために、個に応じた指導や情報教育、国際理解教育の充実を図ります。	教育委員会
豊かな心の育成	心豊かな児童生徒を育むため、学校で行われる授業の公開や自然体験、伝統・文化体験、社会体験を通して、学校や家庭、地域社会との三者連携を図りながら、道徳教育を推進します。	教育委員会
いじめ・不登校対策	いじめや不登校等の生徒指導上の問題解決のために、きめ細やかな相談体制の充実に努めます。 スクールカウンセラーによるカウンセリングや教職員等への助言、スクールソーシャルワーカーによる問題の背景の把握や支援方針の調整、関係機関との連携の仲介などにより、課題を抱える児童生徒への効果的な支援に取り組みます。	教育委員会

取 組	内 容	関係課
情報活用能力の育成	<p>文部科学省のGIGAスクール構想（児童生徒1人1台端末と高速インターネット通信の整備）に基づき、情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実を図ります。</p> <p>また、ICT企業など民間団体も含めた多様な団体・機関等と連携し、教育現場でのICTのより効果的な活用に努めます。</p>	教育委員会
ジュニアICTリーダーの育成	ジュニアICTリーダーの育成とその活用による地域の情報発信に努めます。	教育委員会
学校等カウンセリング事業	スクールカウンセラー等に学校等でのカウンセリング業務を委託し、児童生徒が抱える悩みごとや、こどもを取り巻く環境の課題解決に向けた支援を行います。	教育委員会
村内教職員研修会	教職員を対象に、義務教育学校の先進地が実施している取組やICT機器を活用した学習等の研修を実施します。	教育委員会
薬物乱用防止講話	学校薬剤師等を招き、児童生徒に対して薬物乱用防止の講話を実施します。	教育委員会
人権教育の充実	人権教育指導及び人権擁護委員による人権教育講話を実施します。	教育委員会
職場体験事業 【再掲】	義務教育学校前期課程においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、後期課程においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。	教育委員会
民生委員・児童委員協議会活動の支援	民生委員・児童委員協議会による学校訪問を実施し、意見交換会を行います。	保健福祉課
課外活動の推進	<p>児童生徒のスポーツ体験の機会の確保等の関連から、各種団体の活動を支援します。</p> <p>球磨郡内の各種クラブ・チームに加入している児童生徒もいることから、関係団体等と広域的に連携し、地域のスポーツの振興を図ります。</p>	教育委員会
村内高校生への経済的助成	本村に居住しており、高等学校等に在籍している生徒の保護者に対し、教育支援を目的とした高校生等教育支援補助金を支給します。	教育委員会
学校運営協議会による支援 【再掲】	地域とともにある学校づくりを目指し、こどもたちが健やかに成長できるよう、学校運営協議会を開催し、学校運営に対して意見を出したり方針の承認を行います。	教育委員会

(4) 青年期の就労・結婚の支援

青年期は、就労、結婚、出産といった様々なライフイベントが重なる時期です。

若い世代が将来を見通して安心して仕事とライフイベントの双方にチャレンジできるよう、若者の就労、結婚などの希望実現の後押しに取り組み、将来に対して希望を持って生活できる村づくりを目指します。

取組	内容	関係課
農業の担い手の確保	<p>後継者の円滑な就農や新規就農において、国・県の支援事業を活用するなど、担い手の育成に努めます。</p> <p>担い手への農地利用の集積・集約化を推進します。</p>	産業振興課
林業の担い手の確保	<p>新規就業者への教育や林業技術取得に向けた講習会へ参加する機会を提供し、就業の円滑化を推進します。</p> <p>林業機械化による労働強度の軽減や安全作業の確保、就業環境などの改善に対する事業所の取組を支援し、働きやすい環境の整備を促進します。</p>	産業振興課
就労先の確保に向けた企業誘致の推進	<p>若者の地域定着を促進するため、希望や適性に応じた多様な就労先の確保・創出による就労の選択肢の拡充が求められます。</p> <p>人吉・球磨しごと創生連絡協議会の構成市町村と企業とのネットワークづくりと、情報共有に努めます。</p> <p>また、村内への企業誘致について、受入れ体制づくりに努めます。</p>	復興推進課
圏域で連携しての結婚支援の実施	<p>郡内協議会において結婚支援を年に1回開催しています。</p> <p>今後も継続して実施するとともに、その他の婚活事業についても検討します。</p>	復興推進課
結婚新生活補助金の給付	<p>村に住民登録されている新たに結婚した方に対し、住宅の取得・賃貸や引っ越し、リフォームにかかる費用に対し一定額を上限として補助を行います。</p>	復興推進課

基本目標3 子育て当事者への支援

こどもの幸福には、その家庭環境が良好であることが前提となります。

子育て当事者が経済的な不安や孤独感を抱いたり、仕事と家庭の両立に悩んだりすることがなく、ゆとりをもって前向きにこどもと向き合えるように、様々な子育て支援の充実や働きながら子育てしやすい環境の整備に努めます。

(1) 子育てや教育に関する経済的な負担の軽減

こどもと家庭の状況に応じた手当の支給や医療費助成、幼児教育・保育の無償化、給食費等の無償化など、子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持ってこどもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。

取組	内容	関係課
入学準備金、進級準備金の支給	新1年生、新7年生に対し、入学準備、進級準備のためにかかる費用の補助として、準備金を支給します。	教育委員会
就学援助費助成	就学援助費（準要保護）について、校長の意見、民生委員・児童委員の調査と民生委員・児童委員協議会の意見を基に、教育委員会にて認定します。	教育委員会 保健福祉課
球磨村奨学金	能力があるにもかかわらず、経済的な理由により就学が困難な方に対して支援します。	教育委員会
学校給食助成事業	子育て世帯の経済的な負担軽減のため、学校給食費助成を行います。	教育委員会
子ども医療費助成事業	出生から高校3年生までのこどもを対象に、入院（食事代も対象）・通院・歯科・調剤・装具等で診療を受けた場合、医療費（保険診療分）を助成します。	税務住民課
未就学児の教育・保育に関する村独自の支援	村内在住かつ村内保育園に通う児童全員について、国の幼児教育・保育無償化の対象外となる0～2歳児の保育料及び3歳以上児の副食費についても無償化し、保護者の経済的な負担軽減を図ります。	保健福祉課

(2) 家庭の教育力の向上と子育てを見守る地域づくり

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進するとともに、地域ぐるみで子育てする意識づくりに努めます。

取組	内容	関係課
育児力向上のための各種育児講座等の実施	入所児童の保護者及び地域父母を対象とした、育児力向上のための各種育児講座等を支援します。	保健福祉課
こども家庭センター	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両分野が一体的に相談支援を行います。 保健福祉課に設置し、関係機関と連携し、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援に努めます。 また、「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実、地域のネットワークと一体となった支援を図ります。	保健福祉課
子育て支援センター「陽だまり」【再掲】	地域全体での子育てを支援する基盤と形成を図るため、保育園機能を生かし保育園児・未就園児に関わらず子育て支援を行います。 村内保育園にて、陽だまりサロン（月3～4回、家庭保育中の保護者及び出産を控えた方の交流、相談・助言）、育児相談、家庭保育中の保護者・乳幼児への園庭の解放等を行います。	保健福祉課
子育てガイドブック【再掲】	各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知され、有効に利用されるよう、様々な媒体を活用した効果的な広報活動や、子育てガイドブック等の作成・配布等による情報提供を行います。	保健福祉課
子育て通信「陽だまり」【再掲】	各保育園の情報や、子育て支援センターの活動日程・育児の悩み等をワンポイントアドバイスとして掲載します。	保健福祉課
家庭教育講演会	こどもをもつ保護者や地域の方々の親睦・連携を深め、家庭教育力の向上を図るとともに、教育・行政・福祉・医療などの関係機関が一体となった支援づくりを目的として実施します。	保健福祉課
地域全体でこどもを守り育てる環境づくり	学校だよりの配布を通じ、地域の人々や団体、企業等が学校支援ボランティアとなり、学校のニーズに応じた様々な支援活動を促進することで、地域全体でこどもを守り育てる環境づくりを推進します。	保健福祉課
登下校の見守り	地域ボランティアの方が登下校に付き添い、学校と連携しながら子どもたちの安全を確保します。	教育委員会
スクールバス運行事業	児童生徒が安心して登下校ができるように、スクールバスを運行します。	教育委員会
学校運営協議会による支援【再掲】	地域とともにある学校づくりを目指し、子どもたちが健やかに成長できるよう、学校運営協議会を開催し、学校運営に対して意見を出したり方針の承認を行います。	教育委員会

(3) 共働き・共育ての推進と男性の家事・子育て参画推進

共働き・共育ての応援に向け、子育て家庭へのさらなる支援の充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の改善、男女共同参画の推進など、子育てしやすい就労環境づくりを推進していきます。

取組	内容	関係課
男女共同参画意識の醸成	男女の役割分担などの固定観念を払拭し、男性が子育てへ参加しやすい環境づくりを進め、男女がともに働きやすく、子育てしやすい社会の実現に向けた意識の啓発を図ります。	総務課
働き方改革に関する周知啓発	村内の事業所に対し、働き方改革や誰もが働きやすく働きがいがあり、仕事と生活の両立を実現できる職場環境整備に関する周知・啓発を行います。 また、熊本県が実施する労働環境改善等に取り組む企業等への表彰制度等について、県と連携し周知を図ります。	復興推進課
男性の家庭参画に向けた周知啓発	母子保健手帳の交付や家庭教育学級への男性の参加を促すとともに、男性向けの料理教室等を実施し、男性の家庭や子育てへの積極的な参画を促進します。	総務課

(4) 住居等の確保及び居住環境の整備に関する支援

次世代育成支援の観点から、子育て世帯が住みやすい・子育てしやすい居住環境・地域環境整備に努めます。

取組	内容	関係課
村営住宅の整備	村営住宅の建設を実施する場合は、子育て家庭にも配慮した、良質で利便性の高い、特色のある住宅の整備を図ります。	総務課
空き家バンク制度による情報提供	所有者等に同意を得た上で、空き家バンクに登録し物件に関する情報を提供します。	復興推進課
バリアフリー化の推進	妊産婦、乳幼児連れの家族をはじめとするすべての人が安心して外出できるよう、利用しやすい道路整備や公共施設等における段差の解消等のバリアフリー化を推進します。 また、妊産婦へ配慮し、ベビーカー使用者への理解を深める「心のバリアフリー」にも取り組み、ハードとソフトの両面から一体的なバリアフリー化の周知広報を推進します。	総務課
生活交通の手段の確保	JR及び路線バスが運行されていない地域における生活交通の手段としてコミュニティバスを運行します。	復興推進課

(5) ひとりで子育てをしている家庭の自立支援の促進

ひとりで子育てをしている家庭は、子育て、経済状況など様々な面で困難な状況に立たされやすい立場にあります。こども大綱等の考えを踏まえこどもがその置かれている環境にかかわらず心身ともに健やかに成長するための支援や、親自身が心身ともに健全で自立した生活を送り安心して子育てができるよう、国や県の施策とも連携し、ひとりで子育てをしている人の自立支援を促進します。

取組	内容	関係課
研修会・講習会の情報提供	対象者に対し、研修会・講習会・ふれあい行事等の情報提供を行います。	保健福祉課
ひとりで子育てをしている家庭等への医療費助成	ひとりで子育てをしている家庭等に対する医療費の一部を助成します。	保健福祉課
国・県等の施策との連携	国・県、福祉事務所が母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づき実施する、生活支援、就労支援、相談支援等の各事業について、対象世帯への情報提供や関係機関とのつなぎを行い、村内の対象者の適切な利用を推進します。	保健福祉課

基本目標4 特に支援が必要な子どもへの支援

子ども・若者の置かれた環境は、一人ひとり異なり、その中には、貧困や児童虐待、障がいなど困難な状況に立たされているケースもあります。

誰一人取り残さない「すべて」の子ども・若者の幸福な育ちのためには、これらの子ども・若者が取り残されることのないようにそれぞれに合った支援を行うことが必要です。

村の子どもが、家庭環境に関わらず夢や希望を持って生きていくことができるよう、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労の支援など、様々な面から、関係機関との連携により、子どもの貧困対策に取り組みます。

また、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、ヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援など、関係機関との連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

様々な支援が必要な子どもに対し、すべての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制の充実を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援（縦横連携）を推進します。

(1) 生活に困難をかかえる子育て家庭等への支援

子どもの貧困解消対策として、教育面、生活面及び保護者の就労、経済面への支援に取り組み、貧困とそれによる様々な困難を強いられる子どもがいない村づくりに取り組みます。

①教育の支援

取組	内容	関係課
学校教育による学力保障	基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る指導と学習習慣を身に付けさせる指導や自立した生き方ができるよう、基礎学力を保障する学校の取組を支援します。	教育委員会
教職員に対する啓発	子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置付けや、子どもの貧困問題に関する教職員の理解の促進を図ります。	教育委員会 保健福祉課
キャリア教育に関する学習	義務教育学校前期課程においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、後期課程においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。	教育委員会
専門職の力を活用した相談体制の充実	学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用した学校における相談体制の充実を図ります。	教育委員会

取 組	内 容	関係課
学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、教育委員会、保健福祉課などが連携し、総合的なこどもの貧困対策を展開します。	教育委員会
就学援助の周知の拡充	就学援助事業の一層の充実を図るため、義務教育学校における周知に加え、村広報やホームページの活用など住民がいつでも知ることのできる広報に取り組みます。	教育委員会
高校生・大学生を対象とした就学の支援	奨学金の出願の資格を有する生徒に対し、「球磨村奨学金返済支援補助金」などを活用して奨学金を貸与し、有能な人材の育成を図ります。	教育委員会

②生活・就労の支援

取 組	内 容	関係課
こどもの発育・発達の支援	すべてのこどもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を推進します。また、発達・発育に課題を抱えているこどもの支援の充実に取り組みます。	保健福祉課 教育委員会
子ども医療費助成制度	家庭の経済状況にかかわらず適切に医療を受けられ、病気の早期治療につながるよう、医療費自己負担額を助成します。	税務住民課
保護者の就労支援	村内事業所に関する情報提供を行います。また、ハローワークや県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供などを行います。	保健福祉課 総務課
相談業務や養育支援訪問による保護者への支援	生活上の課題を抱える家庭に対し、必要に応じて関係機関へのつなぎや、家事支援・育児支援を実施します。	保健福祉課
社会的養護施策との連携	親の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設等と連携した支援を行います。	保健福祉課

③困窮した子育て世帯に対する経済的支援

取 組	内 容	関係課
ひとりで子育てをしている世帯への経済的な支援	各種手当等の支給やひとりで子育てをしている世帯の医療費の助成などに取り組みます。	保健福祉課
就学援助費助成	就学援助費（準要保護）について、校長の意見、民生委員の調査と民生委員・児童委員協議会の意見を基に、教育委員会にて認定します。	教育委員会 保健福祉課

(2) 障がいや発達に不安のある子どもへの支援

障がいのある子どもや発達に不安のある子どもを支援するため、それぞれの特性や状況に応じて、居宅介護や児童発達支援、放課後等デイサービス等の通所支援、療養生活の支援、保育園等への巡回支援を行います。子どもの成長に不安を感じる家族に対しては、相談窓口を利用しやすくなるよう情報提供に努め、家庭の子育てへの負担軽減につなげるとともに、適切な支援が提供可能である専門相談につなぐなど、家族に寄り添った継続的な支援を行います。

保育園等や放課後児童クラブにおいては、障がいのある子どもを受け入れるため、職員の加配や研修の充実を図ります。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、サービスの質の確保・向上に取り組むなど医療的ケア児の支援体制の構築に取り組みます。

取組	内容	関係課
発達課題の早期発見・早期療育に向けた支援	発達障がい児の早期発見・早期療育のための、健康診査の充実と育児不安解消の相談の場の充実を図るとともに、保育園との連携を強化します。	保健福祉課
発達支援保育事業	村内保育園において、発達障がい児の保育を推進します。	保健福祉課
切れ目のない支援と療育の提供	球磨村障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、障がい児のニーズに応じた通所支援及び地域生活支援事業等の提供体制を整備します。	保健福祉課
就学教育相談事業	就学に不安がある家庭の悩みの相談を受け、子どもの就学が円滑に進むように支援を行います。	保健福祉課
特別支援学級設置	特別支援学級の設置により、児童生徒一人ひとりに合わせた学びの場を確保します。	教育委員会
特別支援教育の充実	社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士等の専門職と業務委託契約を行い、児童生徒及び保護者のカウンセリングや相談業務、発達検査を通じて、各学校を訪問し、児童生徒等の心のケアに関する心理士相談事業を実施します。 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、保護者・教職員等への助言や連携構築の支援を行います。	教育委員会
特別な支援を要する児童・生徒への配慮	特別な支援を必要とする児童生徒は、その特性等に応じた配慮が必要となることから、個別の教育支援計画等を作成し、児童生徒への配慮事項及び支援内容を明確にし、支援会議等を開催して関係者が情報を共有し適切な支援を行います。	教育委員会

(3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

児童虐待を受けた子どもやその家族、要保護児童、ヤングケアラーなど、支援が必要な子どもや家庭に寄り添いながら、個々の状況に応じた必要なサービスを提供できる相談体制の充実を図ります。

取組	内容	関係課
児童虐待に関する家庭への普及啓発	<p>体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、広報誌やホームページにて児童虐待防止に向けた意識啓発や適切な通報先の周知を行います。</p> <p>また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、母子手帳交付や乳幼児健診の機会等を活用し、周知啓発します。</p>	保健福祉課 教育委員会
児童虐待の予防や早期発見・早期対応	<p>妊娠期から保護者とのつながりを大切にし、切れ目なく支援することで、児童虐待の予防につなげます。子育てに対する相談をはじめ、児童虐待の予防から継続的な支援を行うとともに、「球磨村要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」を中心に、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止に対する取組を推進します。</p>	保健福祉課 教育委員会
ヤングケアラーへの支援	<p>ヤングケアラーにおける問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、子どもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。</p>	保健福祉課 教育委員会
相談体制の充実	<p>児童・生徒が悩みを抱え込まず、心にゆとりが持てるよう、学校等では気軽に相談でき、効果的なカウンセリングが行える相談体制の強化を推進します。</p> <p>児童・生徒がお互いを思いやる心を育てる教育の実践を推進し、いじめが起きない・いじめを起こさせないよう継続して取り組み、学校の相談体制の充実を図ります。</p>	保健福祉課 教育委員会
球磨村要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会	<p>福祉・教育・保健・医療・警察・主任児童委員等の関係機関で協力体制をつくり、要保護児童等への支援を行います。協議会の中では、学習会や情報交換、児童虐待やいじめ・不登校などの早期発見・早期対応に努め、対応が難しいケースは、必要に応じて児童相談所等との連携のもと適切な処置を継続して行います。また、保育園、学校、主任児童委員、児童相談所、県の子ども家庭相談員、保健師等との連携による、個別相談、家庭訪問等の児童、保護者に対する支援を実施します。</p>	保健福祉課
社会擁護施策との連携	<p>親の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設等と連携した支援を行います。</p>	保健福祉課

(4) 連携体制の充実

困難を抱えた子どもや世帯は、様々な課題を重複的に抱えていたり、問題が周囲から見えにくい・気づきにくいケースがあることから、その発見・支援のためには地域や関係者が連携して取り組むことが求められます。

そのため、地域全体で「問題を共に解決する」という認識をもって、様々な関係者と連携し、早期発見と包括的な支援に取り組めます。

取 組	内 容	関係課
<p>子ども家庭センターでの相談支援</p>	<p>保健福祉課を児童福祉と母子保健に関する相談等を一元的に受け付ける子ども家庭センターとして位置づけ、課題を抱えた世帯が相談しやすい相談窓口づくりに取り組みます。</p> <p>また、子ども家庭センターの機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実、地域のネットワークと一体となった支援を図ります。</p>	<p>保健福祉課</p>
<p>乳幼児期から学齢期までのあらゆる機会を通じた早期発見</p>	<p>保育施設等や学校、放課後の居場所などのあらゆる機関が、こどもの様子や保護者との関わりから家庭やこどもが抱える課題に目を配り、必要に応じて必要なアドバイスを行うとともに関係機関への紹介やつなぎを行います。</p>	<p>保健福祉課 教育委員会</p>
<p>地域との連携による早期発見と見守りの充実</p>	<p>区長・班長、民生委員・児童委員、地域の事業所、社会福祉施設、社会福祉協議会などが協力し、地域での見守り合い活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて、支援が必要な家庭やこどもを早期発見し、生活支援や福祉制度へつなぎます。</p>	<p>保健福祉課</p>
<p>ヤングケアラーへの支援 【再掲】</p>	<p>ヤングケアラーにおける問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。</p>	<p>保健福祉課 教育委員会</p>

第5章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

(1) 庁内及び地域との連携による推進

本計画を着実に推進し、こどもの幸福で健やかな成長を実現するためには、行政によるこども・若者支援、子育て支援の充実とともに、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

こどもの存在が地域社会に活力や交流をもたらすことを踏まえ、こども・若者、子育て支援の関係者との連携を深めるとともに、地域に対してもこどもへの支援の重要性や地域ができることについての周知を行い、地域ぐるみでこどもの成長を見守る地域づくりを推進します。

(2) 近隣市町村や県と連携

人吉・球磨圏域は、その地理的な環境のみならず、保育園、認定こども園の広域利用や小児医療の提供体制など、子ども・子育ての社会基盤を共有しており互いに密接な関係にあります。

保育・教育の広域利用、障がい児への対応など、村の区域を越えた広域的な取組については、周辺市町村や県との連携・調整を図り、今後もすべてのこどもと子育て家庭が安心して暮らせるように努めます。

あわせて、児童虐待防止対策、障がい児施策などこどもに関する専門的な知識及び技術を要する分野における県の支援、ならびに県が広域的に実施する各種事業や研修等を活用し、子ども・子育て支援に関する施策の効果的な展開を図ります。

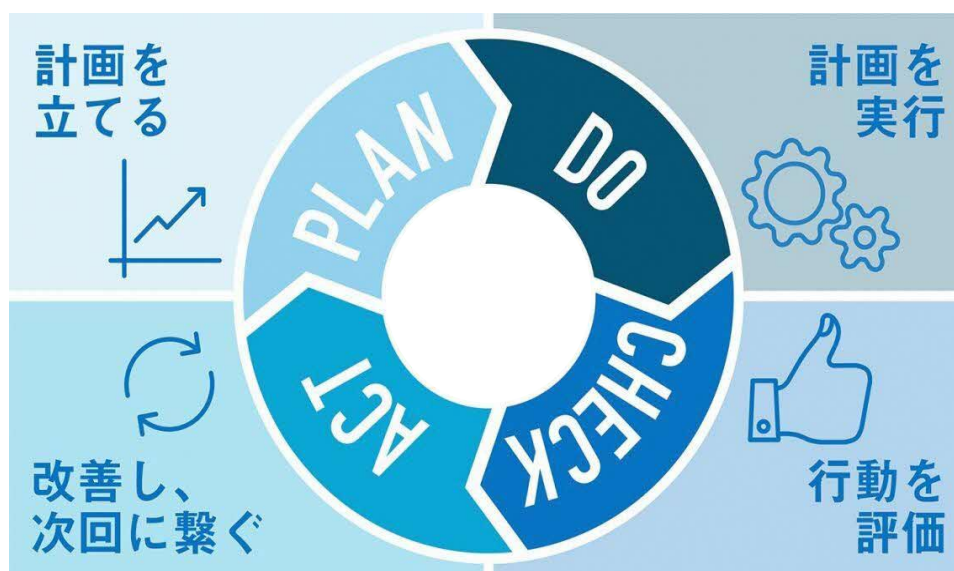
2 計画の進捗管理

本計画の着実な実行のため、各取組の実施状況について点検、評価し、施策の改善につなげます。

進捗を確認するに当たっては、PDCAサイクルに基づいて点検・評価を行うとともに、結果においては、村ホームページ等で公開するなど、当事者である子どもや子育て世帯への情報提供に努めます。

本計画の内容については、住民ニーズや社会情勢、国における制度改革等を踏まえ、必要に応じて取組の充実や見直しを図ります。

【PDCAサイクルに基づく進捗評価】



資料編

1 球磨村保健事業計画審議会委員名簿

番号	組織	職名	氏名
1	議会議員	球磨村議会議長（審議会会長）	舟戸 治生 (R7.12.17まで)
2		球磨村議会 産業厚生常任委員長	嶽本 孝司 (R7.12.17まで)
3		球磨村議会議長（審議会会長）	田代 利一 (R8.2.5から)
4		球磨村議会 産業厚生常任委員長	東 純一 (R8.2.5から)
5	社会福祉関係	球磨村社会福祉協議会事務局長	松舟 大吾
6		球磨村民生委員児童委員協議会会長	原 和彦
7		球磨村老人クラブ連合会会長	永椎 三郎
8		特別養護老人ホーム千寿園施設長	後藤 竜一
9		渡保育園園長	上田 博孝
10		こがね保育園園長	中井 久美
11	保健・医療関係	球磨村診療所院長	橋口 治
12	関係機関の職員	球磨村副村長	上 郁 宏 (R8.1.26まで)
13	教育関係	球磨村教育長	大瀬 克彦
14		球磨清流学園学校長	恒松 龍治
15		球磨清流学園PTA会長	吐合 博則
	事務局	保健福祉課長	友尻 陽介
		福祉係長	松野 翔吾
		福祉係主事	瀧上 紗希

2 用語解説

あ行	
ICT	Information and Communication Technology の略。 日本では既に一般的となっている IT = 情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加えた言葉。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園等で一時的に預かる事業。
SNS	Social Networking Service の略。Web 上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするソーシャルメディアのこと。狭義では、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制サービスを指す。
か行	
GIGA スクール構想	GIGA は Global and Innovation Gateway for All の略称で、「すべての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉」とも訳される。2019 年（令和元年）に開始された、全国の児童・生徒 1 人に 1 台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組。
教育・保育施設	幼児期に教育の基礎をつくる教育機関としての「幼稚園」、就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する「保育所（園）」、幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ「認定こども園」の 3 つの施設のこと。施設の利用を希望する場合は、市町村からの認定が必要となる。
協働	様々な主体が相互理解と信頼を前提とし、対等な関係に基づき、開かれたプロセスで行う共同活動のことをいう。協働により単独では得られない相乗効果が期待でき、互いの組織や活動内容の補完や改善を図ることができる。
合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に産むこどもの平均数を示す。合計特殊出生率が 2.07 以上であれば人口は増加傾向、2.07 未満であれば減少するといわれている。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。（2.07 は、現在の日本の人口置換水準の数字。人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。）
こども家庭センター	児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。母子保健機能（旧「子育て世代包括支援センター」）と児童福祉機能（旧「子ども家庭総合支援拠点」）の機能を一体的に運営し、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行う。
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条において定められた、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制等についての計画。5 年を 1 期として、特別区を含めた全市町村が作成する。

さ行	
児童虐待	保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者)が18歳未満の児童に対し、叩く・蹴る等の身体的虐待、わいせつな行為をする性的虐待、育児放棄(ネグレクト)、著しい暴言や拒絶を行う心理的虐待の4種類に分類される。
就学援助	経済的理由により就学が困難な児童生徒に対して行われる学用品代や給食費などの援助。
食育	食事バランスの健全化や農林漁業体験や食文化の保護・継承など、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育。
スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して高度の専門的な知識・経験を有し、児童生徒へのカウンセリングや、教職員・保護者に対する助言・援助を行う専門職。
スクールソーシャルワーカー	児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒がおかれた環境への働きかけや関係機関の連携・調整などを行う専門職。教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動実績等がある者が起用される。
た行	
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。
な行	
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
認定こども園	就学前のこどもに幼児教育・保育を一体的に提供する施設。また、地域における子育て支援として、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等を行う。 幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類が存在する。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
は行	
バリアフリー	高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁を除去するという考え方。
保育所(保育園)	保護者が仕事をしているなどの理由により、保育を必要とするこどものための施設。0歳から小学校に入学する前までのこどもが、日々、保護者のもとから通って一緒に過ごす。利用定員は20人以上。

は行	
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者。
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童。保護者に監護させることが不相当と認められる児童には、虐待を受けていたり、家庭環境などに起因して非行や情緒障がい等を有していたりする児童などが当てはまる。
要保護児童対策地域協議会	虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見をし、適切な支援を提供すること及び児童虐待の予防を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会。
数字	
1.57 ショック	1989年の合計特殊出生率が1.57と戦後最低を記録したこと。それまでの最低記録は「ひのえうま」という特殊要因があった1966年の1.58であったため、それを下回ったことは、政府が少子化対策に取り組む契機となった。

球磨村こども計画

令和8年3月

発行・編集

球磨村 保健福祉課

〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地

TEL 0966-32-1112 FAX 0966-32-1230
